

専修大学法科大学院

自己点検・評価報告書  
(2020年度)

専修大学大学院法務研究科法務専攻

2021年4月

法科大学院自己点検・評価委員会



|                                          |     |
|------------------------------------------|-----|
| 自己点検・評価の内容と結果                            |     |
| 第1分野 運営と自己改革                             | 3   |
| 1-1 法曹像の周知                               | 3   |
| 1-2 特徴の追求                                | 6   |
| 1-3 自己改革                                 | 9   |
| 1-4 法科大学院の自主性・独立性                        | 21  |
| 1-5 情報公開                                 | 23  |
| 1-6 学生への約束の履行                            | 25  |
| 第2分野 入学者選抜                               | 27  |
| 2-1 入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉             | 27  |
| 2-2 既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉             | 32  |
| 2-3 多様性〈入学者の多様性の確保〉                      | 36  |
| 第3分野 教育体制                                | 39  |
| 3-1 教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉          | 39  |
| 3-2 教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉            | 42  |
| 3-3 教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉                | 44  |
| 3-4 教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉                | 46  |
| 3-5 教員体制・教員組織（5）〈教員のジェンダーバランス〉           | 48  |
| 3-6 教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉                   | 49  |
| 3-7 教員支援体制（2）〈研究支援体制〉                    | 52  |
| 第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み             | 54  |
| 4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）<br>〈FD活動〉 | 54  |
| 4-2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）<br>〈学生評価〉 | 65  |
| 第5分野 カリキュラム                              | 70  |
| 5-1 科目構成（1）〈科目設定・バランス〉                   | 70  |
| 5-2 科目構成（2）〈科目の体系性〉                      | 74  |
| 5-3 科目構成（3）〈授業科目の開発，教育課程の編成及びそれらの見直し〉    | 77  |
| 5-4 科目構成（4）〈法曹倫理の開設〉                     | 81  |
| 5-5 履修（1）〈履修選択指導等〉                       | 83  |
| 5-6 履修（2）〈履修登録の上限〉                       | 87  |
| 第6分野 授業                                  | 90  |
| 6-1-1 授業（1）〈授業計画・準備〉                     | 90  |
| 6-1-2 授業（2）〈授業の実施〉                       | 93  |
| 6-2 理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉                | 99  |
| 6-3 理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉                    | 101 |

|      |                               |     |
|------|-------------------------------|-----|
| 6－4  | 国際性の涵養                        | 104 |
| 第7分野 | 学習環境及び人的支援体制                  | 105 |
| 7－1  | 学生数（1）〈クラス人数〉                 | 105 |
| 7－2  | 学生数（2）〈入学者数〉                  | 107 |
| 7－3  | 学生数（3）〈在籍者数〉                  | 109 |
| 7－4  | 施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉         | 111 |
| 7－5  | 施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉           | 114 |
| 7－6  | 教育・学習支援体制                     | 118 |
| 7－7  | 学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉           | 120 |
| 7－8  | 学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉          | 126 |
| 第8分野 | 成績評価・修了認定                     | 130 |
| 8－1  | 成績評価〈厳格な成績評価の実施〉              | 130 |
| 8－2  | 修了認定〈修了認定の適切な実施〉              | 136 |
| 8－3  | 異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉   | 139 |
| 第9分野 | 法曹に必要なマインド・スキルの養成             |     |
|      | （総合評価及び適格認定）                  | 142 |
| 9－1  | 法曹に必要なマインド・スキルの養成〈総合評価及び適格認定〉 | 142 |

## 自己点検・評価の内容と結果

### 第1分野 運営と自己改革

#### 1-1 法曹像の周知

(評価基準) 養成しようとする法曹像が明確であり，関係者等に周知されていること。

#### 1 現状

##### (1) 養成しようとする法曹像

専修大学法科大学院（以下、「本法科大学院」という）は、「自由かつ公正な社会の形成を図るため，高度の専門的な法律知識，幅広い教養，国際的な素養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた将来の法曹を養成すること」（専修大学専門職大学院学則第3条），より具体的には「社会生活上の医師」とも言うべき市民生活に根ざした法曹や，強い責任感を持ちビジネスの先端的・国際的分野でも活躍できる優れた法律家を養成することを目指している（設置認可申請時の理由）。

専修大学（以下、「本学」という）は，明治憲法制定前の1880年（明治13年）9月，教育による社会への「報恩奉仕」を建学の精神として日本初の私立専門学校として法学教育を始め，いち早く近代法の考え方を我が国に根付かせようとし，五大法律学校の一つとしてその後も重要な役割を担ってきた。この建学の精神である「社会に対する報恩奉仕」は，その後，現代的に「社会知性（Socio-Intelligence）の開発」と捉え直され，本学の21世紀ビジョンに位置付けられた。その上で，さらにそれを具現化するため，2004年4月，人間性豊かな質の高い法曹を養成すべく法科大学院を開設した。

本法科大学院は養成しようとする法曹像を上記のように明確化するとともに，教育理念として「議論による問題解決能力」の修得を掲げた。それは，あらゆる未知の問題への対処が要請される法律実務において，この「議論による問題解決能力」こそが実務法曹にとって最も必要な資質・能力であり，法曹は議論による問題解決者だからである。このことから，「法学の最も基本的な理論及び知識を徹底して教育すること，並びに基礎的理論及び知識による立論・反論をなし得る能力を修得させること」，すなわち，議論による問題解決能力を修得させることを目的として，カリキュラムを編成し教育している。

「議論」とは，

「甲論乙駁あって話がまとまらない」というような状況を示すのに用いられる日常用語的意味ではない。それは比較的最近になって意識された言

語使用の新しい形態についての考え方、すなわち、言語使用能力を有する二者が、主張とその論拠を提示し相互に反論と再反論とを繰り返すことにより、その限りでいかに異なった価値観を有する者の間であっても、言語を通じて共有する世界を構築できる、という考え方を意味する語である。「問題」とは、「現にある状態」と「あるべき状態」との差（ギャップ）が意識された状況を言い、したがってこのギャップに気付くことが「問題発見」であり、それを解消することが「問題解決」である。

## （２）法曹像の周知

### ア 教員・事務職員等への周知

本学の Web サイト及び「法科大学院要項」に記載している。

さらに、専任教員については、教授会、教務委員会、入試広報委員会、自己点検・評価委員会、FD委員会等の各種委員会において、教育理念・養成すべき法曹像を元にした協議の機会がある。兼任・兼任教員については、就任の際、院長からの教育理念と養成すべき法曹像についての説明があることに加え、専任教員との協議の機会がある。事務職員は、教授会、各種委員会における記録、報告書の作成等により、その内容を理解する機会がある。また、教育課程連携協議会の委員に対しては、当年度の自己点検・評価報告書を交付しその内容を確認してもらうとともに、協議会においても、協議及び議論の中で、その説明が為されている。

### イ 学生への周知

本学の Web サイト及び「法科大学院要項」に記載している。

さらに、新入生に対するガイダンスにおいて法科大学院長が入学者に対して丁寧な説明を行うとともに、セメスターごとのガイダンスにおいても、教務委員会委員長が履修に当たって踏まえるべき基本的視点として言及し、学生も理解している。

### ウ 社会への周知

本法科大学院への受験希望者を含め社会全体に対しては、まず「入学ガイド」において本学学長と法科大学院長の挨拶によって本法科大学院が養成しようとする法曹像を広く公表している。さらに、学内外の法科大学院進学説明会において本法科大学院の特色や養成しようとする法曹像などを教職員が丁寧に説明している。そして本学の Web サイトにおいて、本法科大学院の特色や養成しようとする法曹像などを詳しく説明している。このように社会、とりわけ多くの受験生に本法科大学院の養成しようとする法曹像が十分に理解されていることは、入試の際に提出される「志望理由書の記載」やスカラシップ入試の際の面接試験等の回答により明らかであるといえる。

入学後も学生は本法科大学院の教育理念を踏まえ勉学に励んでおり、入学後に自己の志望する法曹像とのミスマッチを訴えた学生は存しない。

## （３）特に力を入れている取り組み

議論による問題解決能力を修得させる教育理念を、教員及び学生に対し

て、周知徹底させている。

#### (4) その他

2017 年 3 月、教授会において、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを協議のうえ作成した。その際、養成すべき法曹像及び教育理念の内容につき、教員間で認識の齟齬がないことを確認した。

## 2 点検・評価

養成しようとする法曹像は明確であり、本学の建学の精神や 21 世紀ビジョンに由来するものとしても、社会における法曹の役割から見ても適切である。また、教育理念は、教育内容・教育方法等について指針として十分機能している。

この法曹像や教育理念は、専任教員、兼担・兼任教員、職員、学生、入学予定者及び社会に対して、様々な機会や方法を利用し周知させる方策を講じている。

2017 年 4 月に本学全体で「3つのポリシー」を策定したことにあわせ、本法科大学院でも「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」を定めた。その際、あらためて養成しようとする法曹像・教育理念の内容を教授会において確認し、専任教員全員の認識を共通のものとした。

ところで、2 年次以降において、具体的事例へ適用あるいは実務への応用の際、議論の前提となる共通言語（基礎理論）の修得が不十分な者が存した場合、その者に対する方策が必要となる。これについては、個々の教員が学生の基礎理論修得が不十分な事項につき説明を補充している。法学未修者については、1 年間の履修だけで前提となる基礎理論を修得させることはかならずしも容易でないため、授業時間外においてもフォローアップのための様々な方策を講じている。

## 3 自己評定

### A

[理由] 建学の精神に根ざした法曹像は明確であり、その周知においても非常に良好である。

## 4 改善計画

特になし。

## 1－2 特徴の追求

(評価基準) 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

### 1 現状

#### (1) 当法科大学院の特徴

1－1で述べたとおり、本法科大学院は教育理念として「議論による問題解決能力」を修得させることを掲げた。また具体的には「社会生活上の医師」とも言うべき市民生活に根ざした法曹や、強い責任感を持ちビジネスの先端的・国際的分野でも活躍できる優れた法律家を養成することを目指している。このことから本法科大学院は、以下の事項を本法科大学院の特徴として掲げ実施している。

##### ア 少人数教育

教育理念である「議論による問題解決能力の修得」を目的として、法学の最も基本的な理論及び知識を徹底して教育するとともに、双方向・多方向授業及び課題に対する講評・添削を十分に実施するため、演習科目の各クラス編成を25人以下とした。

##### イ 研究者教員及び実務家教員の適切な配置

基本的な理論・知識及び基本的な理論・知識の応用力（具体的事例への適用、実務への応用）を修得させるため、研究者教員及び実務家教員のバランスを図り、その年齢構成及び専門領域が多岐に亘るように構成した。

##### ウ 実務との接触

法科大学院棟に法律事務所があること、及びエクスターンシップの受け入れ先も十分にあることから、クリニック、エクスターンシップ等法律実務基礎科目を確実に実施できる体制を整えた。また法科大学院棟内に法廷教室があり、学生自らの企画と工夫を取り入れた模擬裁判が実施されている。

##### エ 多様な展開・先端科目の配置

2・3年次において、多様な専門分野（民事、刑事、企業法務、知的財産法務、渉外法務、コミュニティサービス等）に対応した展開・先端科目を配置し、学生自らの問題意識に合わせて選択できるようにした。

##### オ クラス担任制

クラス担任制を採用し、担任教員が前期及び後期の各1回、学生との個人面談を実施し個々の学生からの学習上の質問等に対し助言を与えている。また教授会において、各教員から個人面談の内容が報告され、全教員で問題認識を共通にし、かつ制度の改善を要すると判断される事項について対処策を検討したうえで実施している。さらに上記の個別面談以外にも、前期・後期の授業開始より1週間の間、各クラス担任がオフィスアワーの時間を用いて履修相談に乗る制度を導入している。

#### カ 整備された学習環境

図書館法科大学院分館，法廷教室，各種データベース及び情報検索のためのコンピュータ，個々の学生へ貸与しているキャレル（自習机）等，物的設備を十分に整えた。また各教員がオフィスアワーにおいて学生からの質問に答えられるよう，教員の研究室も十分なスペースをとった。

#### (2) 特徴を追求・徹底するための取り組み

個々の学生の教育を強化するために，民事実務演習，刑事実務演習，民事法文書作成及び公法系訴訟実務の基礎等の法律実務基礎科目においては，起案を課題とし，添削のうえ質疑応答を実施している。

さらに，前期・後期の試験においては，全ての授業科目（兼任・兼任教員の担当する科目も含め）について，講評を書面で配付するとともに，講評講義の実施，あるいは，希望者に対する個別指導を実施している。

#### (3) 取り組みの効果の検証

個々の学生への教育の効果については，毎学期の成績評価が公表された後，教授会終了後の教員懇談会において各科目担当者間において意見交換を行い，必要に応じて FD 委員会が開催する FD 研究集会などにおいて検討を行っている。また各教員も，ティーチングアシスタントを務める実務家講師との意見交換を行いながら教育効果の検証を行っている。また前述（1）オで述べたようにクラス担任教員による前期・後期の面談においても，前の学期における授業内容の理解を確認しており，その結果は書面に纏められ教授会で報告され，必要があればその対応を協議し実施している。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

入学直後から授業にスムーズに入っていくことができるように，法律基本科目の全てについて導入授業を実施しており，また入学後についてもアカデミックアドバイザーによる個別指導やフォローアップ等の制度を設け実施している。さらに在学生支援プログラムの一環として，別途，面談による緻密な学習指導を実施している。なお，2019 年度においては，新型コロナウイルス防疫のため，導入授業の一部（3 月 14 日以降の 3 回）が実施できなかった。

#### (5) その他

特になし。

### 2 点検・評価

教育理念に則った授業実施が可能となる体制，学生からの学習面の要請を満たすための人的・物的に十分な環境を双方整えた点など，特徴を追求する取り組みは適切になされている。

### 3 自己評価

#### A

〔理由〕特徴の明確性，取り組みの適切性が，いずれも非常に良好である。

#### 4 改善計画 特になし。

### 1－3 自己改革

(評価基準) 自己改革を目的とした組織・体制が、適切に整備され機能していること。

(注)

- ① 「自己改革」とは、当該法科大学院における法曹養成教育の状況等（入学者選抜及び修了認定等に関する事項を含む。）を不断に検証し、検証結果等を踏まえて、法科大学院の社会的使命のより効果的な達成に向け諸要素を改善していくことをいう。自己点検・評価活動（学校教育法第109条第1項）は本評価基準の評価対象とする。また、教育内容・教育方法の改善に向けた組織的活動（FD活動）に関する事項はすべて評価基準4－1の評価対象とする。
- ② 「組織・体制」とは、法科大学院の自己改革活動を目的として設定された組織や、自己改革に恒常的に取り組むためにとられた体制をいい、公開された情報に対する評価や改善提案に適切に対応する体制及び修了者の進路を適切に把握してその結果を教育の改善に活用する取り組みも含まれる。

## 1 現状

### (1) 組織・体制の整備

本法科大学院においては、自己改革を目的として教授会の下に「自己点検・評価委員会」を設置している。この他、自己改革を目的として設置し、恒常的に取り組んでいる組織として、教務委員会、入試広報委員会、ファカルティ・ディベロップメント委員会（FD委員会）及び教育課程連携協議会がある。

以下、その組織と根拠規程について詳述する。

#### ア 教授会（根拠 専修大学法科大学院教授会規程）

構成員は、(1)法科大学院専任教員、(2)実務家専任教員（常勤）、及び(3)実務家専任教員（みなし）である（同規程第2条）。

目的は、学長が教育研究に関する決定を行うに当たり、審議し意見を述べること（同規程第6条1項）、及び教育研究に関する事項について、学長及び院長の求めに応じ意見を述べることである（同条第2項）。

#### イ 自己点検・評価委員会（根拠 専修大学法科大学院自己点検・評価規程）

構成員は、以下のとおりである（同規程第4条）。

- (1) 法科大学院担当理事
- (2) 法科大学院長
- (3) 法科大学院教務委員長
- (4) 法科大学院入試広報委員長

- (5) 法科大学院ファカルティ・ディベロップメント委員長
- (6) 法科大学院奨学生選考委員長
- (7) 法科大学院の専任教員のうちから学長が指名する者
- (8) 法科大学院事務部長
- (9) 法科大学院事務部法科大学院事務課長

目的（職務）は、(1)点検・評価項目の設定及び変更並びに方法、(2)点検・評価の実施、(3)点検・評価報告書の作成、(4)点検・評価結果の5年毎の公表、及び、(5)認証評価機関が行う第三者評価への対応である（同規程第3条）。

ウ 教務委員会（根拠 専修大学法科大学院教務委員会規程）

構成員は、法科大学院の研究者専任教員、実務家専任教員（常勤）及び実務家専任教員（みなし）のうちから、原則として、法科大学院副院長及び次に掲げる者から構成される計7名以上とする（同規程第3条1項）。

- (1) 公法系科目群を代表する者
- (2) 民法・民事訴訟法科目群を代表する者
- (3) 商法科目群を代表する者
- (4) 刑事系科目群を代表する者
- (5) 実務基礎科目群を代表する者
- (6) 基礎法学・隣接科目群を代表する者
- (7) 展開・先端科目群を代表する者

目的（職務）は、以下の教務に関わる事項の検討である（同規程第2条）。

- (1) カリキュラム（教育課程）の編成に関すること。
- (2) 授業計画に関すること（履修要項、講義要項、時間割、期末試験等に係ること）。
- (3) 進級要件、修了要件等に関すること。
- (4) クラス編成に関すること。
- (5) 教育の施設及び教材等に関すること。
- (6) 学生からの諸要求・要望の把握とその対応に関すること。
- (7) その他教務事項全般に関すること（ただし、他の法科大学院委員会の所管に関する事項は除く）。

エ 入試広報委員会（根拠 専修大学法科大学院入試広報委員会規程）

構成員は、法科大学院の専任教員並びに実務家専任教員（常勤）及び実務家専任教員（みなし）のうちから7名以上の委員をもって構成する（同規程第3条1項）。

目的（職務）は、以下の入試・広報に関わる事項の検討である（同規程第2条）。

- (1) 入学試験の実施計画及び準備に関すること。
- (2) 入学試験問題の出題方針策定に関すること。

- (3) 入学試験の実施に関すること。ただし、入学試験判定案の作成については委員会の職務とはしない。
- (4) 入学試験の中長期的諸施策に関すること。
- (5) 学生募集企画に関すること。
- (6) 学生募集に伴う広報活動に関すること。
- (7) 学長からの諮問に関すること。
- (8) その他入学試験に関すること。

オ ファカルティ・ディベロップメント委員会（根拠 専修大学法科大学院ファカルティ・ディベロップメント規程）

構成員は、法科大学院の専任教員並びに実務家専任教員（常勤）及び実務家専任教員（みなし）のうちから3名以上の委員である（同規程第4条1項）。

目的（職務）は、以下のとおりである（同規程第3条）

- (1) FDの企画及び実施に関すること。
- (2) FDに関する情報を収集すること。
- (3) FDに関する情報を法科大学院の教員等に提供すること。
- (4) FDに関する講演会、研修会等を企画及び実施すること。
- (5) その他FDに関すること。

カ 教育課程連携協議会（根拠 専修大学法科大学院教育課程連携協議会規程）

構成員は、以下のとおりである（同規程第3条）。

- (1) 学長が指名する法科大学院の専任教員その他の教職員
- (2) 法科大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
- (3) 専修大学の教員その他の教職員以外の者
- (4) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者（学長が必要と認める場合のみ）

目的（職務）は、以下のとおりである（同規程第2条）

- (1) 産業界等との連携による授業科目の開発及び開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項
- (3) その他協議会が必要と認める事項

## (2) 組織・体制の活動状況

各組織の活動状況は、以下のとおりである。

ア 教授会

- (ア) 実施回数等 年間14回（月1回程度）開催。
- (イ) 活動内容

各委員会提案の改革案について、全専任教員により検討及び決定を行っている。

イ 自己点検・評価委員会

(ア) 実施回数等 年3回程度開催。

(イ) 活動内容

自己点検評価に関する項目の設定、変更及びその方法を定め評価を実施し、第三者機関による認証評価への対応を行う。自己点検・評価報告書は、毎年4月～7月に学長に提出し、かつWebサイト上に公表している。同報告書については、教育課程連携協議会委員にあらかじめ送付したうえで同協議会において審議している。ここで指摘された問題点については、その後、それぞれ担当する委員会で速やかに検討したうえで改善に取り組んでいる。

(ウ) 自己改革の取り組み

各委員会に対して、自己改革の必要性のある事項について検討し具体的方策の決定及び実施を求めるとともに、自己点検・評価委員会から、個々の教員（専任教員及び兼任・兼任教員）に対して、年2回（前期・後期各1回）、教育内容、方法等の改善に関する「自己点検シート」の作成及び提出を求めている。

ウ 教務委員会

(ア) 実施回数等 年10回程度開催。

(イ) 活動内容

教務に関わる事項の検討である。毎年、前期には導入授業の実施科目・方法及び前期開講科目の成績評価等について、後期には次年度の学事暦、開講科目、展開数及び学則の改定、後期開講科目の成績評価等の検討を行っている。その他学生の教育に関する事項について検討事項が生じた場合には適宜検討を行っている。

(ウ) 自己改革の取り組み

a 2017年12月

後期試験より、採点済みの定期試験答案のコピーを学生に返却することを決定した。

また、2018年4月より「専修大学法科大学院における修了判定及び進級判定並びに成績評価に対する異議申立てに関する規程」を制定するに伴い、後期試験より規程と同内容で異議申立てを実施した。異議申立て制度にあわせて、講評解説の実施期間を設け、全ての試験科目について試験結果の講評を行うこととした。

さらに、試験を受験するための資格として3分の2以上の授業出席が必要となることを決定した。

b 2018年1月

教務委員会規程を制定した。

c 2018年2月

進級、修了要件のGPAを1.50から2.00に変更した。

- d 2018年10月  
模擬裁判を3年次の春季集中に開講することとした。  
2018年度後期クラス面談より、面談シートに学生の負担感に関わる項目を設けた。  
平常点評価について、厳格性が疑わしい評価を行った教員に対して院長及び副院長（教務委員会委員長）が面談を行い、場合により是正を求めることにより厳格性を確保していくことが確認された。
  - e 2018年12月  
履修受付期間中（前期・後期）に、クラス担任によるオフィスアワー時間を利用した「履修相談受付期間」を設置することを決定した。
  - f 2019年2月  
1年次から2年次への進級要件に、共通到達度確認試験の各科目の成績が、全国の受験者全体の得点分布において上位80パーセント以内であることを加えた。
  - g 2019年7月  
2019年度前期より定期試験の過去問を公表することとした。
  - j 2020年  
新型コロナウイルス感染拡大の影響により、前期授業の開始を5月からに遅らせ、授業の実施方法も全面オンラインとした。前期試験を中止することとした。後期については、対面授業とオンライン授業を併用して授業を実施し、後期試験に替えてオンライン起案を実施した（オンライン起案については基準8-1の1（5）参照）。
  - k 日弁連法務研究財団の指摘事項に対する自己改革については、後述する。
- エ 入試広報委員会
- (ア) 実施回数等  
年3回程度  
ただし、入試又は広報に係わる事項があればその都度開催している。
  - (イ) 活動内容  
入試・広報に関わる事項の検討である。毎年4月には、当該年度実施の各期入試の出題委員、採点委員、出題ミス等防止に関する委員の選出、学内外における説明会等の広報活動の担当者を検討し、全入試日程終了後には当該年度入試結果を検証し、次年度入試の概要を検討している。
  - (ウ) 自己改革の取り組み
    - a 2018年1月  
入試広報委員会規程を制定した。
    - b 2018年2月  
法科大学院全国統一適性試験未実施に伴い判定項目の見直しを行った。

- c 2018年6月  
社会人の定義を「大学学部卒業後3年以上経た者」とした。
  - d 2020年  
2021年度実施（2022入学者）の入試より、大学を3年次で早期卒業予定の者を対象とするスカラシップ入試の導入を決定した。
- オ ファカルティ・ディベロップメント委員会
- (ア) 実施回数・活動内容  
年4回程度（前期，後期各2回程度）開催。  
FDに関する情報収集，企画，実施を行っている。
  - (イ) 自己改革の取組み
    - a 2015年9月  
就職支援を目的として，法科大学院修了者を対象とした求人票を作成し，法科大学院生に特化した情報提供を行うこととした。また，修了者への継続的な教育プログラムを提供することを目的として，本学法曹会と本法科大学院との間で協定を締結した。
    - b 2017年2月  
授業改善アンケートは，従来，全授業科目のアンケート集計を全教員に配付した上で，担当科目のアンケート集計及び自由記載欄内容については担当教員にのみ配付していたが，科目別の集計結果も全教員に配付した上で，自由記載の内容についても閲覧できるよう変更した。またアンケート結果に対するフィードバックについても行っていなかったが，担当教員に当該文書の作成を求め，ポータルサイトを通じて学生に公開する措置を採った。教員相互による授業参観については，従来，被参観者の授業方法等を参考にすることにより参観者の授業改善を目的としていた。被参観者の授業改善も目的とし参観者の報告書を被参観者に配付することとした。
    - c 2017年12月  
授業アンケートについて個々の科目で自由に設定できる項目を新設した。
    - d 2019年5月  
授業改善アンケートに対するフィードバック文書が形式的なものにならないよう，FD委員会による確認の機会を設けることとした。
    - e 2019年9月  
授業科目担当者と支援プログラム担当講師との打合せについて，従来支援プログラム担当者の裁量に委ねていた部分に，授業担当者がより積極的に関わっていく体制を構築することとした。
    - f 2020年6月  
従来，授業評価アンケートは学期末（第14講・第15講）に実施してきたが，2020年度においては新型コロナウイルス対応によりオンライン授業実施となったことから，講義の中盤（第5講～第6講）の時期にオンラインにて学生への中間アンケートを実施し，後半の講義に活かせるような対応をした。

#### カ 教育課程連携協議会

##### (ア) 実施回数・活動内容

年1回程度

##### (イ) 自己改革の取組み

2019年度設置され、例年7月に協議会を開催している。ただし、2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、同年11月4日に開催した。当該協議会では、構成委員以外に、オブザーバーとして、自己点検・評価委員会委員長、教務委員会委員長、入試広報委員会委員長及びFD委員会委員長も出席している。学外の教育課程連携協議会委員2名からは、事前に提出された意見書に基づき、本法科大学院の活動全般について意見が示され、指摘された事項について、各委員会委員長との間で意見交換が行われた。各委員会で検討すべき事項については、その後の委員会での検討を経て、改善策が実施されている。

#### (3) 組織・体制の機能状況

##### ア 問題の把握、検討、具体的取り組み状況

##### (ア) 教育体制（カリキュラム、授業、教員体制等）の改善

中長期的人事計画に基づき継続性のある教員体制の維持を図っている。例えば、定年退職する法科大学院専任教員がいる場合には、退職教員の担当科目の専任教員がいない状態とならないよう計画的に人事を行い、定年退職の1年以上前から予約採用人事を進めている。また場合によっては、1年先取りの人事を行い、退職する教員とともに1年間教育にあたることにより、段階的に引継ぎを行うことによって、教育の継続性が維持できるようにしている。

2016年度定年退職教員（憲法）の後任については、先取り人事を行い2016年度に新専任教員を採用し、2017年度定年退職教員（行政法）についても同様に先取り人事を実行した。

##### (イ) 入学者選抜における競争倍率の確保

2016年度入試より、定員を55人から28人とし、また、奨学生制度を充実させる等の制度改正を行っており、競争倍率が2.0を下回ることは生じていない。

##### ・過去5年間の入学者競争倍率

|        | 受験者数<br>(人) | 合格者数<br>(人) | 競争倍率<br>(倍) |
|--------|-------------|-------------|-------------|
| 2016年度 | 79          | 38          | 2.08        |
| 2017年度 | 124         | 52          | 2.38        |
| 2018年度 | 144         | 59          | 2.44        |
| 2019年度 | 189         | 60          | 3.15        |
| 2020年度 | 159         | 44          | 3.61        |

##### (ウ) 定員充足率の確保

2016年度入試より、定員を55人から28人とし、また、奨学生制度を充実させる等の制度改正を行い、競争倍率が2.0を下回ることには生じていない。定員充足率の平均についても、87.9%であり、奨学生制度を充実させるとともに、年4回入試を行っている成果である。

・過去5年間の入学定員充足率

|        | 入学定員 (A) | 入学者数 (B) | 定員充足率 (B/A×100) |
|--------|----------|----------|-----------------|
| 2016年度 | 28人      | 21人      | 75.0%           |
| 2017年度 | 28人      | 28人      | 100.0%          |
| 2018年度 | 28人      | 23人      | 82.1%           |
| 2019年度 | 28人      | 29人      | 103.6%          |
| 2020年度 | 28人      | 22人      | 78.6%           |
| 平均     | 28人      | 24.6人    | 87.9%           |

(エ) 公開された情報に対する評価や改善提案への対応・法曹に対する社会の要請の変化

法科大学院設置の当初とは大きく異なり、近年、司法試験合格率の向上が強く求められている。これについては、教授会、各委員会ばかりでなく、他に、教授会構成員による教員懇談会により、対策を検討している。2020年度の教員懇談会は、2020年4月（オンライン）を第1回として、2021年3月17日まで3回（うち2回はオンライン）開催した。新たに設置すべき科目の検討等教務に関する事項の他、アカデミックアドバイザーの設置、法学未修者の授業改善のためのワーキンググループの設置及び同グループによる提言、在学生・修了生支援グループの設置及び同グループによる在学生・修了生支援プログラムの実施等が、教員懇談会による成果である。

(オ) 修了者の進路に関する問題の把握、検討、具体的取り組み状況

a 司法試験合格率

|        | 受験者数 | 短答式試験の合格に必要な成績を得た者の人数 | 最終合格者数 | 合格率   | 全国平均の司法試験合格率 | 全国平均の司法試験合格率（予備試験を除く） |
|--------|------|-----------------------|--------|-------|--------------|-----------------------|
| 2016年度 | 91人  | 56人                   | 9人     | 9.89% | 22.95%       | 20.68%                |

|        |     |     |    |        |        |        |
|--------|-----|-----|----|--------|--------|--------|
| 2017年度 | 72人 | 36人 | 4人 | 5.56%  | 25.86% | 22.51% |
| 2018年度 | 58人 | 35人 | 5人 | 8.62%  | 29.11% | 24.75% |
| 2019年度 | 56人 | 38人 | 7人 | 12.50% | 33.63% | 29.09% |
| 2020年度 | 40人 | 32人 | 8人 | 20.00% | 39.16% | 32.68% |

b 修了生の進路（司法試験合格者以外）

(a) 調査方法

【在学中】

- ・「法科大学院修了生進路報告書」の提出（修了発表時）

【修了後】

- ・司法試験結果等把握のためのアンケート（年2回実施）
- ・修了生支援の個別面接
- ・教員による情報提供
- ・ジュリナビへの登録

c 調査結果

本法科大学院出身者で司法修習を終了した者は、法律事務所で就業する者が大多数であるが、任期付き公務員となる者、企業法務部に所属する者など100%の就職を果たしている。これは本法科大学院出身者が社会の多様なニーズに対応する能力を兼ね備えていること、教員のネットワーク等を活用した就職支援等の成果である。

また、所期の目的を達成することができず、法曹となれなかった者についても、24.0%（全修了生数529名中司法試験合格者総数175名 現時点までの不合格者の累計354名中進路先が把握できている者が85名）の進路先を把握している。法科大学院修了者は修士課程修了者と同一に扱われることから、公務員試験を受験して市役所の職員となった者、裁判所事務官になった者がいる。また、法的知識を利用して、他の士業として活躍する者や、民間企業に就職するなどしている。

d 2019年度修了者の進路状況は下記に示した進路状況調査のとおりである。

【2020年度 専修大学法務研究科法務専攻修了者進路状況調査】

2021年3月31日現在

| 2020年度法務研究科法務専攻修了者 |          | 12人 | 備 考 |
|--------------------|----------|-----|-----|
| 内 訳                | 司法試験受験準備 | 12人 |     |
|                    | 就職       | 0人  |     |
|                    | 未 確 認    | 0人  |     |

(4) 特に力を入れている取り組み

在学生への学習支援を 2015 年度から始めている。学修支援を実施した講義等については、一定の効果を上げていると判断している。今後も引き続き、改善をして、在学生への学習支援を続けるとともに、修了生に対する支援も実施していく。

(5) その他

特になし。

## 2 点検・評価

競争倍率や定員充足率等については、ここ数年の改革が努力を結び、所定の結果をあげてきている。

司法試験合格率を向上させるため、各科目の単位認定の厳格を行うとともに、各教員が在学生、修了生を対象とした各種対策を講じたことで、2020 年度の司法試験合格率は、全国平均の 2 分の 1 を超えている。今後とも、司法試験合格率を向上させるために、従前の対策をより強力に推進していく。

本法科大学院は、学修支援プログラムとして、講義を実施している教員が修了生である実務家に指示し、講義で不十分であった事項につき、学生を支援する体制を整えている。しかし、その利用の割合は十分でなく、また、実施されている講義科目についても、教員及び実務家の協議につきその密度に差がある。学生が、必要とする科目につきこの制度を自由に利用し有意義なものにするために、その制度を利用する割合を高め、かつ、担当講師と学生を支援する実務家との協議をより密にするよう改善したい。

また法科大学院の教育活動の適切・効果的な運営を図るためには、教職員に対して必要な知識や技能を修得させるための研修は不可欠であり、今後とも、今まで以上に研修の機会を増やし、その成果を全員で共有できることを続けて行く。

なお、これまで取り組んできている様々な対策の成果は徐々に出てきているが、外部からも明らかになるような形になるまでは、まだ一定の時間が必要となるのではないかと考えている。

## 3 自己評価

B

[理由] 自己改革を目的として組織・体制の整備・機能の点でいずれも良好ではあるが、司法試験の合格率については改善の余地がある。

## 4 改善計画

### (1) 入学試験

本法科大学院は、議論による問題解決能力の獲得を教育理念・目的として掲げ、入試において、「基礎的な学力として法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等を適格かつ客観的に

評価する」としている。この実施も必ずしも十分と言えないことから、以下のように改善する必要がある。

i 既修者認定試験において、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法については短答式試験を実施している。その内容は、主に法科大学院の教育に必要な基礎知識を有するか否かを判定するところにある。確かに基礎知識・基礎理論を修得していることの確認は必要であるが、思考力、分析力及び表現力の判断には十分でない。そのため、短答式試験という手法は維持しつつも、知識量の多さ、正確さばかりでなく、一定の理論へのあてはめ、あるいは分析力等を評価できる問題も入れ、また適切な配点をするのが求められる。

ii 既修者認定試験の論文、未修者入試の小論文については、論文構成等により、判断力、思考力、分析力及び表現力等を一応判断しうる。一方、当法科大学院の教育理念からは、内容とは別に、言語を用いた論理力、表現力につき、別途、点数を与える等の工夫が必要である。他法科大学院を修了した学生においては、既修者認定試験において一定の優位性があるが、このことが司法試験合格の優位性に結びついていない。知識の量ではなく、法科大学院の教育内容を修得する能力を別途測定する必要がある。

以上につき、入試広報委員会の検討を経て、実際の入試問題にできる限り、上記趣旨を反映させることとしたい。

## (2) 教育方法・内容

授業だけでは、到底、司法試験で出題する項目をすべて扱うことはできない。そこで、担当教員は、授業で扱う項目についての学生の理解を確実にする方策ばかりでなく、授業では扱うことができない項目についての学習方法等についても指導することが求められる。また、本法科大学院は学生のための支援プログラムを採用し、担当教員が本法科大学院を修了した実務家に指示と学習支援を実施している。しかしながら、実施している科目だけでは十分とは言えず、また教員と実務家の協議がすべての実施科目において十分とは言えない。学生が自主的に必要な科目について有効に支援を受けることができるようにするため、さらに学習支援を必要とする科目を選別するとともに、担当教員と学習支援を担当する本法科大学院修了生の協議を密にする必要がある。この点、各教員に、自己点検シートの作成・提出を依頼する際、その旨伝え実施するようにしたい。

## (3) 成績評価・修了認定

成績評価は、概ね、期末試験と平常点で行われている。

未修1年次から2年次の進級については、法律基本科目の成績評価が厳格になされていて、また共通到達度確認試験により、厳格な成績評価が外部からも担保されている。

他方、2年次以上の成績評価については、共通到達度確認試験のような制度がなく、厳格な成績評価実施について外部からの担保はない。しかしながら、期末試験については採点基準を公表することで採点の客観化・透明性を図っている。また平常点の付け方についても、教員に対しては期末試験の評

価割合を高めにするよう求め、各教員間で厳格な単位認定であるとの認識を共通にするために教授会あるいはその後に行われる教員懇談会及びFD研究集会において意見交換をするなどして、厳格な成績評価となるような方策をとっている。さらに、平常点の付け方に疑義が生じるような場合には、院長及び教務委員長が担当教員から成績評価方法について事情聴取を行うことにより是正措置がとられている。

## 1－4 法科大学院の自主性・独立性

(評価基準) 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

### 1 現状

#### (1) 教授会の権限

本法科大学院には所属する専任教員によって構成される教授会が設置されており(学則第14条)、専修大学法科大学院教授会規程第6条により、以下のとおり審議事項を規定している。

「教授会は、学長が教育研究に関する決定を行うに当たり、次に掲げる事項について審議し、意見を述べるものとする。

- ① 法科大学院の授業科目その他授業に関する事項
- ② 学生の入学、進級、修了及び学位授与等に関する事項
- ③ 試験に関する事項
- ④ 学生の指導及び賞罰に関する事項
- ⑤ 奨学生の選考に関する事項
- ⑥ 法科大学院に関わる教員の人事にかかる教育研究業績等の審査に関する事項
- ⑦ 在外研究員及び国内研究員に関する事項
- ⑧ 院長の選出に関する事項
- ⑨ 専修大学専門職大学院学則その他法科大学院に関する規程等によって教授会の議を経るべき事項
- ⑩ 自己点検・評価に関する事項
- ⑪ 第三者評価に関する事項
- ⑫ 教授会規程並びに制定及び改廃に関し教授会の議を経ることとされている規程等の制定及び改廃に関する事項
- ⑬ 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めた事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、次に掲げる教育研究に関する事項を審議し、学長及び院長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- ① 各種委員の選出に関する事項
- ② ファカルティ・ディベロップメントに関する事項
- ③ その他教授会において必要と認められた事項」

#### (2) 理事会等との関係

上記(1)記載の教授会の権限は、第1項については、「学長が教育研究に関する決定を行うに当たり、次に掲げる事項について審議し、意見を述べるものとする。」、第2項については、「前項に規定するもののほか、次に掲げる教育研究に関する事項を審議し、学長及び院長の求めに応じ、意見を

述べることができる。」とし、学長が決定権限を有することとしているが、教授会が述べた意見どおりに決定されている。

また、教員人事や奨学生の採用などは、法人の理事会が決定権限を有し、その提案は学長がなすが、学長は教授会の意見どおり提案し、理事会も提案どおり決定している。

(3) 他学部との関係

他学部との関係で、教授会の意向が実現できなかったことはない。

なお、連絡調整機関として「運営委員会」が設置されており（学則第 13 条）、学長、法科大学院長、法科大学院副院長、専門職大学院担当理事、法学部長、法学研究科長、学長室長、法科大学院事務部長が構成員であり（議長は学長）、法科大学院の運営に関し審議し諮問している（専修大学法科大学院運営委員会規程）。法学部や法学研究科との意見交換も、この委員会において行われている。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

本学の全学的な意思決定は学部長会で行われているが、法科大学院長は構成員とはなっていない。また法科大学院以外の研究科は全て学部基礎を持つため、学部長会で必要な審議がなされ、それぞれの教授会経由で必要な情報が研究科委員会に提供される。さらに各学部長は法人の理事も兼ねているため、理事会に出席し、審議に参加しているが、法科大学院長は理事でないため理事会に出席することもない。

法科大学院の自主性・独立性は問題がなく保障されているが、逆に大学全体の意思決定や法人の意思決定に関与することがないため、全学的な問題に関与できないという問題が生じ、現在に至っている。

2 点検・評価

教員の採用・選考の人事、学生の入学者選抜、カリキュラム内容の設定、成績評価、修了認定等につき、教授会が実質的に決定することができ、また、それが制度的に保障されている。

3 自己評価

合

[理由] 法科大学院の教育活動に関する重要事項は、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されている。

4 改善計画

特になし。

## 1－5 情報公開

(評価基準) 教育活動等に関する情報が適切に公開されていること。

### 1 現状

(1) 公開されている情報及びその方法は以下のとおりである。

本法科大学院において公開している教育活動等に関する情報は以下のとおりである。

ア 養成しようとする法曹像

イ 入学者選抜に関する事項(入学者受入れの方針, 入学者選抜試験の概要, 出願者数, 合格者数等)

ウ 教育内容等に関する事項(授業科目, 授業の方法・内容, 年間の授業の計画等)

エ 教員に関する事項(教員組織, 教員の数, 各教員が有する学位及び業績等)

オ 成績評価・修了者の進路等に関する事項(成績評価・修了認定の基準, 修了者数, 修了者の進路等)

カ 学生の学習環境に関する事項(施設や設備環境, 在籍者数, 収容定員, 学費, 奨学生制度等)

キ 自己改革の取り組み等

(2) 公開の方法

アからキまでは, 本法科大学院の Web サイト及び「入学ガイド」において公開している。

イの内容のうち, 入学者選抜の実施方法等に係る詳細については「学生募集要項」, 実施結果については Web サイトにおいて順次公開している。「入学ガイド」及び「学生募集要項」は, いずれも Web サイトで閲覧・ダウンロードが可能となっており, 毎年度内容を更新している。また学内外での各種入学説明会及び本学キャンパスで配付しているほか, 電話又は Web サイトから請求することができ, 送料を含め無料で配付している。

ア, ウ, オ及びカについては, 在学生に対して「法科大学院要項」で公開している。

エの内容のうち, 各教員の学位や業績については, 全学的なデータベースとして取りまとめられている。

カの内容のうち, 学費・奨学生制度の詳細については「入学ガイド」及び「学生募集要項」でも公開している。

なお, 2017 年度では, キに関し, 自己点検・評価委員会で作成した「2016 年度自己点検・評価報告書」につき, 学外の教育課程連携協議会委員 2 名の意見を受けたうえ教授会で決定し, これを学長に提出し, Web サイトで公開した。2019 年 4 月, 本法科大学院に教育課程連携協議会が設置され, 同年

からの「自己点検・評価報告書」については、教育課程連携協議会で審議を受けている。

(3) 公開情報についての質問や提案への対応

本法科大学院に係る公開情報に対する学内外からの質問や提案等については、法科大学院事務課が窓口となり、必要に応じて院長や教務委員会委員長・入試広報委員会委員長等と協議のうえ、適切に対応してきている。法科大学院事務課の所掌事項を超えるような事項については関連組織と連携して対応している。問い合わせ用電話番号とメールアドレスも Web サイトにおいて公開している。

この他学内外の入試説明会における相談コーナーを通じて寄せられる個別的な質問等に対しても適宜対応を行っている。

(4) 特に力を入れている取り組み

Web サイトのアクセス数を確認し、アクセス数の多いページについては、内容を充実させるようにしている。

(5) その他

全学的に Web サイトのリニューアルが行われ、2017 年 7 月より公開している。

2 点検・評価

多彩な情報を Web サイトや「入学ガイド」等で公開しており、特に入学者選抜に関する事項については、実施進行中の各段階において、可能な限り速やかに必要な情報を公開している。

また適宜見直しを行ってきており、公開情報に対する質問や意見については丁寧な対応を行っている。

3 判定

A

[理由] 情報公開が、非常に適切に行われている。

4 改善計画

特になし。

## 1－6 学生への約束の履行

(評価基準) 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

### 1 現状

#### (1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

教育内容に関する重要なものとしては、入学年度のカリキュラムに即した授業科目開講があり、「法科大学院要項」で示している。授業科目の内容としては「法科大学院要項」において示した担当教員、毎回の授業内容や授業の目的と到達目標等がある。法科大学院棟で行われる授業科目の他、クリニック、エクスターンシップという臨床科目の実施も含まれている。またオフィスアワーやクラス担任制の実施、授業アンケートへの対応も、学生との約束事項である。

また学習環境に関する重要なものとしては、「入学ガイド」で示した自習室などの設備や図書館法科大学院分館の提供等がある。

経済的支援に関する重要なものとしては、各種奨学生制度がある。

#### (2) 約束の履行状況

上記に記載した事項の全てについて、適切に履行している。

#### (3) 履行に問題のある事項についての手当

現時点では履行に問題のある事項はないが、仮に、教育活動等の重要事項について問題が生じた場合には、教務委員会や教授会で速やかに適切な対応をしていく。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

クラス担任制については、1クラスにつき、2名の教員を担任として、前期、後期各1回、全学生に対する面接を実施し、その結果を教授会に報告している。また、本年度より、履修受付期間中（前期・後期）に、クラス担任によるオフィスアワー時間を利用した「履修相談受付期間」を設置している。

#### (5) その他

2016年には法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムにつき、学習支援内容を中心に申請を行った「法学未修者の基礎的学力養成のための授業支援プログラムの開発と実施」が「優れた取組」に選定された。また、2018年・2019年には、一貫したプロセスによる段階的教育、法学部との連携強化・奨学生の対象拡大、在学生の法曹・異業種との交流の取組が採用されている。

### 2 点検・評価

学生に約束した教育活動等の重要事項については、全て適切に履行されて

いる。授業改善アンケートやクラス担任による面談等を通じ、学生からの意見や問題点を常に把握できるようにしているとともに、必要な改善が速やかになされてきている。

また学習支援に関し、学生の要望があるならば、できるだけ対応ができる体制を整えている。

### 3 自己評定

合

〔理由〕 問題となる事項はない。

### 4 改善計画

特になし。

## 第2分野 入学者選抜

### 2-1 入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉

(評価基準) 入学者選抜において、適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切な選抜基準及び選抜手続」とは、学生受入方針に適合しており、かつ公平、公正であるとともに、法曹養成という法科大学院の目的に照らして、入学者の適性や能力を適確に評価・判定することのできる選抜基準及び選抜手続をいう。「公正」とは、法曹養成と合理的関係のないこと（寄附金の多寡、法科大学院関係者との縁故関係、自大学出身であること等）を選抜の過程で考慮要素としないことをいう。
- ② 「適切に実施されている」とは、選抜基準及び選抜手続に従って入学者選抜が実施され、入学者の適性が適確に評価されて、法曹養成という目的に照らし、当該法科大学院への入学を認めることが相当な者が選抜されていることをいう。

## 1 現状

### (1) 学生受入方針

本法科大学院では、「入学者選抜の基本方針（アドミッション・ポリシー）」を以下のとおり明確に規定し、「学生募集要項」、「入学ガイド」及びWebサイト等に掲載し、受験希望者に公開している。

「専修大学法科大学院は、『議論による問題解決能力』を有する法曹の養成を目的としています。法律家に最も必要とされる資質が、議論による問題解決能力であると考えているからです。議論による問題解決能力とは、共通言語である法律学の基礎理論に基づき、相互に、主張、反論、再反論を繰り返すことによって、いかに異なった価値観を有する者の間であっても、その共通言語を通じて共有する世界を構築できる能力のことです。したがって、入学者選抜に際しては、『公平性・開放性・多様性の原則』を遵守したうえで、社会の多様な層から、意欲をもって、基礎理論の修得及びそれに基づく議論を展開することができる人材を求めています。」

### (2) 選抜基準と選抜手続

本法科大学院では、法学既修者（2年コース、募集人員18名）と法学未修者（3年コース、募集人員10名）の2コースについて募集を行っている（令和3年度入試からは法学未修者14名、法学既修者14名に変更）。志願者は自己の希望によって、いずれかのコースに出願することも、双方に出願することもできる。

本法科大学院の学生募集方法は、いずれのコースも、前述の「入学者選抜の基本方針」を踏まえて、法科大学院の出願資格を有する全ての志願者に対して、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保するため、公募による選抜のみを行っている。基礎的な学力として、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等を適格かつ客観的に評価するため、志望理由書の記載、資格等の審査を入学者選抜志願書等で行っている。また、既修者として求められる法的知識や、未修者が必要とする法的素養等は各試験で確認している。

出願時に大学の学部3年次に在学し、特に優秀な成績を収めた者については、その潜在的能力を評価して、飛び入学を認めている。

また、本学法学部に3年次で早期卒業をして法科大学院進学を目指す法科大学院進学プログラムを設けて、授業担当教員を法科大学院教員とすることで、学部と法科大学院で一貫的教育を実施して、いわゆる優秀層を受け入れることで入学者の質をよりレベルの高いものとするプログラムを実施している。そして、他大学の法曹コース修了者と法科大学院進学プログラム卒業生と競わせることで質の向上を目指している。なお、早期卒業の要件を満たした者を対象とした入試制度を創設する。

#### ア 法学既修者（2年コース）

法学既修者コースでは、スカラシップ入試にあっては書類審査点を50点、一般入試にあっては書類審査点を80点としている。法律学の学習到達度判定をより厳密に行うため、法学既修者コース入学者が履修を免除される必修法律基本科目全てについて、本法科大学院が独自に実施する法律科目試験を行っている。この法律科目試験は、基礎的な学力の有無を判定するために、憲法、民法及び刑法については、論述式筆記試験を行い、文章力を含めてその知識、理解力の判定を行っている。これに対して商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法にあっては、当該科目全範囲から広く、基礎的な知識の修得状況について、判例、条文等の理解を問うこととして短答式試験を実施している。各科目の配点は、民法120点、憲法及び刑法各80点、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法は各40点である。この配点は、問の量及び試験時間との関係で決定したものである。なお、スカラシップ入試にあっては面接試験を実施して、本法科大学院のスカラシップ制度の趣旨に適した人物か否かを確認している。この面接の配点は70点である。

法学既修者は、1年次配当必修法律基本科目及び2年次の法学未修者のみが修得すべき必修科目の履修を免除されることから、その認定は厳格に行わなければならないと考えている。そこで、安易に法学既修者合格としないために、各科目について基準点を設けている。この基準点は、各科目の出題者が毎回の採点後に法学既修者認定に必要な得点を判断して決定している。基準点に1科目でも到達しない者は、合計点の如何によらず不合格とし、法学既修者に相応しい者のみを合格としている。

#### イ 法学未修者（3年コース）

法学未修者コースの入学選抜において、スカラシップ入試にあっては書類審査 50 点、筆記試験（小論文）100 点、面接試験 70 点と評価して、可否を決定している。スカラシップ入試で面接試験を実施しているのは、本法科大学院のスカラシップ制度の趣旨に適した人物か否かを確認するためである。面接試験の質問は、法曹の適性を有するかを法律問題以外で確認することとしている。

また、一般入試では、書類審査 80 点、筆記試験（小論文）100 点として評価して、可否を決定している（2018 年度入学者まではそれに加えて適性試験（第 1 部から第 3 部）100 点として評価し、筆記試験においては独自小論文と適性試験（第 4 部）を選択することが可能として 100 点として評価した）。

### （3）学生受入方針、選抜基準及び選抜手続の公開

入学選抜に関する情報（入学者受入れの方針、選抜基準及び選抜手続等）は、Web サイト、「学生募集要項」及び「入学ガイド」等により提供している。この提供時期については、受験生の出願時（6 月中旬）までの検討期間を考慮し、例年、Web サイトには 4 月 1 日に入試日程、受験科目及び出願要件等を公開し、「学生募集要項」及び「入学ガイド」は 5 月上旬までに発行している。なお、「学生募集要項」及び「入学ガイド」は Web サイトで公開するとともに、希望者には郵送で送付している。

法学既修者の入学選抜試験過去問題については、2007 年度から 2019 年度分を Web サイトに掲載し、公開している。

### （4）選抜の実施

入学選抜は定められた選抜基準及び選抜手続に従って、公平かつ公正に実施されている。具体的には、筆記試験及び書類審査の評価は、客観性と公平・公正を担保するために、それぞれ必ず複数の教員が採点・評価する体制をとっている。当然のことながら、筆記試験にあっては、特定性を排除するために、受験番号及び氏名は採点者に判別できないようにしている。また、本法科大学院の教員も本学法学部においてゼミを担当しているため、面接試験にあっては、受験生が受講したゼミの教員は当該学生の面接をしないこととして、恣意性を排除している。

なお、過去 5 年分の、本法科大学院の入学選抜の概要は、下表のとおりである。2018 年度入試の競争倍率は 2 倍を超えており、本法科大学院の求める人材を確保するのに十分な倍率を維持している。

入学選抜の結果については、入学選抜実施後に、入試広報委員会を中心に継続的に検証しており、必要に応じて選抜基準及び選抜手続等の見直しを行っている。

|         | 受験者数<br>(人) | 合格者数<br>(人) | 競争倍率<br>(倍) |
|---------|-------------|-------------|-------------|
| 2016 年度 | 79          | 38          | 2.08        |
| 2017 年度 | 124         | 52          | 2.38        |
| 2018 年度 | 144         | 59          | 2.44        |
| 2019 年度 | 189         | 60          | 3.15        |
| 2020 年度 | 159         | 44          | 3.61        |

入学者の質を確保するため、競争倍率 2 倍を確保している。

入学者選抜の公正さ・公平さに疑問を提起される事態（投書や口頭でのクレーム）は、これまで生じていない。

#### (5) 特に力を入れている取り組み

－合否決定時における入学後の学習体制の確認－

本法科大学院の課題は、司法試験合格率を全国の平均に近づけることである。そのため、既修者試験にあつては既修認定を厳格に行い、真に既修と判断できる者のみを合格者としている。そのため、既修者の合格人数は定員に達していない。既修者合格とした者の中には、他の法科大学院修了者もいるが、これらの者に対して行う入試での面接時には、自らが合格できなかった理由をどのように分析しているかを確認している。それは自らの学習方法を修正して、正確な理解と知識の安定的修得が必要であることを意識させるためである。また、入学後は個別に面談、答案指導をすることで答案の書き方、学習方法を指導し、基本的な知識を身につけさせることを求めている。

また、未修者に対しては、入学当初より授業の支援プログラムを開講し、授業の補完をしながら、確実な学習を行い早期の正確な法律知識を修得することを前提として、修了時に司法試験の短答式試験に合格し、修了後 3 年以内に合格できるかを確認して、それに相応しい能力を有するかを合否判定の基本においている。

#### (6) その他

特になし。

## 2 点検・評価

本法科大学院の入学者選抜にあつては、志願者がアドミッション・ポリシーを十分に理解していることは勿論のこと、法科大学院で、意欲をもって、基礎理論の修得及びそれに基づく議論を展開することができることを判定している。

選抜基準及び選抜手続は本法科大学院の入学者選抜の方針に適合し、その設定は、志願者の出身校や専門分野に偏向することのない中立的なものであり、公平・公正かつ明確に規定され、その規定に従った選抜方法が実施されている。

法学既修者コースの入学者選抜における論述式試験及び短答式試験ともに、それぞれの科目担当者は主担当と副担当の2名で出題について責任をもつ体制をとっている。また、法学未修者の本法科大学院独自の小論文についても、毎回出題を交替で担当している。そのことで、出題傾向に偏りが生じないようにしている。また、論述式試験及び小論文試験の採点においても、2名以上の教員によって行い、採点自体の客観性を維持している。

法学既修者試験の論述式試験にあっては、基礎的学力を確認しつつ、応用力を確認することに努めている。法学未修者の独自小論文については、読解力、文書構成力等を確認し、法学未修者として3年間法律を学習することで、法律を修得することのできる能力を有することの確認をし、採点実施に当たり、その採点基準を事前に作成して各担当者によって誤差が生じないようにしている。

### 3 自己評定

#### A

〔理由〕学生受入方針，選抜基準，選抜手続及び入学者選抜の実施（以下「学生受入方針等」という。）が、いずれも非常に良好である。

### 4 改善計画

特になし。

## 2-2 既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉

(評価基準) 法学既修者選抜・既修単位認定において、適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜・認定が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続」及び「適切な既修単位認定基準・認定手続」とは、関係法令に適合し、公平、公正であるとともに、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者に単位を認定するという法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という法科大学院の目的に照らして、法学既修者の適性や能力を適確に評価・判定することのできる選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続をいう。
- ② 「適切に実施されている」とは、選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続に従って法学既修者の選抜・認定が実施され、法学既修者の適性が適確に評価されて、法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という目的に照らし、各科目の既修単位認定を行うことが相当な者が法学既修者として選抜され、既修単位が認定されていることをいう。

## 1 現状

### 【2018 年度入学者選抜以前】

- (1) 法学既修者選抜、既修単位認定の基準及び手続  
2019 年度以降も変更がないため、【2019 年度入学者選抜以降】参照。
- (2) 基準・手続の公開  
2019 年度以降も変更がないため、【2019 年度入学者選抜以降】参照。
- (3) 法学既修者選抜の実施  
2019 年度以降も変更がないため、【2019 年度入学者選抜以降】参照。

|         | 受験者数<br>(人) | 合格者数<br>(人) | 競争倍率<br>(倍) |
|---------|-------------|-------------|-------------|
| 2016 年度 | 37          | 19          | 1.95        |
| 2017 年度 | 74          | 25          | 2.96        |
| 2018 年度 | 71          | 17          | 4.18        |
| 2019 年度 | 90          | 22          | 4.09        |
| 2020 年度 | 77          | 13          | 5.92        |

|         |           | 入学者数 | うち法学<br>既修者数 |
|---------|-----------|------|--------------|
| 2016 年度 | 学生数       | 21 人 | 7 人          |
|         | 学生数に対する割合 | 100% | 33%          |
| 2017 年度 | 学生数       | 28 人 | 15 人         |
|         | 学生数に対する割合 | 100% | 54%          |
| 2018 年度 | 学生数       | 23 人 | 7 人          |
|         | 学生数に対する割合 | 100% | 30%          |
| 2019 年度 | 学生数       | 29 人 | 7 人          |
|         | 学生数に対する割合 | 100% | 24%          |
| 2020 年度 | 学生数       | 22 人 | 5 人          |
|         | 学生数に対する割合 | 100% | 23%          |

(4) 特に力を入れている取り組み

2019 年度以降も変更がないため、【2019 年度入学者選抜以降】参照。

(5) その他

特になし。

【2019 年度入学者選抜以降】

(1) 既修者選抜、既修単位認定の基準及び手続

ア 2019 年度以降の法学既修者コース入学者は、学則 19 条 2 号により、本法科大学院における 1 年次配当の法律基本科目及び 2 年次の法学未修者のみが修得すべき必修科目 36 単位を履修免除され、2 年次配当の授業科目から履修することができる。履修免除される科目は、公法系として「統治の基本理論」(2 単位)、「人権の基礎理論Ⅰ」(2 単位)、「人権の基礎理論Ⅱ」(2 単位)、民事系として、「民法Ⅰ(財産法システムⅠ)」(4 単位)、「民法Ⅱ(財産法システムⅡ)」(4 単位)、「民法Ⅲ(事務管理・不当利得・不法行為)」(1 単位)、「民法Ⅳ(家族法)」(1 単位)、「民法特論」(2 単位)、「商法Ⅰ(企業組織)」(2 単位)、「商法Ⅱ(決裁システム・企業取引)」(2 単位)、「民事訴訟法」(4 単位)、刑事系として「刑法Ⅰ(総論)」(3 単位)、「刑法Ⅱ(各論)」(3 単位)、「刑事訴訟法Ⅰ」(2 単位)、「刑事訴訟法Ⅱ」(2 単位)である。

イ 選抜・認定の基準・方法との関係

法学既修者コースの入学者選抜にあつては、前述の法律科目につき 1 年次の学習を終え単位認定をされた者と同等以上の法律学の知識・学力等を有することの判定を行わなければならない。この判定を行うために、憲法、民法、刑法の基本 3 法について論述式試験を、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法については短答式試験を実施している。

法律科目試験の問題作成にあたっては、当該科目について 1 年次終了

時の学力を勘案した出題としている。さらに、履修を一括免除することから、個別の科目についても法学既修者認定にふさわしいと評価された者のみを既修の合格者とするために各科目について基準点を設けている。

1科目でも基準点を下回った場合には、合計点がいかに高得点でも不合格としている。このことは、「学生募集要項」11頁に「法学既修者に課す筆記試験の全ての科目について、それぞれの基準点を設け、その基準点を下回る場合は、合計点にかかわらず、不合格となります。」と明記して、周知している。

なお、試験日程と面接試験の有無については、以下の表のとおりである。なお、2020年度の試験日程は、新型コロナウイルス感染拡大の対応として例年7月に行われる第一期入試を中止とした。年4回という試験実施回数を確保するため、2020年10月24日、25日に第一期代替入試を実施した。

|          | 第一期                  | 第二期                  | 第三期                   | 第四期                  |
|----------|----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|
| スカラシップ入試 | 2019年7月6日<br>筆記試験・面接 | 2019年9月7日<br>筆記試験・面接 | 2019年12月7日<br>筆記試験・面接 | 2020年3月7日<br>筆記試験・面接 |
| 一般入試     | 2019年7月6日<br>筆記試験    | 2019年9月7日<br>筆記試験    | 2019年12月7日<br>筆記試験    | 2020年3月7日<br>筆記試験    |

試験時間は、論述式試験である民法は90分、憲法と刑法は同一時間内での実施で120分、短答式試験である商法・民事訴訟法・刑事訴訟法も同一時間内で実施しており90分、スカラシップ入試のみ実施される面接は1人約20分である。

募集定員や各試験科目の配点については、基準2-1の1(2)参照。

本法科大学院では法学既修者にも飛び入学制度を認めているが、独自の選抜基準及び選抜手続きは行っていない。

## (2) 基準・手続の公開

法学既修者の学生受入方針、選抜基準・手続については、法科大学院学生募集要項に記載している。また、選抜方法により判定する能力及び入学者選抜試験の出題の趣旨については、学内説明会で出題者が直接説明しているとともに、Webサイトに掲載して公開している。

なお、既修者選抜や既修単位認定について、入学希望者から質問等があったことはない。

## (3) 既修者選抜の実施

既修者選抜試験の採点の公平性及び正確性を確保するために、1通の答案を採点者2名で採点し、その平均点を成績としている。また、採点に差が出た場合には、採点者が意見交換をして採点基準に差がないかを確認したうえで、調整が必要であれば調整をしている。

選抜試験で既修単位を認定することができるかについて、各試験科目に基準点を設けて試験の結果から既修単位と認定できるかを判断している。

基準点は概ね全体の 40 パーセント以下で設定している。

法学未修者と法学既修者にそれぞれ定員を設けているが、既修者として認定できない場合には、定員にかかわらず不合格としている。

既修者選抜・既修単位認定の公正さ・公平さに疑問を提起されたことはない。

(4) 特に力を入れている取り組み

法学既修者コースの入学選抜において、1 年次配当の法律基本科目及び 2 年次の法学未修者のみが修得すべき必修科目に対応する科目全てについて、論述式・短答式試験を課し、各科目に基準点を設けるなどして、厳格な法学既修者認定を行っている。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

法学既修者選抜、既修単位認定の基準及び手続は、2 年次以降の本法科大学院の教育を受けるに足る学力の確認という目的に十分に合致するものである。

3 自己評価

A

[理由] 基準・手続とその公開は適切であり、選抜・認定が適切に実施されている。

4 改善計画

基準点を設けたことから、1 科目でも基準点に満たない者は、不合格となる。このことは、法学既修者試験によって 1 年次配当の法律基本科目及び 2 年次の法学未修者のみが修得すべき必修科目を一括免除することからは、やむを得ないともいえる。ただ、基準点に満たない科目が 1 科目であり、他の科目が優秀な場合には、当該科目のみを既修認定しないことで、法学既修者合格とすることも検討した。しかし、現在の既修者の実力が相対的に低下していることからすると、既修者認定はより厳格に行うべきであり、1 科目でも基準に到達しない者については、未修者として確実な学習をすることが必要であると考えており、今後の受験生の受験時期及び学年別の成績を注視したい。

## 2-3 多様性〈入学者の多様性の確保〉

(評価基準) 入学者の選抜にあたり「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」を入学者させるよう適切な努力をしていること。

(注)

- ① 「実務等の経験のある者」とは、各法科大学院が、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ定義するものであるが、最終学歴卒業後3年を経過していない者を含めることは原則として適当でない。

### 1 現状

#### (1) 法学部以外の学部出身者の定義

本法科大学院では、「他学部出身者」の定義としては、法学系課程の範囲の明確化を行うために、学士(法学)の授与を受けた者を法学部出身者として、それ以外の者を非法学部としている。

#### (2) 実務等の経験のある者の定義

「社会人」の定義については、公益財団法人日弁連法務研究財団の評価基準によって「大学卒業後3年を経過した者」としている。但し、2018年以前は、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム実施に向けた確認事項」による定義に合わせ、「大学卒業後1年以上の社会経験を有する者」を対象としていた。

#### (3) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合

|                | 入学者数   | 実務等経験者 | 他学部出身者<br>(実務等経験者を除く) | 実務等経験者又は他学部出身者 |
|----------------|--------|--------|-----------------------|----------------|
| 入学者数<br>2016年度 | 21人    | 7人     | 0人                    | 7人             |
| 合計に対する<br>割合   | 100.0% | 33.3%  | 0.0%                  | 33.3%          |
| 入学者数<br>2017年度 | 28人    | 12人    | 0人                    | 12人            |
| 合計に対する<br>割合   | 100.0% | 42.9%  | 0.0%                  | 42.9%          |
| 入学者数<br>2018年度 | 23人    | 11人    | 0人                    | 11人            |
| 合計に対する<br>割合   | 100.0% | 47.8%  | 0.0%                  | 47.8%          |
| 入学者数<br>2019年度 | 29人    | 13人    | 0人                    | 13人            |

|                |        |       |      |       |
|----------------|--------|-------|------|-------|
| 合計に対する割合       | 100.0% | 44.8% | 0.0% | 44.8% |
| 入学者数<br>2020年度 | 22人    | 12人   | 0人   | 12人   |
| 合計に対する割合       | 100.0% | 54.5% | 0.0% | 54.5% |
| 5年間の入学者数       | 123人   | 55人   | 0人   | 55人   |
| 5年間の合計に対する割合   | 100.0% | 44.7% | 0.0% | 44.7% |

他学部出身者又は社会人については、「入学ガイド」において「入学者の多様性を確保するために、入学者の選抜に当たり、多様な知識又は経験を有する者を入学させるように努めます。」との記載を行ったうえで、多様な知識又は経験を評価するために、評価の対象となる資格を設けている。その具体的な例としては、医師、歯科医師、公認会計士、司法書士等の各種専門分野の資格者に一定の加点を行っている。また、社会人として評価できるか否かを判断するために、入学者選抜用志願書に、「高校からの学歴」を全て記入させるとともに、職歴についても、職名、地位等の記載を求めている。そして、この学歴・職歴の記載はいずれも空白期間がないように年月順に記入することとしている。さらに、志望理由書の評価にあたって、社会人としての活動内容により、一定の加点を行うように採点者に指示している。

また、志望理由書では「これまでの学業成績・キャリア踏まえた」具体的な内容の記載を求めており、ここでも多様性に関する評価を行っている。

本法科大学院の入学者に占める他学部出身者又は実務等経験者の割合は、5年間の平均で、44.7%である。

#### (4) 多様性を確保する取り組み

近年は、法科大学院進学希望者の減少により、社会人・非法学部比率が低下する傾向が強く表れている。その中で、本法科大学院は独自のスカラシップ入試により、社会人等が進学をする場合でもできる限り経済的な負担を少なくし、社会人の進学を促すことができている。

また、本法科大学院で開催する学内説明会は、社会人の参加に配慮し土曜日に開催している。この結果、説明会に多様な人材が参加しており一定の成果を挙げている。

#### (5) 特に力を入れている取り組み

社会人が法曹を希望する場合に、合格後の就職については、考慮に入れざるを得ない事項である。この点、本法科大学院は司法修習終了者において100パーセントの就職率を達成しており、また、その就職先も単に一般法律事務所にとどまらず、一般企業、任期付公務員、研究者等多種多様である。この点については、「入学ガイド」にも明記し、社会人への有益な情報として提供を行っている。

(6) その他

社会人・非法学部出身者が入学年次4月からの授業に対応できるように、合格直後から導入授業を展開し、基礎学力の涵養に勤めている。また、1年次（法学未修者）及び2年次（法学既修者）を対象にフォローアップ講座を開講して、授業での理解不足を補いつつ、基礎学力の養成を図っている。

2 点検・評価

実務経験者の入学者に占める割合は、2016年から2020年の5年間の平均で44.7%であり、多様な人材確保ができています。

3 自己評価

A

[理由]

「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」を入学させるよう適切な努力がなされ、多様性が非常に確保されている。

4 改善計画

特になし。

## 第3分野 教育体制

### 3-1 教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉

（評価基準）法科大学院の規模に応じて、教育に必要な能力を有する専任教員がいること。

（注）

- ① 専任教員が12人以上おり、かつ収容定員（入学定員に3を乗じた数）に対し学生15人に専任教員1人以上の割合を確保していること。
- ② 法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。
- ③ 法科大学院に必ず置くこととされる専任教員は、教育上の支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、学部の専任教員又は修士課程、博士課程若しくは他の専門職学位課程を担当する教員が、兼ねることができる。
- ④ 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。
- ⑤ 専任教員の半数以上は教授であること。

## 1 現状

### （1）専任教員の数と教員適格

本法科大学院の2019年5月1日現在の専任教員総数は18人であり、16人が教授、2人が准教授である。このうち、学部・修士課程・博士課程の専任教員を兼ねている者はいない。

本法科大学院の入学定員は、2010年度までは60人、2015年度までは55人であったが、2016年度以降は28人、収容定員は84人となった。したがって専任教員1人あたりの学生数は4.7人であり、法令上必要とされる要件（15人）を十分に満たしている。

専任教員その他の教員と担当科目の一覧については別紙資料を参照されたい。

本法科大学院における教員資格の審議については、「専修大学法科大学院教員資格審議規程」に必要な事項を定め、同規程2条に審議機関を規定しており、学長を議長とし、法科大学院長、同副院長、専門職大学院担当理事、法学部長、法学研究科長及び法科大学院教授会から選出された実務家1人を含む専任教員2人で構成する「専修大学法科大学院教員資格審査委員会」が審議にあたっている。

### （2）法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数

入学定員が100人未満

|           | 憲 法 | 行 政 法 | 民 法 | 商 法 | 民事訴訟法 | 刑 法 | 刑事訴訟法 |
|-----------|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-------|
| 必要<br>教員数 | 1 人 | 1 人   | 1 人 | 1 人 | 1 人   | 1 人 | 1 人   |
| 実員数       | 2 人 | 1 人   | 4 人 | 2 人 | 2 人   | 2 人 | 1 人   |

上記各分野について、適格性を有するとした教員の氏名は、以下のとおりである。

憲法：棟居快行，田代亜紀，行政法：米丸恒治，民法：大澤 逸平，道垣内 弘人，早川眞一郎，山田創一，商法：前田 修志，松岡啓祐，民事訴訟法：佐野裕志，野村 秀敏，刑法：稲垣悠一，橋本正博，刑事訴訟法：加藤克佳

(3) 実務家教員の数及び割合

本法科大学院の専任教員 19 人のうち、実務家教員の数は 4 人（うち、みなし専任教員は 2 人）であり、法令上必要とされる割合（2 割以上）を満たしている。全員、5 年以上の実務経験を有している。そのうち、民事実務・公法実務関係科目を担当する教員 3 人は、弁護士活動 20 年乃至 30 年の経験を有し、刑事実務関係科目を担当する教員は、弁護士活動 35 年以上の経験を持ち、司法研修所刑事弁護教官の経歴がある。

(4) 教授の数及び割合

本法科大学院における教授の資格要件については、前記「専修大学法科大学院教員資格審議規程」4 条に定めるとおりである。

その認定手続は以下のとおりである。あらかじめ教授会において選出された人事選考委員 3 名（専門分野の教員 2 名と教務委員会委員長）を構成員とする人事選考委員会で審査を行い、その報告を受けて法科大学院長が学長に審査結果を報告する。この報告に基づき、学長が議長を務める専修大学法科大学院教員資格審査委員会（前述 1（1）参照）を開催し、本法科大学院教授としての適格性について慎重に審議を行う。この審査結果に基づいて、法科大学院教授会において審議を行う。

|         | 専任教員（2020年5月1日現在） |     |      |             |     |      |
|---------|-------------------|-----|------|-------------|-----|------|
|         | 専任教員総数            |     |      | うち実務家教員（実員） |     |      |
|         | 教授                | その他 | 計    | 教授          | その他 | 計    |
| 専任教員数   | 17人               | 2人  | 19人  | 4人          | 0人  | 4人   |
| 計に対する割合 | 89%               | 11% | 100% | 100%        | 0%  | 100% |

(5) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(6) その他

特になし。

## 2 点検・評価

法令上必要とされる専任教員数，専任教員一人あたりの学生比率，法律基本科目の各分野における必要専任教員数，実務家教員割合，教授数等については，全て基準を満たしているのみならず，少人数教育を実施するに足る構成となっている。また教員の適格性の審査についても，厳格かつ適切に実施している。

## 3 自己評価 合

[理由] 法科大学院における教育に必要な能力を有する教員について，教員人数割合を満たしている。

## 4 改善計画 特になし。

### 3-2 教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉

（評価基準）継続的な教員確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を適切に評価し、その後も維持・向上するための体制が整備され、有効に機能していること。

#### 1 現状

##### （1）専任教員確保のための工夫

本法科大学院においては、3-1で記述したように、必要にして十分な教員構成を確保している。また、1-3で記述したように、中長期的人事計画に基づき継続性のある教員体制の維持を図っている。例えば、法律基本科目について退職する教員がいる場合には、退職教員の担当科目の法科大学院専任教員がいない状態とならないよう退職予定年度より1年以上前から計画的に採用人事を行っている。場合によっては、1年先取りの採用人事を行い、退職する教員とともに1年間教育にあたることにより、段階的に引継ぎを行うことによって、教育の継続性が維持できるようにしている。また、実務家教員については、任期の更新、担当実務家教員の推薦及び弁護士会からの紹介等により、適切な教員が欠けることのないようにしている。

##### （2）継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

定年退職のように事前に採用人事を行う必要性が判明している場合には、（1）で記述したように、先行する形での採用人事等、有能な教員を事前に確保するなどして教員組織の継続を図っている。

##### （3）教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上

本法科大学院における教員の採用・昇格の基準や審議機関等については、前記「専修大学法科大学院教員資格審議規程」が適用となる。本法科大学院開設時は、教授及び助教授が専任教員であったが、昇格が問題となることはなかった。その後、2015年4月15日開催の教授会において「『専修大学法科大学院教員資格審議規程』の運用に関する申合せ」を決定し、昇格についての申合せを定めた。この申合せに基づき、准教授から教授への昇格、講師から准教授への昇格が順次行われている。

教員の採用・昇格以外の場面では、FD活動の一環として行われる①授業改善アンケートと②教員相互による授業参観の実施等が、教員の教育に必要な能力を維持・向上するための取り組みとして実施されている（4-1、4-2）。教員各自は、授業改善アンケートの結果を受けて、自ら授業内容や方法等についての改善に努め、また教員相互による授業参観を行うことにより、相互に授業を評価し意見を述べることによって、教育能力の維持・向上に努めている。

また法科大学院協会や日弁連あるいは単位弁護士会等が実施する法科大

学院教育に関する各種シンポジウムや研修活動にも教員を派遣し（４－１），派遣された教員はFD 拡大会議においてその概要を報告し，その報告に基づいて教員相互で意見交換が行われている。

（４）特に力を入れている取り組み

教員相互による授業参観は，前期及び後期において２週間の期間を設けて行っている。専任教員は１科目以上の参観を義務付けられる。授業参観を行った教員は，所定の授業参観報告書を法科大学院事務課に提出する。この報告書は参観を受けた教員に交付され，その内容を確認した上で，今後の授業改善の参考としている。また参観者と被参観者との間で意見交換が行われることもある。

（５）その他

特になし。

２ 点検・評価

専任教員確保のための取り組み，継続的な教員確保に向けた取り組みなどは，上記のように実施できている。教員の教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上のための取り組みは，採用や昇格に際しては内規に基づき厳格に実施されており，授業改善アンケートや授業参観を通じた相互評価は，各教員の授業能力向上に役立っている。

３ 自己評定

A

〔理由〕教員の確保に向けた工夫がなされ，教員の教育に必要な能力を維持・向上するための体制が整備され，非常に有効に機能している。

４ 改善計画

特になし。

### 3-3 教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉

（評価基準）教員の科目別構成等が適切であり，バランスが取れている等，法曹養成機関として充実した教育体制を確保できるように配慮されていること。

#### 1 現状

##### （1）専任教員の配置バランス

本法科大学院における 2020 年度の法律基本科目，法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のそれぞれの開設クラス数，専任教員数並びにクラス毎の履修登録者数平均は，下表のとおりである。

##### 2020 年度（前期）

|           | クラス数            |      | 専任教員数<br>(延べ人数) | クラス毎の履修登録者数平均 |      |
|-----------|-----------------|------|-----------------|---------------|------|
|           | 専任( )は<br>みなし専任 | 専任以外 |                 | 専任            | 専任以外 |
| 法律基本科目    | 18 (1)          | 0    | 21              | 14            | 0    |
| 法律実務基礎科目  | 9 (1)           | 3    | 12              | 11            | 10   |
| 基礎法学・隣接科目 | 1               | 3    | 1               | 4             | 7    |
| 展開・先端科目   | 5               | 8    | 5               | 4             | 3    |

##### 2020 年度（後期）

|           | クラス数            |      | 専任教員数<br>(延べ人数) | クラス毎の履修登録者数平均 |      |
|-----------|-----------------|------|-----------------|---------------|------|
|           | 専任( )は<br>みなし専任 | 専任以外 |                 | 専任            | 専任以外 |
| 法律基本科目    | 20              | 3    | 24              | 12            | 7    |
| 法律実務基礎科目  | 4 (1)           | 0    | 5               | 10            | 0    |
| 基礎法学・隣接科目 | 0               | 3    | 0               | 0             | 5    |
| 展開・先端科目   | 5               | 5    | 5               | 4             | 4    |

##### （2）教育体制の充実

本法科大学院においては少人数教育を徹底しているため，2 年次以降の必修の法律基本科目については 7 割以上の科目が 2 クラスを設けている（2 年次法学未修者のみ履修する民法特論を除く）。これらの授業のほとんどは専任教員が担当しており，将来もこの体制を維持していく。また授業内容についてクラス毎に異ならないよう授業担当者間で緊密な打合せが行

われている。

専任教員の担当者がいない基礎法学・隣接科目，展開・先端科目については，本学法学部の専任教員あるいは学外の兼任講師が担当している。

(3) 特に力を入れている取り組み

専任教員の科目別構成については，開設以来，バランスを失しないよう考慮してきており，法律基本科目については複数名の専任教員（実務家教員も含む）が配置されている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

専任教員の配置バランスが優れており，全ての授業科目について徹底した少人数教育を行うことができている。

3 自己評価

A

〔理由〕教員の科目別構成が適切であり，非常に充実した教育体制が確保されている。

4 改善計画

法律基本科目の一部について，本研究科開設以来の経緯もあり本学法学部の教員が担当している例があったが，次年度よりすべて専任教員が担当する方向で手続を進めている。

### 3-4 教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉

（評価基準）教員の年齢構成に配慮がなされていること。

#### 1 現状

##### （1）教員の年齢構成

本法科大学院の専任教員の年齢構成は、下表のとおりである。

2020年5月1日現在

|      |       | 39 歳以下 | 40～49 歳 | 50～59 歳 | 60～69 歳 | 70 歳以上 | 計      |
|------|-------|--------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 専任教員 | 研究者教員 | 1 人    | 4 人     | 1 人     | 9 人     | 0 人    | 15 人   |
|      |       | 6.7%   | 26.7%   | 6.7%    | 60.0%   | 0 %    | 100.0% |
|      | 実務家教員 | 0 人    | 0 人     | 1 人     | 3 人     | 0 人    | 4 人    |
|      |       | 0 %    | 0 %     | 25.0%   | 75.0%   | 0 %    | 100.0% |
| 合計   |       | 1 人    | 4 人     | 2 人     | 12 人    | 0 人    | 19 人   |
|      |       | 5.2%   | 21.1%   | 10.5%   | 63.2%   | 0 %    | 100.0% |

##### （2）教員の年齢構成についての取り組み

本法科大学院においては、開設時には、教育・研究の実績を有しつつ、学部教育に比べて負担の重い法科大学院教育の任に堪えられる人材を中心に採用したことから、専任教員の年齢構成も比較的高くなっていた。その後の退職に伴う新規採用においても、その分野の授業科目を1人で担当する場合は50歳代を中心にした採用であったが、複数名で担当する場合は、年齢層のバランスを考慮し、30歳代の講師や准教授を採用してきている。

実務家教員についても、一定程度以上の実務実績も重視するため、50歳代以降の採用が中心となってきた。

##### （3）その他

特になし。

#### 2 点検・評価

本法科大学院における専任教員の年齢構成は、39歳以下と40歳代が27.8%、50歳代が22.2%、60歳代が50.0%であり、中心となっているのは60歳代である。教育・研究の両面からみて、十分な経験を有している世代が中心となっているが、30歳代、40歳代、50歳代にもバランスよく教員を配置することにより、教育の多様性を実現できるものと考えられる。

### 3 自己評定

A

[理由] 年齢層のバランスが良い。

### 4 改善計画

本法科大学院においては、この数年における定年退職教員が相当数になったため、その退職に伴う採用において、年齢層のバランスも大きな考慮要素として採用手続を進めてきている。

### 3-5 教員体制・教員組織（5）〈教員のジェンダーバランス〉

（評価基準）教員のジェンダーバランスに配慮がなされていること。

#### 1 現状

##### （1）教員のジェンダーバランス

本法科大学院におけるジェンダーバランスは下表のとおりである。

2020年5月1日現在

| 性 別             | 専任教員  |       | 兼任・非常勤教員 |       | 計     |
|-----------------|-------|-------|----------|-------|-------|
|                 | 研究者教員 | 実務家教員 | 研究者教員    | 実務家教員 |       |
| 男性              | 14人   | 4人    | 14人      | 11人   | 43人   |
|                 | 93.3% | 100%  | 93.3%    | 100%  | 95.6% |
| 女性              | 1人    | 0人    | 1人       | 0人    | 2人    |
|                 | 6.7%  | 0%    | 6.7%     | 0%    | 4.4%  |
| 全体における<br>女性の割合 | 5.3%  |       | 3.8%     |       | 4.4%  |

##### （2）特に力を入れている取り組み

教員の採用に当たっては、教育・研究の両面からみて最も適切な人材を採用してきているが、その中で教員全体のジェンダーバランスが過度に偏らないように配慮してきている。

##### （3）その他

特になし。

#### 2 点検・評価

専任教員中の女性比率が10%未満であるが、10%以上になるよう配慮はしている。

#### 3 自己評価

C

〔理由〕専任教員中の女性比率は10%未満であるが、10%以上となるよう配慮している。

#### 4 改善計画

今後も、教員全体のジェンダーバランスが過度に偏らないように配慮していく。なお、2021年4月に、新たに女性教員1名を採用することが確定している。

### 3-6 教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉

（評価基準）専任教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

#### 1 現状

##### （1）過去3年間の各年度の教員の担当コマ数

本法科大学院における過去3年間の各年度の担当コマ数は、下表のとおりである。なお、各教員の担当コマ数の一覧は、別途添付する。

##### 【2018年度】

| 教員区分<br>授業<br>時間数 | 専任教員  |      |       |      | みなし専任教員 |      | 兼任教員  |      |       |    | 備考          |
|-------------------|-------|------|-------|------|---------|------|-------|------|-------|----|-------------|
|                   | 研究者教員 |      | 実務家教員 |      | 実務家教員   |      | 研究者教員 |      | 実務家教員 |    |             |
|                   | 前期    | 後期   | 前期    | 後期   | 前期      | 後期   | 前期    | 後期   | 前期    | 後期 |             |
| 最 高               | 3.00  | 3.00 | 3.53  | 2.13 | 2.00    | 2.20 | 1.00  | 1.00 | 0     | 0  | 1 コマ<br>90分 |
| 最 低               | 1.00  | 1.67 | 1.00  | 1.33 | 1.60    | 1.00 | 1.00  | 0.33 | 0     | 0  |             |
| 平 均               | 1.63  | 2.17 | 2.27  | 1.73 | 1.80    | 1.60 | 1.00  | 0.58 | 0     | 0  |             |

##### 【2019年度】

| 教員区分<br>授業<br>時間数 | 専任教員  |      |       |      | みなし専任教員 |      | 兼任教員  |      |       |    | 備考          |
|-------------------|-------|------|-------|------|---------|------|-------|------|-------|----|-------------|
|                   | 研究者教員 |      | 実務家教員 |      | 実務家教員   |      | 研究者教員 |      | 実務家教員 |    |             |
|                   | 前期    | 後期   | 前期    | 後期   | 前期      | 後期   | 前期    | 後期   | 前期    | 後期 |             |
| 最 高               | 3.00  | 3.00 | 3.53  | 1.93 | 2.53    | 2.20 | 1.00  | 1.00 | 0     | 0  | 1 コマ<br>90分 |
| 最 低               | 1.00  | 1.00 | 2.00  | 1.53 | 1.60    | 1.00 | 1.00  | 0.33 | 0     | 0  |             |
| 平 均               | 1.61  | 2.10 | 2.77  | 1.73 | 2.07    | 1.60 | 1.00  | 0.55 | 0     | 0  |             |

〔注〕 兼任教員については、当該法科大学院において法律基本科目を担当している者のみ記載。

##### 【2020年度】

| 教員区分<br>授業<br>時間数 | 専任教員  |      |       |      | みなし専任教員 |      | 兼任教員  |      |       |    | 備考          |
|-------------------|-------|------|-------|------|---------|------|-------|------|-------|----|-------------|
|                   | 研究者教員 |      | 実務家教員 |      | 実務家教員   |      | 研究者教員 |      | 実務家教員 |    |             |
|                   | 前期    | 後期   | 前期    | 後期   | 前期      | 後期   | 前期    | 後期   | 前期    | 後期 |             |
| 最 高               | 2.00  | 2.27 | 3.53  | 1.73 | 2.53    | 1.00 | 0     | 1.00 | 0     | 0  | 1 コマ<br>90分 |
| 最 低               | 1.00  | 1.00 | 2.00  | 0.93 | 1.00    | 1.00 | 0     | 1.00 | 0     | 0  |             |
| 平 均               | 1.56  | 1.65 | 2.77  | 1.33 | 1.77    | 1.00 | 0     | 1.00 | 0     | 0  |             |

〔注〕 兼任教員については、当該法科大学院において法律基本科目を担当している者のみ記載。

##### （2）他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数

本法科大学院専任教員の、他大学・他学部の授業数も含めた担当コマ数は、下表のとおりである。なお、各教員の担当コマ数の一覧は、別途添付

する。

【2018 年度】

| 教員区分<br>授業<br>時間数 | 専任教員  |      |       |      | みなし専任教員 |      | 備考             |
|-------------------|-------|------|-------|------|---------|------|----------------|
|                   | 研究者教員 |      | 実務家教員 |      |         |      |                |
|                   | 前期    | 後期   | 前期    | 後期   | 前期      | 後期   |                |
| 最 高               | 7.00  | 8.00 | 5.53  | 3.33 | 4.00    | 3.20 | 1コマ<br><br>90分 |
| 最 低               | 1.00  | 3.67 | 1.00  | 2.13 | 3.26    | 3.00 |                |
| 平 均               | 4.96  | 5.61 | 3.27  | 2.73 | 3.63    | 3.10 |                |

【2019 年度】

| 教員区分<br>授業<br>時間数 | 専任教員  |      |       |      | みなし専任教員 |      | 備考          |
|-------------------|-------|------|-------|------|---------|------|-------------|
|                   | 研究者教員 |      | 実務家教員 |      |         |      |             |
|                   | 前期    | 後期   | 前期    | 後期   | 前期      | 後期   |             |
| 最 高               | 8.00  | 8.00 | 5.53  | 2.93 | 4.53    | 2.20 | 1 コマ<br>90分 |
| 最 低               | 1.00  | 3.07 | 2.00  | 1.53 | 2.93    | 2.00 |             |
| 平 均               | 4.64  | 5.20 | 3.77  | 2.23 | 3.73    | 2.10 |             |

【2020 年度】

| 教員区分<br>授業<br>時間数 | 専任教員  |      |       |      | みなし専任教員 |      | 備考          |
|-------------------|-------|------|-------|------|---------|------|-------------|
|                   | 研究者教員 |      | 実務家教員 |      |         |      |             |
|                   | 前期    | 後期   | 前期    | 後期   | 前期      | 後期   |             |
| 最 高               | 7.00  | 7.00 | 5.53  | 2.93 | 3.53    | 2.00 | 1 コマ<br>90分 |
| 最 低               | 1.40  | 2.00 | 2.00  | 2.73 | 1.71    | 1.00 |             |
| 平 均               | 4.55  | 4.55 | 3.77  | 2.83 | 2.62    | 1.50 |             |

(3) 授業以外の取り組みに要する負担

本法科大学院の教授会は、原則として月 1 回であり、各種委員会やクラス担任としての業務等もあるが、委員会などの開催回数も多くはなく、院長・副院長を除けば、大きな負担とはなっていない。

(4) オフィスアワー等の使用

オフィスアワーは、教員ごとに指定された曜日と時間に、それぞれの研究室において実施している。あらかじめ学生から予約を入れる形が原則なので、教員にとって、大きな負担とはなっていない。

(5) 特に力を入れている取り組み

本学全体においては、各教員は、各学期に最低 5 コマの講義を負担することになっているが、法科大学院における教育の特殊性から、本法科大学院に

においては、開設時より、この負担コマの制約は課されてない。また教材の印刷や配付、学生への連絡等は、教員室あるいは法科大学院事務課において行っているため、教員は、それぞれの教育と研究に集中できるようになっている。

(6) その他

他大学への出講や外部の委員などへの就任については、院長に届け出るようにしており、院長から委任を受けた法科大学院事務課において、各教員の負担を把握している。

2 点検・評価

本法科大学院における専任教員の担当コマ数の平均は、目安となる週あたり 7.5 時間（90 分 5 コマ）を下回っている。他大学等での授業を含めると、一部に目安を超える教員がいるものの、全体としてみれば、十分な準備をして授業に臨み、学生指導をするのに良好な授業時間負担となっている。

3 自己評価

A

〔理由〕授業時間数が、非常に十分な準備等を行うことができる程度のものである。

4 改善計画

目安を上回っている教員についても、本法科大学院での負担コマが不相当に多い訳ではないので、当該教員に対して、他大学や法学部との協議のうえで負担改善を強く求めている。

### 3-7 教員支援体制（2）〈研究支援体制〉

（評価基準）教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

#### 1 現状

##### （1）経済的支援体制

ア 教員研究費は、年額 385,000 円であり、うち 50,000 円までは課税研究費とできる。研究費の取扱いについては、専修大学教員個人研究費取扱要領に基づいている。

イ 学会出張旅費については、専修大学専任教員学会出張旅費規程に基づき教員研究費とは別に、年 2 回（2 泊 3 日）まで支給される。学会役員として出張する場合は年 3 回（3 泊 4 日）まで支給される。

##### （2）施設・設備面での体制

専任教員は、法科大学院棟で、それぞれ専用の研究室（広さは 22.4 m<sup>2</sup>～23.4 m<sup>2</sup>）を利用できる。教育・研究に必要な備品が設置されているほか、有線・無線 LAN により学内外のデータベースを利用することができる。また法科大学院棟には図書館分館もあり、収納冊数には制限があるものの、生田本館や神田分館などの資料も取り寄せることができる。

##### （3）人的支援体制

教員室には常勤嘱託の担当者が 1 人配置されており、研究費や出張の申請などの各種手続も担当している。科学研究費など学務課所掌事項については、学務課担当職員が 2020 年度より神田 1 号館に常駐し業務を行っている（2019 年度までは常駐はせず、定期的に業務を行っていた）。

##### （4）在外研究制度

本法科大学院には、専修大学法科大学院研究員規程に基づき専任教員を国内外に派遣する研究員制度があり、交通費、滞在費等が支給される。長期研究員（研究期間 10 箇月以上 1 年以内）と中期研究員（研究期間 5 箇月以上 6 箇月以内）を選出している。2015 年度において長期国内研究員 1 名、2017 年度において長期在外研究員 1 名、2019 年度において長期国内研究員 1 名、2020 年度においては中期国内研究員 1 名が選出されている。

##### （5）紀要の発行

本法科大学院では、年 1 回、『専修ロージャーナル』を刊行しており、毎号、多数の論説、判例研究などを掲載している。2019 年度は第 15 号を発行した。なお、発行した『専修ロージャーナル』は、国立国会図書館などへ配付するほか、「専修大学学術機関リポジトリ」（本学図書館所管）において PDF 化され、Web 上で閲覧できる。

##### （6）特に力を入れている取り組み

特になし。

(7) その他

本学には、専任教員が専門分野において高度な学術研究を行い学問の進歩発展に寄与するために必要な経費を補助する研究助成制度と出版助成制度がある。

図書館に配架される専門的な研究図書についても、1点5万円以下の資料については、随時、購入を依頼することができる。

教員が研究員として選出された場合、講義などについては可能な限り兼任講師の採用等を行うことにより、他の専任教員の負担増とならないよう努めている。

2 点検・評価

教員の研究支援体制は、経済的にも、施設整備面でも、人的にも充実している。在外研究員制度も整備している。法科大学院独自の紀要も発行し、教員が研究成果を発表する機会も確保されている。

3 自己評価

A

[理由] 支援制度等の配慮が、十分になされている。

4 改善計画

特になし。

## 第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

### 4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉

（評価基準）教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

#### 1 現状

##### （1）組織体制の整備

教授会の下にFD委員会を設置し、日常的にFD活動を行っている。活動状況については定期的に教授会に報告し、それに基づいて、教授会、または、FD委員会拡大会議でFD活動の現状と問題点、今後の課題について議論を行っている。

FD委員会は、委員長と4名（2012年度のみ3名）の教員委員で構成し、法科大学院事務課がそれを補佐する体制となっている。

FD委員会の根拠規程として「専修大学法科大学院ファカルティ・ディベロップメント規程」が定められている。

科目毎のFD、系毎（民事、刑事、公法等）のFD、実務家教員と研究者教員の共同するFD活動については、そのための恒常的組織は設けていないが、FD委員会、FD委員会拡大会議や教授会の議論を踏まえて、必要に応じて科目毎、系毎、実務家教員・研究者教員相互間で相談・協議し、授業改善に結び付ける努力を行っている。

##### （2）FD活動の内容

###### ア FD委員会について

FD委員会は、年2回（前期・後期）の定例の会議を基本とするほか、必要に応じてFD活動の在り方を検討するための会議を開催することとしている。この間の開催頻度は、2016年度3回（2016年4月6日（水）・10月5日（水）・2017年1月18日（水））、2017年度3回（2017年4月10日（月）・10月4日（水）・11月22日（水））、2018年度2回（2018年4月4日（水）・9月26日（水））、2019年度5回（2019年4月3日（水）・5月29日（水）・9月11日（水）・10月2日（水）・11月20日（水））、2020年度5回（2020年4月2日（木）・6月24日（水）・10月7日（水）・11月4日（水）～5日（木）・11月25日（水）～26日（木））である。なお、2017年度より実施している法科大学院FD委員会拡大会議は、2017年度5回（2017年12月13日（水）・2018年2月7日（水）・2月14日（水）・3月7日（水）・3月14日（水））、2018年度2回（2018年4月11日（水）・7月11日（水））、2019年度1回（2019年7月10日）開催した。

定例の会議の主な議題は、授業改善アンケート結果とそれを踏まえた

今後の対応、授業参観の結果と今後の課題、FD研究集会の内容の検討である。それぞれの議題について、その期の活動状況の検討と次期に向けた課題・計画を中心に議論している。また2019年度から、授業改善アンケートに対する教員からのフィードバック文書が形骸化していないか、FD委員会を通じて検証する機会を設けている。

FD委員会については議事録を作成し、会議内容を確認できるようにしている。活動状況については、FD委員会報告書という形で全体を取りまとめたものは作成していないが、授業改善アンケート結果の報告書、FD委員会の配付資料等として成果物を蓄積している。

#### イ 外部研修について

司法研修所や日本弁護士連合会・各弁護士会が計画する教員の実務研修や特定の弁護士事務所の協力による実務研修等について、適宜教授会等で案内し、参加を呼び掛けている。法科大学院FD委員会拡大会議では、参加した教員からの報告を受けて、研修内容について全体で確認できるようにしている。

#### ウ 教員相互による授業参観について

教員相互による授業参観を行うことにより、参観した教員は参観した授業の教員の教育の内容・方法を、また、参観を受けた教員は参観した教員の感想・助言を、それぞれ自分の授業の改善に活かすように努めている。

2011年度からは、每期、2週間の期間を授業参観期間に設定し、教授会で参観を呼び掛けることによって参観の機会を保障している。なお、専任教員は、1科目以上の参観を義務付けられている。

参観結果の報告書は、参観を受けた教員に配付するほか、法科大学院事務課で保管し全教員が随時閲覧できるようにしている。

#### エ FD研究集会について

毎年、FD委員会主催により、教育内容・方法の改善を図るための学内研究会（FD研究集会）を定期的で開催し、専任教員はもとより兼担・兼任教員にも参加を呼びかけ、教育内容や方法の改善に向けてのさまざまな工夫・取組み、厳格な成績評価の具体的あり方から、法科大学院進学プログラムとの連携、未修者教育のあり方などについて研究を重ねている。

開催頻度は原則として年2回（おおむね7月と12月）である（2020年度については5月、8月、12月にオンラインにて開催）。

### （3）FD活動の成果及び成果に結びつかせるための方策・工夫

授業改善アンケート、教員相互による授業参観、FD研究会のいずれについても、それぞれその結果を踏まえて、各教員や関係教員間で授業の改善に向けた工夫や努力を行っている。その成果は、以下のとおりである。

授業改善アンケートでは、オムニバス科目で担当教員間の連絡の悪さ（同一事項の重複講義等）や同一科目を複数教員が担当している場合の講義内容のバラツキ等の指摘があったことから、担当教員間の打合せが密になされるようになるなど具体的な改善例が認められる。また、認証評価時に指摘

のあった民法科目において、民事法総合演習Ⅰ（現代契約法）、民事法総合演習Ⅲ（不動産及び金融取引法）は2018年度よりオムニバスを解消した。その結果、オムニバス授業に対する評価は、以前と比較して大きな改善を見られるようになっている。

また授業改善アンケート結果を踏まえて、法学未修者教育の充実のため、教務委員会レベルでさまざまな検討を加え、カリキュラムの改善を行ってきた。

アンケートの自由記載欄において、レポート課題等の提出期限が特定の時期（連休中など）に集中して困るとの苦情や指摘が見られたが、教員室に備えたノートに各科目のレポート提出期限を記入することによって教員相互に調整できるような対応を講じ、上記の苦情は見られなくなった。なお、2020年度においてはオンラインにて同様の取組を実践している。

アンケートの自由記載欄に休日祝日等の図書館利用の要望があり、図書館側と協議し、相当数の開館日を確保するなどの対応を行ってきている。

授業参観では、参観した教員が参観授業を自己の授業改善の参考にしたり、参観を受けた教員が報告書で指摘された点を反省材料としたりしているほか、それ以外の教員も法科大学院事務課で保管された報告書を随時閲覧することにより、自己の授業改善の材料を得ている。

FD研究集会、FD委員会拡大会議では、その席上での意見交換によって本法科大学院の学生が抱える問題点の把握に努めるとともに、各担当教員が実践している授業の工夫に関する情報や、成績評価などに関する議論の機会を設けることにより、授業改善に資する取組を行っている。特に2019年度からは、FD研究集会での議論に資するよう、事前にテーマに則した教員へのアンケートを実施するなどにより、各教員が能動的にFD活動に参加できるよう、改善を行っている。

#### （4）教員の参加度合い

法科大学院専任教員について全員がFD活動の対象となっている。FD委員会メンバー以外の専任教員にも外部研修や教員相互による授業参観、FD研究集会への参加を呼びかけ、多数が参加している状況である。また、FD研究集会へは専任教員のみならず兼任・兼任教員についても広く参加を呼びかけ、各回により参加者の人数は変わるものの一定数の参加者が存在する。なお、外部研修については、近年参加者に偏りがみられるとの意見もあったことを受けて、FD委員会から教員への外部研修への参加の働きかけを積極的に行い、参加可能な教員に対しては委員会より研修参加を依頼することにより、参加者の増加を図るものとしている。

#### ア 外部研修への参加状況〔2016年度以降〕

##### （ア）2016年度

PSIMコンソーシアム

法実務技能教育支援セミナー

開催日 2016 年 11 月 5 日（土）  
場 所 名古屋大学東山キャンパス  
参加者 佐野 裕志 教授

日本弁護士連合会主催 法科大学院協会共催  
司法試験シンポジウム「司法試験の更なる改善と改革に向けて」  
開催日 2016 年 11 月 26 日（土）  
場 所 弘済会館  
参加者 佐野 裕志 教授

法科大学院協会  
2016 年度法科大学院教員研修（民事系）  
開催日 2016 年 9 月 7 日（水）  
場 所 司法研修所  
参加者 藤代 浩則 教授

（イ）2017 年度

P S I Mコンソーシアム  
法実務技能教育支援セミナー  
開催日 2017 年 12 月 2 日（土）  
場 所 名古屋ルーセントタワー  
参加者 佐野 裕志 教授

日本弁護士連合会主催  
司法試験シンポジウム  
「若手弁護士モニターによる答案作成をふまえて」  
開催日 2017 年 12 月 2 日（土）  
場 所 弁護士会館  
参加者 寺島 秀昭 教授

日本弁護士連合会主催  
第 10 回法科大学院教員研究交流集会  
開催日 2018 年 3 月 3 日（土）  
場 所 弁護士会館  
参加者 藤代 浩則 教授

著作権情報センター主催  
月例著作権研究会  
開催日 2018 年 3 月 14 日（水）  
場 所 アルカディア市ヶ谷（私学会館）  
参加者 久保 次三 教授

(ウ) 2018 年度

P S I Mコンソーシアム

法実務技能教育支援セミナー

開催日 2018 年 11 月 11 日 (日)

場 所 品川シーズンテラスカンファレンス C

参加者 佐野 裕志 教授

日本弁護士連合会主催

司法試験シンポジウム

「法科大学院での試験・成績評価との関連を中心に」

開催日 2018 年 12 月 1 日 (土)

場 所 弁護士会館

参加者 佐野 裕志 教授

藤代 浩則 教授

(エ) 2019 年度

法科大学院協会

シンポジウム

「法学未修者教育の改善・充実に向けて」

開催日 2019 年 6 月 22 日 (土)

場 所 上智大学四谷キャンパス

参加者 藤代 浩則 教授

前田 修志 教授

山田 創一 教授

P S I Mコンソーシアム

法実務技能教育支援セミナー

開催日 2019 年 11 月 16 日 (土)

場 所 品川シーズンテラスカンファレンスホール

参加者 佐野 裕志 教授

日本弁護士連合会主催

司法試験シンポジウム

「司法試験の内容等の改善方法をめぐって」

開催日 2019 年 12 月 17 日 (土)

場 所 弁護士会館

参加者 藤代 浩則 教授

(オ) 2020 年度

臨床法学教育学会

第 13 回年次大会

開催日 2020 年 6 月 20 日 (土)・21 日 (日)

場 所 オンライン（ZOOM）

参加者 藤代 浩則 教授

臨床法学教育学会

第1回オンライン法学教育セミナー

開催日 2020年11月12日（木）

場 所 オンライン（ZOOM）

参加者 藤代 浩則 教授

日本弁護士連合会主催

第12回法科大学院教員研究交流集会（全体会）

開催日 2020年12月5日（土）

場 所 Z o o mウェビナー

参加者 藤代 浩則 教授

P S I Mコンソーシアム

法実務技能教育支援セミナー

開催日 2020年12月20日（日）

場 所 オンライン（ZOOM）

参加者 佐野 裕志 教授

日本弁護士連合会主催

第12回法科大学院教員研究交流集会（分科会）

開催日 2021年3月6日（土）

場 所 Z o o mウェビナー

参加者 藤代 浩則 教授

イ 教員相互による授業参観の実施状況

（ア）2016年度

前期 16件 後期 18件

（イ）2017年度

前期 16件 後期 11件

（ウ）2018年度

前期 16件 後期 12件

（エ）2019年度

前期 16件 後期 16件

（オ）2020年度

前期 18件 後期 18件

ウ F D研究会の開催状況と参加状況

〔 〕は内数でF D委員人数

(ア) 2016 年度

前期

テーマ：2 年次前期民法科目における司法試験問題の活用の試み

報告者：大澤 逸平 准教授

開催日：8 月 3 日（土）

参加者：19 名〔5 名〕

後期

テーマ：司法試験・法科大学院または憲法学

報告者：石村 修 教授

開催日：12 月 17 日（土）

参加者：19 名〔3 名〕

(イ) 2017 年度

前期

テーマ：在学生教育における起案作成能力の育成について

報告者：稲垣 悠一准教授

開催日：7 月 22 日（土）

参加者：14 名〔4 名〕

後期

テーマ：私の上告審における弁護活動

報告者：矢澤 昇治 教授

開催日：12 月 16 日（土）

参加者：15 名〔3 名〕

(ウ) 2018 年度

前期

テーマ：法科大学院教育における年次別到達度評価のあり方

報告者：前田 修志 准教授

開催日：7 月 21 日（土）

参加者：12 名〔3 名〕

後期

テーマ：未修と既修の架橋—憲法の場合の課題と対策

報告者：棟居 快行 教授

開催日：12 月 15 日（土）

参加者：15 名〔3 名〕

(エ) 2019 年度

前期

テーマ：「法曹コース」（いわゆる「3＋2」構想）との連携のあり方について

開催日：7 月 20 日（土）

参加者：19 名〔4 名〕

後期

テーマ：未修者に対する法科大学院教育のあり方  
～導入授業及び支援プログラムとの連携

開催日：12月14日（土）

参加者：15名〔4名〕

（オ）2020年度

前期第1回

テーマ：「オンライン授業の実施における問題点」

— Google Classroom 及び Google Hangouts Meet の活用と問題 —

開催日：5月1日（金）

参加者：29名〔4名〕

前期第2回

テーマ：令和2年度前期におけるオンライン授業実施にかかる自己  
検証

開催日：8月29日（土）

参加者：24名〔3名〕

後期

テーマ：オンライン授業及び対面・オンライン併用授業における成  
績評価のあり方

開催日：12月19日（土）

参加者：18名〔3名〕

（5）特に力を入れている取り組み

教務委員会による教育改善の取り組みと重なるが、FD活動、とくに授業改善アンケート活動に関わるこの間の取り組みとして以下のものがある。

法学未修者の授業内容理解度についての問題点を検討するため、2011年度に、法学未修者の講義担当者を中心として「未修対策ワーキンググループ」を設け、各教員の担当する授業内容や定期試験問題等について検討した。途中経過も含めその検討結果は全て教授会に報告し、それを踏まえて各教員が担当する授業内容の改善に取り組んでいる。さらに2015年度においては、特に法学未修者の基礎知識不足が顕著となってきた点の問題意識に基づき、1年次、2年次に対する法律基本科目の単位数増加措置を採り入れたカリキュラム改正も実施している。

組織的な取り組みとして、法学未修者が入学直後から法律基本科目の学修を抵抗感なく行えるようにするため、入学前の段階において、法律基本科目を中心にした導入授業を実施している（6-1-2 授業（2）〈授業の実施〉の1（1）イ（ア）参照）。なお、この導入授業に関しても、毎回受講者から簡単な意見を回収する仕組みを実施し、担当教員にその内容をフィードバックしている。2019年度後期におけるFD研究集会においては、上記の導入授業を含めた未修者教育のあり方をテーマとし、後述の授業支援プログラムを担当する実務家講師を含めた意見交換の機会をもち、今後

の教育改善のための検討を行っている。

1年次の法律基本科目においては、講義形式の授業を基本に構成し、導入的な内容から始めて、基礎的理論と知識を徐々に積み上げていくように工夫している。そのため、適宜1年次授業担当者の中で授業進行等について協議を行い、共通認識を持つように努めている。

授業支援プログラムとして、本法科大学院を修了した実務家講師によるフォローアップのための演習を実施し、基本六法について基礎的知識や基本概念の修得に重点を置いている（7－8 学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉の1（1）オ参照）。

これらの授業や演習の内容を必要に応じて教授会や懇談会において報告し、教員全員の意見を聴取しながら教育内容についての共有を図っている。2019年度以降においては、FD活動にかかる教員に積極的な呼びかけを行うとともに、2018年度後期からは自己点検・評価においてFD関連の活動に関する自己検証の機会を設けるなどの取組を行っている。

## （6）その他

2007年度から、名古屋大学を基幹校とする「法実務技能教育教材研究開発コンソーシアム」に参加し、実務教育に必要とされる教材の共同開発を行うとともに、教育方法の改善に向けての各種セミナーに参加するなどの研修活動が続けている。ここで共同開発された教材や参加したセミナーの成果は、直ちに教授会に報告されるとともに、主として法律実務基礎科目の教育内容や方法に反映されている。

## 2 点検・評価

上記で具体的に記したように、FDの組織体制は整備されており、FD活動・組織の根拠規程も整備されている。また、記録についても議事録や授業改善アンケート結果の報告書、FD委員会の配付資料等として残されている。

FD委員については、年齢構成、専門分野、経歴等を考慮して選んでおり、そのメンバー構成は適切である。

FD活動の内容の充実についても、学生の視点に立ち、授業改善アンケート結果を各教員へ個別に配付することや教授会で議論していること等で教員個々でも、また、法科大学院全体においても授業の内容・方法の改善へと結びつけている。しかし、FD活動の結果を成果に結び付ける取組みについては、これまでは個々の教員の努力に負う傾向が見られたが、近時においてはこれを組織的に実現できるような体制が整ってきた。

参加度合いについては、既に記載のとおり、活動メンバーである法科大学院専任教員全員が参加しており、兼任・兼任教員からも一定の参加もみられるなど、活動内容全般は有効に機能している。

外部研修についても各教員が参加することが奨励されており、参加後はFD委員会拡大会議で報告することで参加した教員だけでなく法科大学院に属する全ての教員が外部研修内容について享受できるような仕組みにしている。

### 3 自己評定

#### B

〔理由〕FDの取り組みが質的・量的に見て充実している。

### 4 改善計画

法務研究財団からは、「授業改善アンケートのフィードバックによると、アンケートを踏まえて、それを授業の改善に活かそうという積極的な姿勢を持った教員がいる一方、コメントをしていない教員や具体性がない形式的なコメントしかしていない教員がいるなど、教育の質の向上のため授業改善の不断の努力をしようとする姿勢が必ずしも教員全体に浸透しているとはいえないのではないかという疑念を抱かざるを得ない。司法試験合格者数の低迷という当該法科大学院の直面している課題の克服のためには教育の質の向上のため授業内容の改善に努めるという共通認識を教員全体に浸透させる必要がある。」との指摘を受けた。この点については、2018年度後期より教員の自己点検に際し、FD活動への参加状況に関する項目を採り入れることにより、各教員の共通認識を形成する試みがなされている。また2019年度から、既に導入している授業改善アンケートに対するフィードバック文書が形式的なものとならないよう、FD委員会によるフィードバック文書の確認の機会を設けるとともに、授業改善アンケートの項目の見直しも行っており、継続的に検証している。一部オンライン授業となった2020年度においては、通常の授業改善アンケートとは別に、学生からの意見聴取の機会を設け、その結果の情報共有を図るなどの取組も行っており、今後も継続的に実施できるかどうか検討中である。なお、今後の課題として、授業参観の成果を授業改善により活かせるよう、授業参観の実施時期の見直しも検討している。

一方、現状においても、授業参観の実施や授業改善アンケートに対するフィードバック文書の提出状況が100%ではない。この点については、専任教員だけでなく、兼任・兼任教員に対しても継続的な働きかけを行い、実施率の向上に努めたい。

また、「熱心なあまり授業において学生に要求されるものが過剰な負担となり、学生が自分で学修する時間が減っているのではないかという疑念も生ずる。」との指摘については、6-1-2授業（2）（授業の実施）（4）その他に記載したとおり、課題が同時期に集中して学生に過大な負担とならないよう、課題を出した日や提出時期が他の教員にも分かるように、措置を講じているが、FD研究集会において改めて検証の機会を設けるとともに、教務委員会への働きかけなどを通じて、各教員に学生にとって過度な負担とならない授業を実施するよう求めることとしたい。

FD活動の結果を成果に結び付ける取組みについては、これまでは個々の教員の努力に負う傾向が見られたが、今後は、個々の教員の取り組みとその成果を全体で集約し、組織的に確認しながら次の課題を明らかにするというF

D活動の在り方を追求することとし、2019 年度よりその試みとして、FD 研究集会においてディスカッション形式を採り入れている。またディスカッションに必要な情報集約のため、FD 研究集会に先立ち事前アンケートを実施することで、FD 研究集会がより充実するような取組を行っている。

一方、FD 活動の成果が具体的にどのような教育改善効果につながったのかという分析、検証を行い、一層のFD 活動の充実を図るため、自己点検シートにおける教員のFD 活動にかかる自己分析・検証、及びFD 委員会を通じたフィードバック文書の検証が行われているが、今後も実施時期を含めた授業参観のあり方の検討などを通じ、より一層教員に対するFD への意識涵養に努めるものとする。

外部研修への参加に関しては、参加者が以前に比べ減少していること、特定の教員に参加が偏っていることが課題となっている。この点については、可能な限り多くの教員が外部研修に参加する機会を持つよう、FD 委員会や教授会等を通じて、参加者の調整を行い、参加者の増加と教員のFD への意識向上に努める。

なお、教員間のFD 活動についての日常的な意見交換を実現するために、教授会のあとFD 委員会構成員以外の教員も出席する「FD 委員会拡大会議」を開催し、忌憚のない意見交換を図っている。このFD 委員会拡大会議での意見交換の内容についても、これを記録し、兼任・兼任教員等とも共通認識を形成できるよう、情報提供を行う。

教育内容の改善の見地からは、教務委員会との連携が必要であるため、合同委員会の開催や、FD 委員の教務委員会へのオブザーバー参加を通じて、教務委員会との意見交換の機会を確保する。また、学生の成績改善に必要な学習指導として、科目担当教員の協力（夏期、春期の長期休暇期間における課外での指導など）の必要性及びその効果などを検証し、必要に応じて実施態様などにつき、教務委員会等への提言を行うこととする。少人数教育の特性を活かし、個別の学生の学習進捗度や学習指導の効果の検証を継続的に行い、教務委員会や支援プログラムなどとの協力の下、きめ細かい学習指導を授業内外で実施するよう、教員間の共通認識を形成し、意識の涵養に努める。この観点から、クラス面談の結果や、支援プログラム等における対面指導の成果などの情報を集約し、教員間での情報共有を充実させることとする。さらにこうした指導を通じ、学生自身の学習意欲の向上にもつながるような対応を継続的に行うものとする。

修了生に対するケアも在学生に対するものと同様に実施する。特に、当該学生への在学時の学習指導体制と、修了後における理解度がどのような相関関係を有しているのか、また修了生に対してはどのようなサポートが必要であるのか、についても、継続的に検証し、授業にフィードバックする体制を整える。

#### 4-2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉

（評価基準）教育内容や教育方法についての学生による評価を把握し、その結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

##### 1 現状

###### （1）学生による授業等の評価の把握

FD委員会が実施主体となって、全開講科目を対象に、学生による無記名の授業改善アンケート調査を前期・後期の学期末に各1回実施している。当該学期の最後の2回の授業のうちのいずれかの時間帯に、授業時間内に10～15分程度の時間を確保し、教員が退室後に学生に自由に回答してもらい、記入後に法科大学院事務課職員が回収するという方法をとっている。最近の回収率は概ね9割を上回っており、2019年度前期が98.2%、後期が97.4%と95%以上の高水準を維持してきた。ただし、2020年度前期は全科目につきオンラインでのアンケート実施となり、2020年度後期においても一部科目でオンラインでのアンケートとなったことにより、全体的な回収率は前年よりも低下している。

アンケートは、予習復習、理解度、学習意欲、授業の内容・方法などに関する共通の20項目と個々の科目で自由に設定できる2項目の質問項目につき5段階評価で評価してもらったうえで、自由記載欄において、当該授業に関する学生の自由な意見や要望を記載してもらう方式で行っている。なお自由設定項目については、各科目の特性に照らした適切な質問を設定するように、各教員に依頼している。

学生に配布するアンケートの説明文において、個人が特定されることはなく、アンケートは教員の授業改善という目的のためだけに利用するものであることを明示して、アンケートへの協力を呼び掛けている。また、自由記載欄は、学生が手書きで記入したものを法科大学院事務課職員がパソコンに入力し、プリントアウトしたものをFD委員会及び各教員に配付するという方法をとることによって匿名性を確保し、学生の意見・要望が自由に記載できるように配慮している。

過去5年間の実施回数・実施時期、回収率は以下のとおりである。

###### 2016年度

|    |                 |       |
|----|-----------------|-------|
| 前期 | 7月11日（月）～22日（金） | 95.7% |
| 後期 | 1月10日（火）～23日（月） | 96.1% |

###### 2017年度

|    |                 |       |
|----|-----------------|-------|
| 前期 | 7月13日（木）～26日（水） | 98.1% |
| 後期 | 1月9日（火）～22日（月）  | 96.8% |

###### 2018年度

前期 7月11日(水)～26日(木) 97.1%

後期 1月7日(月)～22日(火) 98.0%

#### 2019年度

前期 7月10日(水)～26日(金) 98.2%

後期 1月6日(月)～23日(木) 97.4%

#### 2020年度

前期 8月10日(月)～21日(金) 73.9%

後期 12月19日(土)～1月21日(木) 78.9%

### (2) 評価結果の活用

#### ア FD委員会での検討

調査結果は、集計結果と自由記載をまずFD委員会で検討し、過去の評価と比較しながら当期の特徴と課題を分析して取りまとめを行っている。

#### イ 教授会での検討

教授会においては、FD委員会の報告を受けて議論を行い、その結果を踏まえて当該学期の「学生による授業改善アンケート集計結果について」と題するとりまとめ文書を作成している。

5段階評価については、全体のアンケート集計結果表と各教員の担当授業科目の評価結果を配布することと併せて、全科目の評価結果を教授会で回覧するとともに、法科大学院事務課において随時閲覧することができるようにしている。

自由記載欄については、各教員に担当授業科目の記載事項を配付するとともに、法科大学院事務課において全授業科目の記載事項を閲覧できるようにしている。

#### ウ 学生に対するフィードバック

学生に対しては、教授会で取りまとめた文書を学生用説明文書として全学生に配布するとともに、アンケートの集約結果及びアンケート結果を受けてのフィードバック文書をポータルサイトに掲載し、全科目の改善状況等の確認ができるようにしている。

フィードバック文書は、アンケート結果を踏まえた各教員の授業改善に向けた工夫や取り組み等を記載したものであり、全教員が作成するものとされている。フィードバック文書の作成にあたっては、内容が形骸化しないように、FD委員会が指定する特定の質問項目や、各自が設定した自由質問項目、自由記載欄への意見に対しても言及してもらうように依頼し、実質的な内容となるように配慮している。なお、2019年度前期においては、授業担当者35名のうち、32名からフィードバック文書の作成、提出があった。

### (3) 授業改善アンケート調査以外の方法

年2回の全学生を対象とするクラス面談、オフィスアワーを始めとする学生との日常的な接触の場を通して、カリキュラムや授業に対する要望・意見を聞き、必要に応じてFD委員会や教務委員会の議論の素材としている。

2020 年度においては、オンライン授業となったことから、オンラインにより前期・後期各一回、学生からの意見聴取の機会を設け、その結果を教務委員会と共有している。

(4) 特に力を入れている取り組み

クラス面談はもとよりのこと、授業以外の場で日常的に教員と学生が接するさまざまな機会を通して、授業への要望・意見を意識的に聞くように努めている。組織的にもオンラインフォームを活用した意見聴取の機会を設けるなど、学生が要望・意見を提示しやすいような体制作りを心がけている。

(5) その他

学生数に比して教員数が充実している本研究科のメリットを活かして、正規の授業以外の場においても、教員による補助的授業、学生の自主ゼミへの援助、研究室やラウンジでの学生の相談への対応など、委員会・教授会レベルの組織的な取り組みと並行しながら、多様な機会をとらえた学生の実情把握、授業に関わる学生の要望等の聞き取りを意識的に追求している。

## 2 点検・評価

(1) 学生による授業等の評価の把握がしっかりなされているか。

ア アンケート調査は、予習復習、理解度、学習意欲、授業の内容・方法などにわたって詳細な質問項目につき 5 段階評価で評価してもらったうえで、自由記載欄において当該授業に関する学生の自由な意見や要望を記載可能な方法がとられており、アンケート調査の内容は適切である。なお 2017 年度後期より、担当教員がアンケートの追加項目を設定できることとし、授業形態などに照らし、各教員が各自の授業改善に必要な質問項目を設定しており、2019 年度前期からは可能な限り自由設定項目の設定を依頼している。アンケート項目についても過年度との比較可能性を保ちつつ、学生の要望・意見も取り入れ、実状に合うよう随時見直しを図っていく。

イ アンケート調査は、上記に述べた方法で、毎年 2 回、前期・後期の最後の 2 回の授業を利用して行っており、アンケート調査の方法・時期・回数は適切である。なお、上記とは別に 2020 年度に実施した、前期・後期の中間時期に学生からの意見聴取の機会を設ける試みを今後も継続することについても検討している。

ウ アンケートの回収率は最近では 95%以上となっており（ただし、全部または一部の科目でオンラインでの実施となった 2020 年度を除く）、きわめて高い水準を維持している。

エ 回答者個人が特定されることがなく教員の授業改善の目的のためだけに利用するものであることを学生に明示し、自由記載欄も含めて匿名性を確保して実施しており、アンケート調査を実施する環境やアンケート調査の方法等は、多数の学生の率直な意見を把握することができるものとなっている。

(2) 評価結果が授業等の改善に向けしっかり活用されているか。

- ア 調査結果は、FD委員会と教授会で詳細な分析と検討を加えたうえで、それを文書に取りまとめることを基本にしており、調査結果のとりまとめは適切になされている。
- イ 学生向け調査結果の説明文書の全学生への配布、ポータルサイトへの掲示を通して、調査結果は学生に公表されている。
- ウ 調査結果は、5段階評価、自由記載欄とも全科目の調査結果を全教員が閲覧・確認できるようになっており、教員への周知は適切になされている。
- エ 授業改善アンケートに対するフィードバック文書をはじめとして、アンケート結果を踏まえた各教員の取り組みをポータルサイトに掲載することを通して、調査結果を踏まえた教員の自己点検・評価が学生に公表されている。
- オ 調査結果で出されたいくつかの課題について、教務委員会を始めとする関連組織と教授会で議論をした上で、必要な改善策が講じられている。今後もFD委員会と教務委員会は密接な関係を保ち、両委員会が協力して教育活動の充実のための取り組みを図っていく。

(3) アンケート調査以外の方法は活用されているか。

クラス面談の結果は毎回教授会に詳しい報告・提示がなされ、必要に応じてそれを踏まえた改善措置がとられてきたが、さらに意識的に取り組んでいく。

(4) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

1 (5) 参照。

### 3 自己評価

B

[理由]「学生による評価」を把握し活用する取り組みが充実している。

### 4 改善計画

全科目のアンケート結果の教授会での回覧と法科大学院事務課での閲覧、及び学生へのフィードバック文書の通知は2016年度後期からとられた措置であるが、2020年度において制度として定着している。また、法務研究財団の指摘を受け、2019年度より、フィードバック文書の内容の定式化、形骸化を避けるため、フィードバック文書の作成依頼においてサンプルを各教員に提示するとともに、フィードバック文書に対してFD委員会で検証を実施している。これにより、多くのフィードバック文書が、アンケート結果を踏まえた実質的な内容に踏み込んだ記載となっている。今後もこうした取組を継続的に行い、より一層授業改善の成果につながるよう検証を重ねる予定である。さらに今後は、個々の教員が授業改善アンケートを踏まえ、実際にどのような授業改善に取り組んだのか、という成果に関しても検証し、その結果も含めたフィードバック体制を整えるものとする。同時に、授業改善アンケートの実施時

期や質問項目の見直しなどについても、FD委員会を中心として、随時見直すこととしている。

組織的取り組みと合わせて、1の(5)で述べた多様な機会を通じた個々の教員による学生との接触の成果を組織的に集約し、今後のFD活動と授業改善の取り組みにしていく。

## 第5分野 カリキュラム

### 5-1 科目構成(1) 〈科目設定・バランス〉

(評価基準) 授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。

(注)

- ① 「学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮」するとは、必修や選択必修の構成、開設科目のコマ組みや履修指導等で、バランスよく履修させるための取り組みを実施することをいう。具体的には、修了までに「法律実務基礎科目のみで10単位以上」、「基礎法学・隣接科目のみで4単位以上」、かつ「法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で33単位以上」が履修されるように、カリキュラムや単位配分等が工夫されていることをいう。

## 1 現状

### (1) 開設科目

本法科大学院では、「社会生活上の医師」としての役割を担う法曹に必要な法的思考力及び問題解決能力を十分に修得させるとともに、法曹としての強い責任感・倫理観をもって、法曹界のみならずビジネスの先端的・国際的分野を始めとして社会のあらゆる分野で活躍できる法律家を育てるために、適切な科目設定・区分の下に、授業科目を配している(2020年度)。開講している授業科目については、「法科大学院要項」を参照されたい。

本法科大学院では全ての授業科目を、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の4区分のいずれかに明確に適切に区分・配置しており、また、内容においてもそれぞれ4つの科目群に相応しいものとなっている。以上を、一覧で表示すると下表のようになる。

|            | 開設<br>科目数 | 単位数 | うち必修<br>科目数 | うち必修<br>単位数 |
|------------|-----------|-----|-------------|-------------|
| 法律基本科目群    | 38        | 82  | 34          | 74          |
| 法律実務基礎科目群  | 15        | 25  | 5           | 12          |
| 基礎法学・隣接科目群 | 7         | 14  | 0           | 4           |
| 展開・先端科目群   | 27        | 54  | 0           | 12          |

[注] 上記「うち必修単位数」には「選択必修」の単位数を含む。

## (2) 履修ルール

法学未修者、法学既修者において修了するために必要な単位数は下表のとおりである。

なお、カリキュラムについて議論する教務委員会においては、科目追加、改変の必要性の議論と並行する形で、法科大学院事務課担当者による基準逸脱の有無の確認を行う体制を取っている。

また、専修大学専門職大学院学則第31条の2において、「入学時に十分な実務経験を有する者であって、本大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められるものについては、展開・先端科目群のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて、法律基本科目群を履修することを認めるものとする」、同条2項において、「前項の規定により履修した法律基本科目群の単位を修得した場合は、これを展開・先端科目群の単位数に4単位を超えない範囲で算入することができるものとする。」と明記している。

### 法学未修者

| 区分   | 科目群       |    |   | 必要最低単位 |     |
|------|-----------|----|---|--------|-----|
| 必修   | 法律基本科目    | 68 |   | 78     |     |
|      | 実務基礎科目    | 10 |   |        |     |
| 選択必修 |           |    | 2 | 23     | 30  |
|      | 基礎法学・隣接科目 | 4  |   |        |     |
|      | 展開・先端科目   | 12 |   |        |     |
| 選択   | 実務基礎科目    |    |   |        |     |
|      | 法律基本科目    |    |   |        |     |
| 修了単位 |           |    |   |        | 108 |

### 法学既修者

| 区分   | 科目群       |    |   | 必要最低単位 |
|------|-----------|----|---|--------|
| 必修   | 法律基本科目    | 32 |   | 42     |
|      | 実務基礎科目    | 10 |   |        |
| 選択必修 |           |    | 2 | 23     |
|      | 基礎法学・隣接科目 | 4  |   |        |
|      | 展開・先端科目   | 12 |   |        |
| 選択   | 実務基礎科目    |    |   |        |
|      | 法律基本科目    |    |   |        |
| 修了単位 |           |    |   | 72     |

### (3) 学生の履修状況

2020 年度（2021 年 3 月）修了者の各科目群の履修単位数（平均値）は下表のとおりであり、配当学期や時間割の面で学生が現実に偏りなく履修することの障害になっている点はない。なお、上記修了単位数の一覧は 2019 年度以降のカリキュラムによるものであり、2020 年度修了者のうち、2016 年度～2018 年度入学者（法学未修者 7 名、法学既修者 1 名）においては、未修者 106 単位、既修者 70 単位が修了要件である。

|           | 法学未修者<br>コース | 法学既修者<br>コース |
|-----------|--------------|--------------|
| 法律基本科目    | 70.6         | 35.6         |
| 法律実務基礎科目  | 18.9         | 19.6         |
| 基礎法学・隣接科目 | 5.7          | 5.2          |
| 展開・先端科目   | 14.0         | 13.2         |
| 4 科目群の合計  | 109.1        | 73.6         |

入学時に十分な実務経験を有する者について、当該実務経験に相当する展開・先端科目に代わり法律基本科目を履修できるように定めているが、直近 3 年間に於いて展開・先端科目に代わり法律基本科目を履修している学生は存在しない。

### (4) 科目内容の適切性

2012 年の大学改革支援・学位授与機構による認証評価にて指摘を受けた M&A 実務（旧名称：企業組織再編法）は、2019 年度カリキュラムより廃止した。

同様の指摘を受けた企業会計法については 2013 年度カリキュラムより廃止、企業ガバナンス法務（旧名称：企業統治法）については、2017 年度カリキュラムより廃止した。

### (5) 特に力を入れている取り組み

基礎理論・知識の定着と実務に即した問題解決能力の修得が図れるように各科目の配置を再点検している。

### (6) その他

特になし。

## 2 点検・評価

科目の開設及び単位配分等は適切であり、それぞれの科目は、適切な科目群に振り分けられている。また、配当学期や時間割についても学生に十分に配慮されたものとなっており、その結果として、現状において学生の履修状況に偏りは見られていない。

2015 年度よりカリキュラムを改正し、法学未修者教育の充実のため必修科目を 6 単位増設しているが、さらに法学未修者 1 年次に、履修科目を増設することも、教授会において議論した。その結果、現状の講義内容を理解させることが重要との結論に至り、講義コマ数を増やす措置は講じていない。また、他の法律基本科目と比べ、公法系科目は実務系科目が少ないことをから、2019 年度からは選択科目として「憲法総合演習Ⅲ（憲法判例形成論）」（2 単位）を選択科目として 2，3 年次に配置するような措置を講じている。

法務研究財団から指摘を受けている既修者に配置されている会社法の領域を対象とする授業が「商法演習Ⅰ（企業組織）」（2 単位）のみであることについては、2019 年度カリキュラムにおいて 3 年次配当の「会社法特論」（2 単位）を新設した。

「民法法文書作成」及び「刑事法文書作成」はいずれも法律実務基礎科目であるが、民法あるいは刑事訴訟法の基礎理論を踏まえて、その応用として実務的な視点から授業が展開されるものである。したがって、民法あるいは刑事訴訟法において重要な論点は、当該各科目においても同様に重要であり、レジュメ及び定期試験の出題において部分的とはいえ重複することは避けられない。係る事情及び法務研究財団からの指摘をも考慮して、「民法法文書作成」については、各担当教員においてレジュメ及び定期試験の出題について、これまで以上に実務的な問題を取り上げるなどの工夫している。また、刑事法文書作成については、法務研究財団から講義内容が法律基本科目と類似している等の指摘を受けたことから 2019 年度カリキュラムからは廃止し、刑事実体法及び訴訟法の基礎理論・知識の定着を図り、また実務に即した解決能力を修得させるために 2019 年度カリキュラムから「刑事法総合演習Ⅳ（刑事法事例演習）」を新設した。

### 3 自己評定

#### B

〔理由〕全科目群の授業科目の開設、履修が偏らないような配慮のいずれも良好である。

### 4 改善計画

2019 年度に大幅にカリキュラムを変更したので、授業進行、学生の負担等について注視し、改善点があれば再検討する予定である。

## 5-2 科目構成(2) 〈科目の体系性〉

(評価基準) 授業科目が適切な体系で開設されていること。

(注)

- ① 「適切な体系」とは、当該法科大学院で養成しようとする法曹に必要なスキルやマインドを修得できる内容の科目が、効果的に学修できるように配置されていることをいう。

### 1 現状

#### (1) 科目開設の体系性

##### ア 体系性に関する考え方、工夫

1-1 法曹像の周知に記載したとおり、「自由かつ公正な社会の形成を図るため、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた将来の法曹を養成すること」(専修大学専門職大学院学則第3条)、より具体的には、「社会生活上の医師」とも言うべき市民生活に根ざした法曹や、強い責任感を持ち、ビジネスの先端的・国際的分野でも活躍できる優れた法律家を養成することを目指している。また、「議論による問題解決能力」こそが実務法曹にとって最も必要な資質・能力であるとして、教育理念として、「議論による問題解決能力」の修得を掲げた。

上記の養成すべき法曹像及び教育理念を追求するため、本学のカリキュラムにおいては、1年次には、法学未修者であることに配慮しつつ、法律学の最も基礎的な知識及び理論を徹底して教育し、2年次及び3年次には、基礎的知識・理論を適用ないし応用し、立論と反論を通じて具体的な法律問題を適切に処理し得る能力を修得させることができるカリキュラムを編成した。なお、学生の体系的な科目履修を促すため、6つの履修モデルを用意し、それに対応できる科目配置となっている(この点については、5-4履修(1)〈履修選択指導についての考え方〉参照)。

##### イ 関連科目の調整等

各科目の講義内容については、各担当教員が、効率的・効果的な履修が可能となる授業設計を行い、を作成し、同一科目の複数のクラスを異なった教員が担当する場合には、教員間において協議し、同一の授業内容となるようにしている。また、オムニバス科目(1つの科目を複数の教員で分担)については、担当する教員間の協議を経て、授業内容を決し、その際、重複、脱落が生じないようにしている。上記の目的のためにシラバス作成依頼文にオムニバス担当者間での調整結果の文書保管依頼に関する記載を追記し、実際上も、オムニバス科目の担当者間における調整資料についても提出を受けている。また、研究者教員と実務

家教員においても、共同に授業を実施している場合には協議し、あるいは、実務科目の内容につき、実務家教員が研究者教員に意見を求めるなどしている。

## (2) 特に力を入れている取り組み

法学未修者の単位増加措置として、民法では、2年次後期に、「民法特論」（2単位）、刑法では、1年次前期に、「刑法Ⅰ（総論）」（3単位）のうち1単位分及び1年次後期に、「刑法Ⅱ（各論）」（3単位）のうち1単位分、憲法では、従来より設置の「人権の基礎理論」（2単位）を後期に「人権の基礎理論Ⅰ」（2単位）、「人権の基礎理論Ⅱ」（2単位）として細分化させ配置し、未修者に基礎理論・知識の定着が図れるような学修の機会を確保している。

学生の実務科目における基礎力を補うため、2019年度カリキュラムから、1・2年次配当科目として「法文書作成の基礎」（1単位）、2、3年次配当科目として「要件事実（基礎）」（2単位）を新設して改善措置を講じている。

## (3) その他

「法情報調査」については、2011年度以降、法学未修者に対する導入授業において、法学入門として「法律の構造と判例の読み方」の講義を行い、法律を初めて学ぶ学生たちに対して、法情報調査の基礎を講義している。そこでは、我が国の法律の構造（官報や法令全書が原本になること、また改正法は「改め文」の形式で立法されること等）や六法の構造（六法はどのようにして編集されているのか等）、法律の読み方や法律の探し方を講義するとともに、裁判の基本構造についても、判例の持つ意味を確認するのに必要な限度で講義している。その上で、実際の判例を複数取り上げ、法律実務家は判例をどのようにして読み込んでいるのかを判決文を確認しながら講義している。さらに判例としての位置付けを確認するためには、最高裁判所調査官解説がどのような意味を持つのか、また判例の探し方についても、公式判例集のみならず民間の判例雑誌も実際に取り上げ、法律実務家として欠くことのできないノウハウを、入学前に講義している。

入学後においては、法学既修者も含め、授業科目として法情報検索（1単位）を配置し、法情報調査の指導を行っている。本科目は選択科目であるが、履修ガイダンスにおいて履修の必要性を説明し強く推奨している。全員が履修するか情報検索講習会を受講するよう指導しており、ほぼ全ての新生が履修若しくは受講している。また新生全員を対象として、図書館が「情報検索講習会」を開催しており、さらに演習科目等において、適宜、課題に必要な法情報調査についての説明を行っている。履修しない場合であっても、図書館が新生を対象に開催している「情報検索講習会」を受講するよう指導しており、ほぼ全ての新生が履修若しくは受講している状態にある。さらに、その他の演習科目等においても、適宜、課題を検討する際に必要な参考判例や文献の法情報調査について、担当教員から

検索方法も含めて説明が行われている。例えば，課題の際，参照すべき判例や文献について指示を出し，学生は，その指示に基づき，対象判例・文献を探し出し，授業に臨む必要があるが，その際，必要に応じて，検索方法について言及している。

## 2 点検・評価

法律基本科目及び展開・先端科目ともに，基礎的知識・理論を，段階的に，修得させるカリキュラムとし，また，憲法・民法・刑法については，法学未修者に対し，その理解を深めるため，より基礎理論を修得させる科目を配置した。その上で，2年次及び3年次において知識や理論の適用・応用力を高めるための演習科目を履修させるような仕組みにしている。また，関連する科目間で，効率的・効果的な履修が可能となるように，内容の重複や脱落について，教員間の協議等で確認している。

## 3 自己評価

B

〔理由〕授業科目の体系性が，良好である。

## 4 改善計画

特になし。

### 5-3 科目構成(3)〈授業科目の開発, 教育課程の編成及びそれらの見直し〉

(評価基準) 授業科目の開発, 教育課程の編成及びそれらの見直しが, 法曹を取り巻く状況の変化を踏まえ, 教育課程連携協議会の意見を勘案した上で, 適切な体制を整えて実施されていること。

#### 1 現状

##### (1) 教育課程連携協議会の設置状況

専修大学法科大学院教育課程連携協議会は, 2019 年 4 月に設置され, その構成員は, 委員長・佐野裕志(本学法科大学院院長), 委員・長崎俊樹(弁護士), 同・木村光江(東京都立大学大学院教授)の 3 名となっている。同連携協議会規程第 3 条により, 委員長以外の委員は学外の委員で構成されているため, 公正性・客観性が担保されている。委員以外に, 関係委員会の責任者である教務委員会委員長, 自己点検・評価委員会委員長, 入試広報委員会委員長, FD 委員会委員長の 4 名がオブザーバーとして参加している。オブザーバーも含めて学外の委員と協議をすることにより, 同連携協議会での協議内容を共有し, 各委員会へフィードバックすることで教育課程の改善を図ることができるようになっている。

##### (2) 教育課程連携協議会の活動内容

###### ア 2019 年度

###### (ア) 開催日・テーマ

2019 年 7 月 24 日

テーマ: 本法科大学院における教育課程の編成及び実施について

###### (イ) 意見・内容等

###### ①教員による成績評価のバラツキの改善

教員による成績評価のバラツキを改善するために, 学生それぞれについてのカルテの作成などの取り組みやそれらのフィードバック方法についての統一的な運用をしてもらいたいとの指摘が学外の委員からあった。これに対して, 委員長からは, 専任教員だけでなく, 兼任・兼任教員に対しても, 教授会で申し合わせた成績評価基準の遵守を徹底しており, 成績評価のバラツキをなくすよう改善を図っているとの回答があった。また, 成績評価については教授会ですべて開示し, 教授会構成員全員で確認することにより, 統一性が確保できるようにしていること, 評価方法に疑義がある場合には, 院長, 副院長(教務委員会委員長)が当該担当教員と面談をして評価方法のバラツキの改善を求め, 統一性を保っているとの説明が, オブザーバーからなされた。

###### ②女性教員の採用について

委員長から, 教員採用にあたっては, 適格性と年齢構成を考慮して

採用しているので、その基準を満たせば、性別を問わず採用する方針であるとの回答があった。これに対して、学外の委員からは、賛同する意見と併せて、今後も現在の基準を維持しつつ多様性にも配慮した採用をすることを求める、との指摘がなされた。

### ③合格率の向上に特化した実効性の検証

合格率の検証については、修了生対象に2か月に1回程度の面接を通して実施していること、合格者が中心となって合格体験記の作成、合格者懇談会を実施している旨の説明が、委員長よりなされた。これに対して、学外の委員からは、面接担当教員を増やし、よりきめ細やかなチェックをして行く必要があること、合格者による在学生・修了生の指導についてシステム化されていないこと、未修者についての教育システムを改めて検討する必要があることの指摘がなされた。これら学外の委員からの指摘事項については、委員長から教員間に意見共有ができるように引き続き努力して行きたいとの回答がなされた。

## イ 2020年度

### (ア) 開催日・テーマ

2020年11月4日

テーマ：本法科大学院における教育課程の編成及び実施について

### (イ) 意見・内容等

#### ①未修者教育について

学外の委員から未修者教育こそが今後法科大学院において力を入れて行くべきではないかとの意見があった。これについて入試広報委員長から、前期の2年次生のGPAについて既修者と未修者とを対比すると後者の方がよいという状況になっていること、その理由として1年次生において教員と支援プログラム担当実務家の連携によるバックアップ態勢が機能しつつあることの説明があった。また、昨年度司法試験において修了1年目の合格者が4名出たことも学生にとっては大きな励みになったと思われるとの感想があった。また、院長からは、入試でも未修者の志願者が圧倒的に多く、教育体制全体が未修者の方にシフトしていることから未修者教育により力を入れて行く方針であること、及びこれまでの未修者に対する取り組みについて一定の成果が出てきているので引き続き続けて行きたいとの意見があった。

#### ②法学部との関連について

教務委員長から、法学部との間で連携協定を締結できる要件を満たせていないが、法学部において法科大学院進学プログラムを作り、同プログラム選択学生の講義を法科大学院の教員が担当していること、及び早期卒業した学部生を法科大学院に入学できるようにするための制度設計を法学部責任者との間で協議している旨の説明があ

った。院長からは、文科省としては、早期卒業した学生を既修コースに入学させて早期に合格させることを考えているのであろうが、早期卒業者が多く見込めないこと、丁寧に育てるという法科大学院設立当初の理念に反することになりはしないかとの意見があった。これに対して学外の委員からは、おそらく他大学においても院長が指摘したのと同じような状況だと思われるが、対象学生は少ないといっても在学受験を希望する学生のためには制度を作っておく必要はあるとの意見があった。

### ③新型コロナウイルス感染拡大の影響について

学外の委員からオンラインによる授業と試験の実施に関する感想があった。これに対してオブザーバー各人より、オンライン試験実施の難しさなどについての意見と、入学試験は対面で実施した旨の発言があった。

## (3) 授業科目及び教育課程の見直し等について

### ア 2019 年度

委員長から、授業科目・教育課程については、2018 年度から科目全体について教務委員会が中心となって各学年への配置や講義内容も含めて大幅に見直しを行い、本年度のカリキュラムから適用していること、また本年度の成績評価及び学生からの授業改善アンケートの結果を踏まえたうえで検証し、さらに改善を図っていくことが報告された。オブザーバーから、教務委員会では継続議題として改善について議論を続けているとの補足説明が学外の委員に対して示された。

なお、これらの見直し等についての審議についても議事録を作成し保管している。

### イ 2020 年度

委員長から、新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応状況、司法試験在学中受験への対応について説明がされた。

## (4) 特に力を入れている取り組み

入試でも志願者が未修者の方が圧倒的に多いことを考慮すると、未修者教育に力を入れて取り組んでいる。特に、合格率向上のための検証、未修1年次生の学習環境の改善、標準修業年限修了率向上のための学習環境の改善の3点に特に力を入れて取り組んでいる。

## (5) その他

オブザーバーから、2年次生前期のGPAで未修者と既修者とを比べた場合に、前者の方がよいスコアになっていることの報告があった。この報告を受けて、学外の委員から、そのような結果になった原因についての質問があったので、オブザーバーから詳細な説明をした。委員長より本年度の司法試験で卒業1年目の合格者が4名であったことの報告があった。学外の委員からその原因について質問があり、オブザーバーから合格者らの勉強方法について具体的な説明があった。また、本年度は新型コロナウイルス感染

拡大という想定外の事態下で授業を実施せざるを得なかったという状況を踏まえて、それに対応した授業・試験のあり方、学生の学習指導方法について、委員長、学外の委員及びオブザーバーとで活発な意見交換を行った。

## 2 点検・評価

教育課程連携協議会を設置し、学外の委員による第三者からの評価・意見を聴取したうえで、教務委員会をはじめとする各種委員会の責任者である委員長もオブザーバーとして参加し、授業評価、教育課程の編成及び見直しについて、学外の委員との意見交換や協議、建設的な議論を行っている。オブザーバーとして参加している各種委員会の責任者によって、同協議会での議論・提言を踏まえたうえで、担当分野ごとにそれぞれの委員会において検討し、さらに全体の議論の場である教授会に諮り、授業評価、教育課程の編成及び見直しを図っている。

## 3 自己評価

### A

〔理由〕教育課程連携協議会の設置と協議会の定期的開催、協議会での議論・提言を踏まえた各種委員会での検討、教授会における議論、および新カリキュラムでの教育効果の検証を実施しており、授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しについて、教育課程連携協議会の意見を勘案した上で、適切な体制を整えて実施されている。

## 4 改善計画

新カリキュラムでの教育効果の検証を踏まえて、より学習効果が高まるカリキュラム、教育課程の編成を検討して行く計画である。

## 5-4 科目構成（4）〈法曹倫理の開設〉

（評価基準）法曹倫理を必修科目として開設していること。

（注）

- ① 「法曹倫理」とは、法曹として職務を遂行するに当たり遵守すべき真実義務、誠実義務及び守秘義務等の倫理原則の理解を通して裁判官、検察官、弁護士としての職務を遂行するに当たり要求される責任の自覚と高い倫理観の涵養を目的とする科目をいう。

### 1 現状

#### （1）法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

本法科大学院では「法曹倫理」（2単位）を実務基礎科目として開設し、3年次の前期に必修科目として全学生に履修を義務付けている。同科目の重要性に鑑み、担当教員として法曹実務家3名（弁護士、元裁判官、元検察官）を配した。授業内容は、弁護士教員による弁護士倫理が中心となる（計10講）が、元裁判官教員は計2講、元検察官教員は計3講を担当し、全体として三者の立場における倫理観の涵養を目的としている。授業方法は、あらかじめ具体的な設例、参考文献、判例及び資料等を示し、各自に、事実上及び法律上の問題点を分析させ、授業に臨むよう指示している。

なお、適宜事前のレポートを求め、講義において各自の意見を発表させている。

#### （2）特に力を入れている取り組み

裁判官の倫理に関しては、分限裁判に表れた具体的事例を、弁護士倫理及び検察官の倫理については、日常的な実務において生起する具体的事例を取り上げて教材としている。

#### （3）その他

法曹倫理に関する指導に関連してエクスターンシップの実施の際には、事前に守秘義務等につき十分な指導を行っているほか、その他の法律実務基礎科目においても、適宜、関連する項目につき、教員が説明している。

### 2 点検・評価

必修科目として、法曹倫理が開設され、裁判官、検察官及び弁護士の立場から、適切な内容の授業が実施されている。

### 3 自己評価 合

〔理由〕法曹倫理が必修科目として開設されている。

### 4 改善計画

特になし。

## 5-5 履修（1）〈履修選択指導等〉

（評価基準）学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

### 1 現状

#### （1）履修選択指導についての考え方

「1-1 法曹像の周知」及び「5-2 科目構成（2）科目の体系性」に記載したとおり、「自由かつ公正な社会の形成を図るため、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた将来の法曹を養成すること」（専修大学専門職大学院学則第3条）、より具体的には、「社会生活上の医師」とも言うべき市民生活に根ざした法曹や、強い責任感を持ち、ビジネスの先端的・国際的分野でも活躍できる優れた法律家を養成することを目指している。また、「議論による問題解決能力」こそが実務法曹にとって最も必要な資質・能力であるとして、教育理念として、「議論による問題解決能力」の修得を掲げている。

そこで、履修選択指導においても、1年次に、「法律学の最も基本的な理論及び知識」を修得する科目を履修するよう促し、次に、2年次及び3年次においては、基礎的理論の適用・応用あるいは立論・反論をなし得る能力を修得させる科目の履修とともに、学生の将来の進路、興味関心に即した科目を選択するよう指導している。すなわち、社会のあらゆる分野で活躍できる法律家として必須な法律基本科目や実務基礎科目等に加えて、特定の法分野に強く、将来その道の専門家として活躍するための科目も数多く配置し、履修指導を行っている。

また、展開・先端科目の履修にあたり、多くの科目群の中から、自らの興味・関心、志向やニーズに応じて、学生が自ら希望する法曹像に向けた適切な科目を選択することが求められていることから、以下のように、履修にあたってその参考となる基本的な履修モデルを6つ提示している。なお、ここで提示した履修モデルは、あくまで基本となる一般的なモデルであって、実際にどの科目を選択して履修するかは、学生が各自の学修計画に照らして、自ら選択することになる。

①民事履修モデル、②刑事履修モデル、③企業法務履修モデル、④知的財産法務履修モデル、⑤渉外法務履修モデル、⑥コミュニティサービス履修モデル

詳細については、毎年学生に配付している「法科大学院要項」（2019年度版 全313頁）の4～10頁に記載紹介している。

#### （2）学生に対する指導や働きかけ等の工夫

ア オリエンテーション、ガイダンス等

法科大学院要項のような印刷物の配付だけでは、履修指導としては不

十分であることから、入学後のオリエンテーション・ガイダンスにおいて、教務委員会委員長から法科大学院の理念とともに、履修モデルにつき言及し説明している。さらに、各セメスター開始時の履修ガイダンスにおいても、教務委員会委員長が、自らの興味・関心、志向やニーズに応じて、いずれかの履修モデルを選択するよう、再度指示している。また、新学年度開始前に、クラス別に、担当教員2名がクラス指導を実施し、学生からの質問に対して適切なアドバイスをしている。

なお、2年次からは、司法試験における選択科目の履修が始まるが、2年次になってから迷い困らないよう、1年次の入学当初から1年後に何を司法試験選択科目として選ぶのか考えておくよう強く指導している。迷うところがあれば、同輩、先輩、教員等に遠慮なく相談するようアドバイスしている。

#### イ 個別の学生に対する履修選択指導

本法科大学院は、クラス担任制を採用している。クラス担任の教員が、前述したクラス指導の他、個別面談をしているが、その際、履修科目の選択につき、学生からの相談があれば、これに応じている。また、2019年度からは、履修受付期間中に、クラス担任によるオフィスアワー時間を利用した「履修相談受付期間」を制度化した。

さらに、本法科大学院を修了し弁護士資格を有する者が法科大学院事務課の職員として勤務しており、在学中の経験を踏まえた助言等がなされている。

#### ウ 情報提供

「入学ガイド」に、毎年、本法科大学院修了の実務法曹につき紹介している。

また、実務家教員の授業、アカデミックアドバイザーや支援プログラムの講師として在籍している本法科大学院修了の弁護士との相談、あるいはにおいて、本学卒業生により構成されている専修大学法曹会における講演などで、法曹としての業務内容等につき説明をしている。過去に司法支援センター・ひまわり基金法律事務所ガイダンス及び裁判官による講演会を実施したことがある。今後も、学生からの要望があれば、専修大学法曹会とも連携して法曹の活動について説明を受ける機会を設けることを検討したい。

#### エ その他

特になし。

### (3) 結果とその検証

#### ア 学生の履修科目選択の状況

本法科大学院の学生の履修科目選択の状況（各科目群の履修単位数の平均）は、以下の表のとおりとなっている。

【2020 年前期】

| 科目群       | 1 年  | 2 年 | 3 年 | 計    |
|-----------|------|-----|-----|------|
| 法律基本科目    | 15.0 | 9.7 | 5.6 | 10.2 |
| 法律実務基礎科目  | 1.8  | 1.9 | 9.6 | 4.6  |
| 基礎法学・隣接科目 | 1.4  | 0.9 | 1.0 | 1.1  |
| 展開・先端科目   |      | 3.2 | 2.9 | 3.0  |

学生の履修選択の内訳

基礎法学・隣接科目の内訳

E U 法 2 名 外国法（イギリス法） 4 名 日本法制史 14 名  
西洋法制史 6 名

展開・先端科目の内訳

M&A 実務 1 名 金融商品取引法 9 名 保険法 7 名  
独占禁止法 I 3 名 労働法 I（基本領域） 7 名  
知的財産法 I（著作権法） 1 名 知的財産法演習 2 名 国際法 1 名  
国際私法 I 3 名 租税法 I 1 名 刑事政策 1 名 環境問題と法 I 5 名  
特殊講義（信託法） 3 名

【2020 年後期】

| 科目群       | 1 年  | 2 年  | 3 年 | 計    |
|-----------|------|------|-----|------|
| 法律基本科目    | 19.0 | 16.2 | 2.8 | 11.8 |
| 法律実務基礎科目  |      | 1.8  | 2.6 | 2.3  |
| 基礎法学・隣接科目 | 1.4  | 0.5  | 1.0 | 1.0  |
| 展開・先端科目   |      | 1.8  | 4.0 | 3.0  |

学生の履修選択の内訳

基礎法学・隣接科目の内訳

法哲学 3 名 法と経済 4 名 法社会学 7 名

展開・先端科目の内訳

独占禁止法 II 1 名 労働法 II（展開領域） 8 名 労働法演習 4 名  
執行・保全法 2 名 知的財産法 II（特許・実用新案法） 1 名  
国際私法 II 3 名 地方自治法 5 名 消費者法 8 名  
環境問題と法 II（演習） 5 名 法医学 7 名

以上のとおり、学生が選択した、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目は、多岐に亘っていて、学生の興味・関心に従って適切に履修が為されている。

イ 検証等

前期・後期ともに、学生の履修科目選択が終了すれば、各担当教員に、履修者を知らせている。また、試験終了後には、開講科目成績集計表を教授会において、配付のうえ、その選択科目の状況、成績評価につき、疑問があれば質問され、また、意見が出されている。履修年度ごとの履修登録

の結果として履修者数がゼロあるいは極めて少数の科目もあるが、学生に提示した履修モデルに必須な科目である以上、今後も存続させる予定である。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

特になし。

## 2 点検・評価

学生の将来の進路に資するものであり、興味関心に即した科目を選択することが、適切な履修選択だと考えている。また、オリエンテーション・ガイダンス、履修ガイダンス、クラス指導、個別面談等で、履修選択について指導しているほか、選択の基準について、6つの履修モデルを示し、選択についての指針を示している。さらに、履修者が少ないなどの理由で、特定科目の履修を選択しないように指導するようなことは、勿論していない。

クラス担任制が十分機能していないとの法務研究財団からの指摘がある。クラス担任による学生面談については教授会に報告されており、学生の学修状況および生活状況に関してクラス担任以外の教員も情報を共有できる仕組みになっており、担当教員毎の対応が異なるという事態にはなっていない。また、2019年度からは、クラス担任による直接の履修指導を目的とし、履修受付期間中にクラス担任によるオフィスアワー時間を利用した「履修相談受付期間」を制度化した。

多様な選択科目の設置が履修者の分散を招き、それによって双方向・多方向の授業の実施が困難な状況を生じていないかとの指摘が法務研究財団からあった。少人数教育を旨とする本法科大学院としては、各学生の興味に即した履修選択を心掛けているところから、学生の自主的な判断で選択者がごく少数となり、結果的に双方向・多方向による授業実施が困難な状況が生じるのはやむを得ないものがあると考えている。しかしながら、双方向・多方向による授業実施が学修効果を高める上では必要であるという認識も持ち合わせているので、係る事態が生じないような履修指導を検討している。

## 3 自己評価

### A

〔理由〕履修選択指導が、充実している。

## 4 改善計画

特になし。

## 5-6 履修（2）〈履修登録の上限〉

（評価基準）履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間 36 単位を標準とするものであること。

（注）

- ① 修了年度の年次は 44 単位を上限とすることができる。

### 1 現状

#### （1）各学年の履修科目登録の上限単位数

各年次における履修科目として登録することのできる単位数は、下表のとおりである。

講義、演習科目においては、実際の履修時間として、週 1 回（90 分）× 15 回＝22.5 時間で 2 単位であり、1 単位あたり 11.25 時間となる。

実習科目については 1 単位あたり 22.5 時間としている。また、講義や演習と実習を組み合わせる授業については、授業に占める各形態の回数の割合を求め、それに応じた各形態における 1 単位あたりの授業時間を乗じた時間の総和を授業時間としている。

1 年次 39 単位、2 年次（法学未修者）38 単位、2 年次（法学既修者）36 単位、3 年次は 44 単位を上限とし、それ以上の履修は認めていない。なお、1 年次及び 2 年次（法学未修者）の 36 単位を超える部分については、後述の法学未修者教育の充実の見地からの履修単位数増加に基づく加算措置である。また、履修単位数の上限には集中授業科目及び再履修科目（原級留置となった場合の再履修科目や進級後の全ての再履修科目を含む）の単位も含めている。さらに、他の大学院の授業科目の履修（専修大学専門職大学院学則第 34 条に規定）を認めた単位に関しても、上限単位に含めることとしている。長期履修制度（専修大学専門職大学院学則第 21 条に規定）に関しては、過去に該当制度の適用を申し出た者は存在していない。

法学未修者（2019 年度以降入学者）

| 区分      | 科目群       | 1 年次 | 2 年次 | 3 年次 | 必要最低単位 |    | 備考 |
|---------|-----------|------|------|------|--------|----|----|
| 必修      | 法律基本科目    | 34   | 26   | 8    | 68     |    | 78 |
|         | 実務基礎科目    |      | 2    | 8    | 10     |    |    |
| 選択必修    | 実務基礎科目    |      |      | 2    | 2      | 23 | 30 |
|         | 基礎法学・隣接科目 |      |      |      | 4      |    |    |
|         | 展開・先端科目   |      |      |      | 12     |    |    |
| 選択      | 実務基礎科目    |      |      |      |        |    |    |
|         | 法律基本科目    |      |      |      |        |    |    |
| 年間履修範囲* |           | (39) | (38) | (44) |        |    |    |
| 修了単位    |           |      |      |      | 108    |    |    |

\*（ ）内の数字は、各年次に履修することができる単位数の上限。

\*年間履修上限単位には、再履修した科目の単位数を含む。

法学既修者（2019年度以降入学者）

| 区分      | 科目群       | 2 年次 | 3 年次 | 必要最低単位 |    | 備考 |
|---------|-----------|------|------|--------|----|----|
| 必修      | 法律基本科目    | 24   | 8    | 32     |    | 42 |
|         | 実務基礎科目    | 2    | 8    | 10     |    |    |
| 選択必修    | 実務基礎科目    |      | 2    | 2      | 23 | 30 |
|         | 基礎法学・隣接科目 |      |      | 4      |    |    |
|         | 展開・先端科目   |      |      | 12     |    |    |
| 選択      | 実務基礎科目    |      |      |        |    |    |
|         | 法律基本科目    |      |      |        |    |    |
| 年間履修範囲* |           | (36) | (44) |        |    |    |
| 修了単位    |           |      |      | 72     |    |    |

\*（ ）内の数字は、各年次に履修することができる単位数の上限。

\*年間履修上限単位には、再履修した科目の単位数を含む。

(2) 法学未修者教育の充実の見地からの履修単位数増加の有無

法学未修者が法律基本科目について基礎的な学修を確保し、コアカリキュラムの未消化部分の解消なども含め、既存科目の理解度を深めることを目的として、これまでは自学自修に任されていた部分を補うできるようにするために、未修1年次において4単位、同2年次において2単位の履修単位増加措置を2015年度入学生から採用している。科目としては、1年次は、前期に「刑法Ⅰ（総論）」（3単位）のうち1単位分、後期に「刑法Ⅱ（各論）」（3単位）のうち1単位分を増設した。さらに、公法系の科目として、従来より設置の「人権の基礎理論」（2単位）を後期に「人権の基礎理論Ⅰ」（2単位）、「人権の基礎理論Ⅱ」（2単位）として細分化させている。また、2年次の後期に「民法特論」（2単位）を新設した。他方で、履修単位増加に伴い法学未修者には基礎的学修の必要性が高くコアカリキュラムの未消化部分の解消なども含め、既存科目の理解度を深めることを目的としており自学自修に任されていた部分を補う役割として設置している。、そうではあるが、学生に過度な負担とならないよう、学生に対して課題を課す場合には、それを公表することによって教員間・科目間で調整をしている。

(3) 法学既修者についての履修単位数増加の有無

法学既修者においては、履修単位数の増加を行っていない。

(4) その他年間36単位（修了年度の年次は44単位）を超える履修の有無

この項目に該当する措置はとっていない。

(5) 無単位科目等

この項目に該当する措置はとっていない。

(6) 補習

補習は行われていない。補講は、休講を補填する措置として位置づけられ

る。

(7) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(8) その他

特になし。

## 2 点検・評価

履修科目登録ルールは適切であり、また、遵守されている。

2020 年度においては、一部の科目で補講を行ったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、オンライン授業開始当初は教員側がパソコンやアプリケーション等の操作を習熟するための時間や機器不良等により学生を待機させる時間などが発生し、実質的に 90 分の時間が確保されていない状況がみられたことに対応するためのものである。また、正規の授業時間において実施した小テストに関する解説講義であって、当該小テストを受験した学生の学修効果を上げるもので、しかも学生に過度な負担とならないよう配慮されており、そのことで予習・復習、学生間での議論など自学自修の充てるべき時間が不十分となっていることはない。

## 3 自己評価

合

[理由] ① 1 年次及び 2 年次の履修単位数上限が年間 36 単位を超えているが特段の合理的な理由があり、かつ②修了年度の年次の履修単位数上限が年間 44 単位以下である。

## 4 改善計画

特になし。

## 第6分野 授業

### 6-1-1 授業（1）〈授業計画・準備〉

（評価基準）開設科目が効果的に履修できるよう、授業の計画・準備が適切になされていること。

（注）

- ① 「授業の計画・準備が適切になされている」とは、法科大学院の学生が最低限習得すべき内容を踏まえ、科目の特性等に応じて、授業の計画の設定・開示及び授業準備が適切になされていることをいう。

### 1 現状

#### （1）授業計画・準備

1年間の授業計画は、毎年4月に配付している「法科大学院要項」に各授業科目のシラバスを掲載し、授業内容、成績評価の基準と方法を具体的に明示している。また、2012年度からは、「共通的な到達目標の在り方に関する検討結果」（2010年9月16日）を受けて、教務委員会主導のもと、全科目について、シラバスの冒頭に新たに〈授業の目的と到達目標〉の項を設け、授業を通して到達すべき目標を学生に提示している。シラバスの寄稿依頼文においてシラバス遵守の旨を明記しており、基本的に乖離は無い。万一記載内容を変更する必要がある際には、必ず学生への説明及び合意を得るよう徹底している。

#### （2）教材・参考図書

シラバスに記載したとおりである。

#### （3）教育支援システム

ポータルサイトによる情報提供や CoursePower によるレポートの出題、提出の管理が利用可能となっている。しかし、学生の自習室と教員の研究室がいずれも法科大学院棟内にありアクセスが容易となっており、法科大学院事務課による課題提出管理を行っていることから、2019年度までは、システムの利用はあまり多くない。

2020年度は本学全体のオンライン講義ツールである GoogleClassroom と Meet を使用した同時双方向型オンライン講義を前期は全科目、後期は一部科目で実施し、対面授業と同様の教育効果を図った。担当教員は GoogleClassroom 上に課題をアップし、学生はそれをダウンロードするなどして検討のうえで課題レポート（起案）をレスポンスすることによって、課題提出管理を適切に行っている。また、Meet 機能を使って授業後も学生からの個別の質問に答えるなど教室同様の臨場感を維持できるように教員全体が工夫を凝らしていた。また後期対面授業に戻した科目であっても、GoogleClassroom を利用して前期同様に課題提出管理をしていた。このよう

に、コロナ禍であっても、新たに導入したオンライン講義ツールを教育支援システムとして積極的に活用している。

#### (4) 予習指示等

各授業科目において、予習復習のための適切な教科書や補助教材をシラバスで指示するとともに、検討課題や授業内容を示した資料を、概ね1週間前に法科大学院事務課窓口から配布し予習を促すことにしている。2020年度は、各授業科目において、予習復習のための適切な教科書や補助教材をシラバスで指示するとともに、本年度はオンライン講義を実施したことに伴い、検討課題や授業内容を示した資料を、GoogleClassroom上にアップして、予習を促すこととした。法律基本科目の演習においては、予め課題を提示し、それについて事前に受講生が十分に予習してきたうえで、教員と学生間及び学生相互間の討論を多く取り込んだ双方向・多方向の授業を進めている。

前述したとおり、シラバスにて各回の授業計画を示し到達すべき点を明らかにしている。

#### (5) 到達目標との関係

授業の到達目標の設定は、養成すべき法曹像や教育理念を踏まえながら、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」に基づき設定を行うこととしており、授業の計画及び準備は、この到達目標に基づき進められる点において、適切に遂行されているといえる。特に2020年度は新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言による影響を受けて5月よりオンライン講義を実施したが、同時双方向形式を採用して、対面授業と同様の講義時間及び質を保つことができた。

時間の制約及び2020年度はオンライン形式の授業となったことにより、授業でとりあげることのできない項目については、シラバスの＜授業の目的と到達目標＞を踏まえて、学生に自習するよう指示し、そのための助言・指導を継続的に行っている（具体的には、当該項目についてのレポートと解説、レジュメの配布、文献の提示等）。

#### (6) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院では、前期・後期の成績評価終了後、全教員に対し、教育内容・方法等の改善に関するアンケートを実施し、授業の仕方、学生の理解度の確認、授業後のフォロー、対象学年にふさわしい授業の工夫、到達目標との関係等の項目につき、教員各自の自己点検を実施している。また、定期試験終了後の教授会において全科目の成績分布が分かる資料を配付して、各科目の評価を互いにチェックする等して評価の適正を図るなど教員全体としての点検も実施している。2020年度は、定期試験を実施していないが、同様に教授会において点検を実施した。

#### (7) その他

基準3-6に記載のとおり、本学全体においては、各教員について、各学期、最低5コマのコマ数負担の制約が課されている中、本法科大学院においては当該制約が課されておらず（3-6 1（5）参照）、十分な準備の時

間を与えている。

## 2 点検・評価

教員各自が、前期・後期の成績評価終了後、オンライン形式の授業の在り方を含めて自己点検を実施し必要な改善を行っているため、実施される授業についての授業計画、準備は、その都度、充実したものとなっている。他方、授業では実施できない項目の内容については、司法試験の結果等からみると、個々の学生が、どのように学習するかに関して、より綿密な指導が求められる。

## 3 自己評価

B

[理由] 授業計画・準備が、充実している。

## 4 改善計画

法務研究財団からも指摘されている司法試験合格率に直接反映できるような厳格な成績評価及び平常点のあり方について、昨年度来、教務委員会及び教授会において議論を重ね実施している。2020年司法試験において短答試験において80%を超える者が合格点基準に達し、最終合格者も20.0%となり、また修了1年目の者が2名が最終合格するなど、徐々にではあるが、これまでの取り組みが成果として現れてきている。来年度以降も合格者の増加を目指して、取り組みの検証・改善を講じる予定である。

## 6-1-2 授業（2）〈授業の実施〉

（評価基準）開設科目が効果的に履修できるよう、適切な態様・方法で授業が実施されていること。

（注）

- ① 「適切な態様・方法で授業が実施されている」とは、当該科目の授業担当能力のある教員により、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、開設科目の効果的な履修に向け、具体的予習指示、授業の仕方、授業後のフォローアップ等に創意工夫や努力がなされていることをいう。特に、学生が十分な予習を効率的に行うことができるように的確な指示や指導を行うことが必要である。また、授業の仕方については、授業の中での双方向・多方向の議論をするといった法的議論能力等の養成が可能となる工夫が必要である。

## 1 現状

### （1）授業の実施

#### ア 科目毎の教育内容の適切性

前記3-1のとおり、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法について、各教員は、それぞれ授業担当能力を有し、また、別紙のとおり、教育内容は適切である。

#### イ 授業全般の実施状況の適切性

##### （ア）教育内容

本年度は新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言発令の影響もあって5月よりオンライン授業を実施したが、同時双方向形式を取り入れることによって対面授業と同様の質を保てるように各教員が工夫を凝らした授業を実施した。

1年次（法学未修者）においては、1年間で、法学の知識や法的思考力等の基礎・基本の徹底を図り、法律基本科目についての体系的理解を修得させるため、講義形式の授業を基本としている。

なお、法学を全く学んでいない者や法学の基礎的な学識が備わっていない者が対象となることから、入学後の法律基本科目の履修に支障が生じないように、希望者に対し入学前の段階において、法律基本科目を中心とした「導入授業」を実施している。

段階的学習という観点、すなわち、学習は「入門」的なレベルから「基礎」へと、そして2年次以降には、「応用」「発展」的な問題についても法的な検討や議論ができるように、段階的に知識や法的な考え方を修得させることを意識した教育を行うものとしている。1年次の法律基本科目においては、法学未修者である初学者にも配慮して、入門的なレベルから基礎に焦点をあて、法学未修者の段階として必要な基礎的知

識を確実に修得できるように、各教員において工夫した授業を行っている。

憲法については、担当研究者教員間で各学年の授業内容を協議確認し、授業を実施している。民法・民事訴訟法については、各学年の授業内容につき、専任教員を中心に、当初のシラバスの設定、オムニバス授業の実施等につき協議し決定したものである。このたびの民法（債権関係）改正等に対しても、授業内容や試験実施の方法・内容への対応につき、民法の専任教員や民事系科目の教員で協議する機会を設けた（民法に限らず、授業担当者間で協議する必要がある場合には、教授会終了後に随時教員懇談会の場を設けるなどして、教員間で意見交換の機会を設けている）。刑法においても、1年次では基礎事項の修得を徹底しながら基本事例の解き方や論述の仕方を学習させ、2年次では複数の判例を用いて、具体的事案の解決にとって重要と思われる着眼点を探るため、リーディングケースや典型的事例だけでなく限界事例や特殊な事案などを用いて、錯綜する事案を分析し、問題を法的に解決する力を養成している。

法律基本科目と実務基礎科目の連携については、行政法、刑法・刑事訴訟法については、研究者教員及び実務家教員が、年度毎の授業内容・方法を協議したうえ、授業を実施している。なお、民法・民事訴訟法と民事系実務基礎科目については、2020年度は、事前のシラバスの内容確認にとどまったが、2021年度以降、実務家教員が、民事系実務基礎科目の内容を研究者教員に伝え、意見を求め、それにより、授業内容を決定する材料にする等の連携することとしたい。

なお、授業内容や学習指導については、全専任教員が参加するFD研究集会において問題点を話し合ったり、意見交換をする機会を設けたりして、全教員において認識を共有している。

- (イ) 適切な授業が、授業全体のどの程度まで浸透しているのか（適切な授業の割合）という点については、次学期に全教員に対して実施している「自己点検シート」によって検証している。自己点検シートの記載内容からすれば、各教員において科目の特性や授業形式に応じて学生の学習効果を高めることができるよう適切に授業が実施されているものと判断している。

本年度は新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言発令の影響もあって5月よりオンライン授業を実施したが、同時双方向形式を取り入れることによって対面授業と同様の質を保てるように各教員が工夫を凝らした授業を実施した。

法学未修者1年次における授業は、段階的学習という観点から、基礎的理論・知識を、講義形式を基本として、修得させるようにしている。講義形式を中心としつつも、各教員の工夫により、必要に応じて、随時問いかけや質問をすることで、予習の有無や理解度を確認し、また、制

度や理論の必要性、さらにはその問題点を認識させたり、問題解決のアプローチの仕方、あるべき結論とその理由などを各自に考えさせたりする等、授業への能動的参加を求め、法科大学院として適切な授業となるようにしている。2年次以降の演習科目及び実務科目においては、双方向・多方向の議論による授業を基本としており、本法科大学院の特徴である少人数であることをいかした教育をしている。

レジュメは、各教員により作成目的やその内容は異なるが、授業の説明資料だけでなく、予習あるいは復習用として作成し配布している。

各教員作成の自己点検シートによるといずれの教員も学生の理解度を高める工夫をしている。2020年度はオンライン講義を実施したことから、同講義ツールであるGoogleClassroomにて課題を出して、学生の理解度を確認するなどの工夫を各教員において行っている。

#### (ウ) 学生の理解度の確認

各教員により、確認の方法は異なるが、課題や起案の内容、小テスト（ないし中間試験）の結果及び授業中の質疑応答での対応により、学生の理解度を確認しつつ、授業を行っている。

#### (エ) 授業後のフォロー

授業直後に質問に対応しているほか、別途オフィスアワーとして時間をとって質問や相談にのったり、あるいは随時、メールでの質問に応じたりしている。2020年度は、オンライン授業の場合にはMeetを使って授業直後も学生からの質問あるいは相談に対応した。また、授業担当者以外にも、学生が気軽に質問や相談をすることができるように、本法科大学院修了の弁護士によるアカデミックアドバイザーを常設しているところ、コロナ禍にあってもオンラインシステムを使って本法科大学院修了の弁護士によるアカデミックアドバイザーを常設して、従来と変わらないように質問や要望にも応じることができる体制をとっている（アカデミックアドバイザーが学生からの求めに応じて答案指導や自主ゼミでの指導などもできるようにしている）。アカデミックアドバイザーとは別に、本法科大学院の修了生である弁護士数人に依頼して、授業に対応させた課外指導や課外の支援プログラム（2020年度はオンラインも併用）も設けるなどして、授業後のフォローアップが十分にできる体制をとっている。なお、アカデミックアドバイザー制度と課外支援については、制度的に別のものであるが、アカデミックアドバイザーが支援プログラムの講師も兼務することにより、学生の實力把握に基づき適切な助言が出来るよう工夫している。

また、提出されたレポートや起案、実施された小テストなどについては、採点・添削あるいはコメントの記載等が全教員により実施されている。

#### (オ) 出席の確認

授業開始前の出欠確認、小テストの回収、質疑応答の際の指名及び応

答等で、毎回の授業の出席は必ず確認している。オンライン授業においても同様に行った。なお、そもそも本法科大学院では1クラスが少人数で行われているので、欠席者がいる場合は、通常、一目で分かるのが実際の状態である。それはオンライン授業においても同様である。

また、2018年4月より試験実施科目では、各授業科目の出席日数が出席すべき日数の3分の2に満たない者は、当該授業科目の試験を受験することができない（専修大学法科大学院試験規程第8条の2）ことを定め、また、試験未実施科目においても同様に、出席日数が出席すべき日数の3分の2に満たない者は、0点とすることを教授会にて申告しているため、教員から報告がなされる出席確認結果については、法科大学院事務課において一元管理を行っている。

#### （カ）授業内の特徴的・具体的な工夫

本年度は新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言発令の影響もあって5月よりオンライン授業を実施したが、同時双方向形式を取り入れることによって対面授業と同様の質を保てるように各教員が工夫を凝らした授業を実施した。具体的には、5月よりオンライン講義を実施するに先立ってオンラインによる講義方式について教員間で議論をして、講義形式についての認識を共有するようにした。その上で、各教員は、それぞれが可能な範囲で、プレゼンテーション用ソフトによる映像資料の活用、受講ノートの作成及び確認をするなどして、有益な授業になるように工夫している。また、講義をする中で疑問点等があれば、それを全教員に相談・問い合わせができるような仕組みも構築して教員に対するバックアップ態勢を敷いた。

#### （キ）対象学年にふさわしい授業の工夫

1年次においては、講義形式を基本として、基礎理論・基礎的知識を修得させ、2・3年次において、演習科目・実務科目として、その基礎理論・基礎的知識の具体的事例への適用能力、実務での適用・応用能力を養成するため、科目を編成している。

特に法学未修者1年次においては、段階的学習の観点から、まずは基礎的知識や理論を確実に修得させることに焦点をあて、条文の理解（すなわち条文を読んで、正確にその意味を理解できるようにすること）、基礎理論や制度の把握（趣旨・意義・要件・効果の把握）、そして、重要論点について判例法理の考え方を正確に理解できるようにすることに力点をおき、2年次以降での演習科目・実務科目で法的議論を展開することができるように、その基礎固めに徹することを各教員間で確認している（法学未修者教育のあり方について、過去複数回の会合をもって、話し合った結果である）。

#### （2）到達目標との関係

到達目標については、法科大学院協会の「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」を踏まえて、各教員が設定し、シラバス冒頭に記載している。

ただし、主に時間的な制約から、その範囲の全てを、授業時間だけでカバーすることは難しいので、レジュメや学生への口頭による指示、その他書面での問題や課題としての明示などにより、学生に必ず修得しておくべき内容を伝え、また、各自で学習するよう具体的に指示している。

授業外の自学自修を支援するための体制としては、各教員のオフィスアワー、前述したアカデミックアドバイザー（本法科大学院修了の弁護士）による学生からの質問への対応がある。

到達目標の達成及び授業外の制度の検証は、各授業において質疑応答、小テスト・起案の結果等により行い、その結果を基に、各教員が授業内で、必要な事項を実施している。2020年度のオンライン授業においても同様に実施している。また、学生の授業改善アンケートは全ての科目で最終回(又はその1回前)の授業中に必ず実施しており、学生自身の自己評価や担当教員への評価によっても、ある程度確認することができる。

### (3) 特に力を入れている取り組み

2020年度は、オンライン授業であっても、通常の授業と同様あるいはそれ以上の質を保てるように、FD研究集会等をこれまで以上の頻度で開催するなどして教員間において授業のあり方について研修の場を設けている。

### (4) その他

科目ごとにレポート課題を出させているが、それが同時期に集中して学生に過大な負担となるという弊害が以前指摘されたこともあり、現在では、レポート課題を出した教員は、レポート課題を出した日や提出時期が他の教員にも分かるように、2019年度までは教員室に用意した所定の用紙に記入してもらい、2020年度はGoogleClassroom上で記載をして、他の教員がそれを閲覧して、レポート課題の時期が重なりすぎないように配慮できるようにしている。

## 2 点検・評価

上記のとおり、授業担当能力のある教員により、適切な授業が実施されていると考える。コロナ禍であってもオンライン授業等を駆使して対面授業と等質性のとれた授業が実施されている。また、熱意を持った各教員により、それぞれ、学生に過度に負担がないように配慮したうえ、学生の理解度を確認しながら授業が実施されている。また、授業全体において、個々の学生がカリキュラムの全てを十分に消化しこなすことができるのか、多くの科目を同時に履修しなければならないことから過度の負担となっていないか等については、2018年後期のクラス面談より使用する面談シートに負担感に関する項目を設け、その回答により、各クラス担任が個別に確認し、対応している。

## 3 自己評定

B

[理由] 授業が充実している。2020年度においては、新型コロナウイルス感

染拡大状況にあっても、オンライン授業を実施（前期は全科目，後期は一部科目にて）して対面授業と同様の質を保っている。

#### 4 改善計画

アンケート時期，クラス面談の時期・頻度等が適切かをF D委員会を中心に検討し，教員と学生とのコミュニケーションがより図れるように工夫し，さらにはコロナ禍後のニューノーマル（新常態）にも対応できるような授業ができるように改善を進めて行く予定である。

## 6-2 理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉

（評価基準）理論と実務の架橋を意識した授業が実施されていること。

### 1 現状

#### （1）「理論と実務の架橋」の意義のとらえ方

法学の基礎的理論を徹底的に修得させたいと、その基礎的理論を具体的な事例に、相手方の反論も踏まえて、適用・展開させる能力を修得させる授業である。これは、あらゆる未知の問題への対処を要請される法律実務において、この能力こそが実務法曹にとって最も必要な資質・能力だからである。また、議論による問題解決能力を修得させる教育理念については、1-1で述べたとおり、教員間で共通の認識となっている。

#### （2）授業での展開

##### ア 法律基本科目

1年次にあつては、基本的な理解を目的として、統治の基本理論、人権の基礎理論Ⅰ・Ⅱ、民法Ⅰ～Ⅳ、商法Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法、刑法Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱを配置している。

2年次以上にあつては、基礎的知識を有することを前提に、行政法以外の科目については、基本的には演習を中心として、従前の知識の理解力を問う、応用的な展開を目指している。具体的には、刑事法総合演習Ⅲ、民事法総合演習Ⅳのように研究者教員と実務家教員、又は実務家教員が科目担当者を務める科目を設置し、理論的な知識に加え、実務的な視点を植え付ける授業を展開している。また、行政法については、2年次前期において行政法の基礎において基礎的知識を定着させ、2年次後期以降の行政法総合演習ⅠⅡにおいて他の科目と同様に応用的な展開をしている。

##### イ 法律実務基礎科目

法律基本科目での学習を前提として、民事実務演習（基礎）、民事実務演習及び刑事実務演習を配置している。また、法律実務基礎科目として法文書作成の基礎と民事法文書作成を受講することで、実務で求められる法律文書の書式等の形式面を学習するのみでなく、その書面作成の前提となるべき法律知識が実際の書面作成上で表現出来るか等を確認している。法律実務基礎科目担当教員は、いずれも実務経験豊かな実務家教員であり、前記（1）の理論と実務の架橋の意義を十分に理解して、実務的な指導は勿論のこと基礎的理解が不十分な点も補充するなどしている。なお、刑事系の法律実務基礎科目であった刑事法文書作成については、法務研究財団から講義内容が法律基本科目と類似している等の指摘を受けたことから2019年度カリキュラムからは廃止したが、刑事実務演習において刑事実務において求められている法律文書学習の機

会は確保している。

#### ウ 展開・先端科目

本法科大学院の展開・先端科目は、司法試験の選択科目を網羅するだけでなく、金融商品取引法、保険法、社会保障法、法医学等、約 30 科目が開講されている。このような多様な講座展開で学生は自ら選択した多様な法律科目についての理解を得ることができ、このことが、今後実務家となった際、専門分野を深めていく資質になるものと考えられ、多様な展開・先端科目の開講自体が、理論と実務の架橋に役立っていると考えられる。

#### (3) 理論と実務の架橋を意識した取り組み

理論的教育と実務的教育でどのような授業が行われているかを知ることが、相互理解にとって有用である。このための制度として、前期・後期に教員相互による授業参観を実施して、授業の進行、内容等についての報告書を作成して、授業担当者に情報提供を行っている。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

F D 委員会主催の F D 研究集会においても、研究者教員と実務家教員がそれぞれの授業方法等について報告をする機会を設け、各授業内容を共有する機会を設けている。

#### (5) その他

特になし。

### 2 点検・評価

本法科大学院の教育理念である、議論による問題解決能力を修得させることは、全教員の共通認識であり、それを意識して、1 年次に基礎理論を修得させ、2, 3 年次に、基礎理論を適用・展開する能力を修得させる授業を実施している。

### 3 自己評価

B

[理由] 理論と実務の架橋を目指した授業が、質的・量的に見て充実している。

### 4 改善計画

2019 年度のカリキュラム改編による学習効果及び司法試験結果について注視し、必要があれば検証・見直しをする予定である。

### 6－3 理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉

（評価基準）臨床科目が適切に開設され実施されていること。

#### 1 現状

##### （1）臨床科目の目的

臨床科目の開設で達成しようとしている内容は、学生が実務家になって経験する実務について体験的に学習することと、この経験によって実務家になりたいという学生のモチベーションを高めることにある。この点について、例えば、様々な実務処理や実務家の問題に対する取組みを体験するエクスターンシップの報告書において、実務家のイメージを得たとの回答が多数寄せられている点からも、当該目的を達成できていることが窺われる。

##### （2）臨床教育科目の開設状況等

臨床科目として、模擬裁判、ロイヤリング、クリニック及びエクスターンシップの4科目を3年次に開講実施している。このうち、模擬裁判は必修であり、ロイヤリング、クリニック及びエクスターンシップは、3科目中2科目の選択必修である。2019年度における各科目の履修人数（単位取得人数）は、模擬裁判が10（10）名、ロイヤリング9（9）人、クリニック10（10）人、エクスターンシップ6（6）人であった。

模擬裁判は、春期集中授業として、土日2週にわたって刑事模擬裁判と民事模擬裁判を開講している。2020年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の影響により、夏期集中授業とした。民事模擬裁判については民事裁判手続IT化を先取りした形でオンラインにて実施した。他方、刑事模擬裁判は尋問が中心のためにオンラインによる実施が困難であって、また実務においてもオンラインは予定されていないことも考慮して、感染予防に万全を尽くしたうえで対面にて実施した。民事・刑事の模擬裁判においては、事案の分析、法的整理、主尋問、反対尋問を準備して、実際に尋問することとしている。ロイヤリングでは、依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADRの理論と実務を、ロールプレイを取り入れて学生に学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させている。クリニックは、今村記念法律事務所で開催されている法律相談に学生が立ち会い、事実聞き取りをして、同席の弁護士が法的見解を述べるという方式で行っている。新型コロナウイルス感染拡大の影響により通常の対面式の法律相談が実施できないためにオンライン方式で模擬法律相談を行った。また、この法律相談の聞き取りに先だって法律相談で多い事例である借地借家、金銭消費貸借、交通事故、離婚相続等について担当教員が事実聞き取り上の注意点等の説明をしている。エクスターンシップは、法律事務所等で実際に実務家（主たる担当実務家は本学・本法科大学院出身の弁護士）と行動を共にして、実務家が、どのように基礎的理論を実務における事例に適用しているかを、体

験させることを目的としている。また、エクスターシップについては、各事務所の特徴を事前に説明したうえ、学生の希望を参考に配属先を決定している。この際、学生は希望する取り扱い事件、場所等を総合的に判断して、希望事務所を選択できるようになっている。

クリニックとロイヤリングにあつては、教員が学生に対して問題を提供して、グループディスカッションを行うことで、問題分析手法にも色々な考え方があることを認識させている。

クリニック及びエクスターンシップの実施に際しては、参加学生による関連法令の遵守の確保のため、①クリニック、エクスターンシップ等の授業、②訴訟記録等の閲覧、③法律事務所で行われた法律相談、④法律事務所への立入り、等の機会を通して知り得た事項について、理由と方法の如何を問わず第三者に対して伝達又は開示してはならない旨の誓約書を個々の学生から徴求している。また、損害賠償保険として、法科大学院生全員が法科大学院生教育研究賠償責任保険（公益財団法人 日本国際教育支援協会）に加入している。

クリニック及びエクスターンシップにおいては、担当教員が、単位認定の責任者となり、研修先の実務指導者と連携して、研修学生を適切に指導監督している。さらに、当然のことながら、研修学生には、研修先からの報酬を受け取ってはならない旨の指導を徹底している。エクスターンシップの評価については、研修担当弁護士の評価を 80%、出席・起案状況等を 20% の評価基準としている。この研修担当弁護士への評価の依頼については、事前にシラバスを送付し、授業内容の理解を求めた上で行われている。各研修担当弁護士の評価と各学生の報告書を総合的に評価して良好な者に 80 点以上を、平均的な学生に 75 点を、それ以下の者には 70 点を配点している。

模擬裁判にあつては、基本的には担当教員が各学生の評価を行っているが、学生の発言等を民事模擬裁判・刑事模擬裁判ともに 3～4 名の教員が見ており、学生の成績評価でずれが生じたことはない。

#### (3) 特に力を入れている取り組み

ロイヤリングにあつては、DV 被害者からの事情聴取手法の特殊性、カウンセリングと法律相談との違いについて、専門家（臨床心理士）をゲストスピーカーとして招き、専門分野からの視点で説明を行っている。

#### (4) その他

臨床科目の授業が展開するのはいずれも 3 年次であることから、これらの科目が集中することは学生にとっても負担となると思われる。そこで、臨床科目のうち、「模擬裁判」については、2019 年度からは 2 年次終了の春期（学年末）休暇期間に集中講義形式で実施し、学生の負担軽減、早期に司法試験に向けた勉強に集中できるような履修配置としているが、2020 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により夏期休暇期間に移行して実施した。

## 2 点検・評価

臨床科目4科目の内、模擬裁判2単位の外に、ロイヤリング、エクスターンシップ及びクリニックの中から、各1単位の2科目を履修しなければならないことから、本法科大学院での臨床科目の位置づけは重視されている。また、臨床科目を履修することで、それまでの法律科目の学習が実務でどのように使われているかを知ることができ、より法律を立体的なものと理解できるようになっている。

模擬裁判にあっては、刑事・民事模擬裁判ともに3～4名の教員が配置されており、初日の授業終了後も学生からの質問受付、尋問準備など熱心に対応に当たっている。

3年次のガイダンスで、クリニック、ロイヤリング、エクスターンシップの授業内容についての説明を行い、各学生が授業内容を十分に理解して、履修できるように努めている。

## 3 自己評価

B

〔理由〕臨床科目が、質的・量的に見て充実している。

## 4 改善計画

模擬裁判のうち刑事模擬裁判については、学生からの要望に応じてより充実した講義内容とするために2020年度より実務家教員（客員）を1名増員した。2020年度実施したオンラインによる民事模擬裁判における課題点をチェックして、コロナ禍後のニューノーマルに対応したオンライン模擬裁判になるよう改善を図る予定である

## 6－4 国際性の涵養

(評価基準) 国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。

### 1 現状

#### (1) 国際性の涵養

履修モデルとして、「渉外法務履修モデル」を設け、基礎法学・隣接科目として、EU法、法と経済及び外国法、展開・先端科目として、国際私法Ⅰ、国際私法Ⅱ、国際私法演習、環境問題と法Ⅰ、環境問題と法Ⅱ（演習）、知的財産法Ⅰ（著作権法）、知的財産法Ⅱ（特許・実用新案法）、知的財産法演習、保険法、独占禁止法Ⅰ、独占禁止法Ⅱ等を配置し、これら科目の履修が望ましい旨、学生に伝えている。

#### (2) 特に力を入れている取り組み

特になし。

#### (3) その他

渉外法務履修モデルで提示している国際私法、知的財産法などの履修を促し、法曹の国際化が求められている状況に適合するような法曹養成に取り組んでいる。

### 2 点検・評価

1(1)のとおり、国際性涵養に関わる科目は、多数存するが、原文購読を授業方法として採用する科目は存しない。在学生数、興味・関心度及び学生に過度に負担を掛けない配慮等から、やむを得ない、と考えている。

### 3 自己評価

B

[理由] 国際性の涵養に配慮した取り組みが、質的・量的に見て充実している。

### 4 改善計画

特になし。

## 第7分野 学習環境及び人的支援体制

### 7-1 学生数（1）〈クラス人数〉

（評価基準） 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

（注）

- ① 「1つの授業を同時に受講する学生数」とは、クラスに参加するすべての学生の数をいい、本科生、留学生、科目等履修生、聴講生等を含む。
- ② 「適切な数」とは、その開設科目として効果的な授業を行うのに適した人数をいう。法律基本科目の場合は、50人以下であること（ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない）、及び法律基本科目のうち必修科目の場合は、10人を下回ることのないように適切な努力がなされていることをいう。なお、50人以下か否かの点については◎基準、10人を下回るか否かの点については○基準とする。

#### 1 現状

##### （1） 1つの授業を同時に受講する学生数

資料として提出する【2019年度 法科大学院授業科目履修者数一覧（前期）】～【2020年度 法科大学院授業科目履修者数一覧（後期）】のとおりである。

必修の法律基本科目については、再履修の者を加えても35人は超えず、少人数教育となっている。基礎法学・隣接科目、展開・先端科目は、各1展開のため、選択する学生が集中すると人数が多くなる可能性があるが、時間割上の配置に工夫を凝らし、特定の科目に偏らないように、配慮している。

なお、学則第50条に規定する科目等履修生の入学許可については、現時点で予定していない。さらに、学則第51条に規定する特別聴講生についても、現時点では、入学許可は予定していない。また、本学の他専攻等の学生が本法科大学院の授業を履修することについても、制度上認めていない。

2020年度において履修者が10人以下となっている必修の法律基本科目は、「会社法特論」、「刑事法総合演習Ⅳ（刑事法事例演習）」、「民事法総合演習Ⅴ（民事訴訟法）」、「民法特論」である。「会社法特論」及び「刑事法総合演習Ⅳ（刑事法事例演習）」は、2019年度カリキュラムにより導入された科目の3年次配当科目であり、2020年度は法学既修者のみが履修対象となっていることによるものである。「民事法総合演習Ⅴ（民事訴訟法）」は、2019年度新カリキュラムにおいて廃止された科目であり、履修対象者が復学者のみとなったことによるものである。「民法特論」は法学未修者の単位増加措置により設置した科目であり、2年次の法学未修者のみが履修対象であることによる。

##### （2） 適切な人数となるための努力

法律基本科目で、1クラスが50人以上の人数となる授業はない。

【2019年度 法科大学院授業科目履修者数一覧（前期）】～【2020年度 法科大学院授業科目履修者数一覧（後期）】のとおり、2020年度からは、入学者及び在校生の実人数を考慮してより教育効果を高めるために全学年1クラス編成に改めた。

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

特になし。

## 2 点検・評価

法律基本科目の1クラスの学生数は、ほぼ10人以上50人以内である。

## 3 自己評定

B

[理由] 法律基本科目の1クラスの学生数が10人を若干下回る程度である。

## 4 改善計画

特になし。

## 7-2 学生数（2）〈入学者数〉

（評価基準）入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

（注）

- ① 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数进行う。
- ② 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数进行う。
- ③ 「バランスを失っていないこと」とは、入学定員の110%以下を標準として入学者数が収容定員に対するバランスを失っていないこと进行う。

### 1 現状

#### （1）過去5年間における入学定員に対する入学者数の割合

|        | 入学定員（A） | 入学者数（B） | 定員充足率（B/A×100） |
|--------|---------|---------|----------------|
| 2016年度 | 28人     | 21人     | 75.0%          |
| 2017年度 | 28人     | 28人     | 100.0%         |
| 2018年度 | 28人     | 23人     | 82.1%          |
| 2019年度 | 28人     | 29人     | 103.6%         |
| 2020年度 | 28人     | 22人     | 78.6%          |
| 平均     | 28人     | 24.6人   | 87.9%          |

入学定員及び入学者数は上表のとおりである。入学者数は過去5年間の平均で入学定員を上回っていない。

#### （2）入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力

過去5年における平均入学者数は、入学定員の110%を上回っておらず、現時点にて特段の施策を行う必要はないと考えている。

#### （3）特に力を入れている取り組み

入学者選抜における合格者数を的確に判断するため、経年データに基づき、適切に判断している。

#### （4）その他

厳格な合格判定の実施を前提として、3月に至るまで（2020年度は2月まで）入学者選抜試験を実施し、入学定員の充足率の維持に努めている。

### 2 点検・評価

入学者数は過去3年間の平均で入学定員を上回っていない。

また、入学定員を大幅に上回らないよう、入学者選抜においては、過去の実施データの分析等に基づき、適切な入学定員管理に努めている。

3 自己評定

合

[理由] 入学者数は入学定員の110%以内である。

4 改善計画

当面は現在の方策を継続する予定である。

### 7-3 学生数（3）〈在籍者数〉

（評価基準）在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。

（注）

- ① 「在籍者数」とは、在籍の法科大学院生の数をいう。
- ② 「収容定員」とは、「入学定員」に3を乗じた人数をいう。
- ③ 「バランスを失っていないこと」とは、在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないことをいう。

#### 1 現状

##### （1）収容定員に対する在籍者数の割合

###### 【評価実施年度の在籍者数の割合】

|      | 収容定員 (A) | 在籍者数 (B) | 定員充足率 (B/A×100) |
|------|----------|----------|-----------------|
| 1 年次 | 10人      | 19人      | 190.0%          |
| 2 年次 | 28人      | 13人      | 46.4%           |
| 3 年次 | 28人      | 17人      | 60.7%           |
| 合 計  | 66人      | 49人      | 74.2%           |

〔注〕「在籍者数」には、休学者を含む。

###### 【過去5年間における全体の在籍者数の割合】

|        | 収容定員 (A) | 在籍者数 (B) | 定員充足率 (B/A×100) |
|--------|----------|----------|-----------------|
| 2016年度 | 138人     | 57人      | 41.3%           |
| 2017年度 | 111人     | 61人      | 55.0%           |
| 2018年度 | 84人      | 65人      | 77.4%           |
| 2019年度 | 84人      | 63人      | 75.0%           |
| 2020年度 | 84人      | 49人      | 58.3%           |
| 平 均    | 100.2人   | 59.0人    | 58.9%           |

〔注〕「在籍者数」には、休学者を含む。

##### （2）在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための努力

現時点では、定員を充足することを重視しており、この点について特段の施策を行う必要はないと考えている。

##### （3）特に力を入れている取り組み

上記のように、この基準に関しての特段の取り組みは行っていない。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

上記の表で示したように、評価実施年度における1年次は在籍者数が定員を上回っているが、過去5年間を通じて見ても、在籍者数は収容定員内となっており、「在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと」という本評価基準を充足していると評価できる。

3 自己評定

合

[理由] 在籍者数は収容定員の110%以内である。

4 改善計画

特になし。

#### 7-4 施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉

（評価基準）教育及び学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

##### 1 現状

##### （1）施設・設備の確保・整備状況

###### ア 施設設備

本法科大学院は、入学定員が2016年度以降は28人（2015年度までは55人）、収容定員84人、専任教員19人の体制であるが、当初は入学定員60人、収容定員180人であり、かつ将来的に若干の規模拡大にも十分対応できることを念頭に整備したため、施設には十分な余裕がある。教室等については、中教室（50～80人規模）6室、小教室（20～30人規模）9室、法廷教室1室を備えているため、現状の同時限展開数4展開以下であることから、余裕を持った教室運営をしている。

また質的にも最新の設備及び冷暖房を完備して万全を期している。具体的には、法廷教室、中教室には最新のAV機器を備え、パワーポイント等を用いた授業を可能にしている。小規模教室についても移動可能なAV機器を利用して同様の授業ができるようになっている。

法科大学院生が授業時間以外の学習時間の大半を過ごす自習室については、学習に徹底して集中できるよう次のような機能的工夫をしている。

- ①個々に用意したキャレルは、一般的なものより大きく、法令集等の書籍を広げながら学習でき、また着席したときの独立性を高めている。
- ②キャレルには私物収納のロッカーをビルトインしている。
- ③自習室は適度な広さ毎に分割し、落ち着いた雰囲気演出している。
- ④無線LANを設置してIT環境を整えている。

座席の数量としては、本法科大学院の在籍者数49人〔実質収容定員66人（28+28+10）〕に対して162席を用意している。残りの113席については、修了1年目の修了生に対し、1年間（修了した年の4月1日から翌年の3月上旬まで）無料で貸与しているほか、希望者に対しては、翌年の司法試験が終了するまで（5月31日）の利用延長も認めている。さらに2015年度からは修了2年目以降にも条件によって、無料で利用延長が出来る制度を設立した。

学生の議論スペースとしては、自習室と同階である7階と8階に1部屋ずつ学生ラウンジを設置している。学生ラウンジには、コピー機が7階、8階にそれぞれ1台設置しており、自習室利用時間と同様8時から23時まで利用可能である。それ以外にも図書館法科大学院分館に2台（うち1台は教員優先）コピー機を設置しており、開館時間中（22時まで）の利用

が可能である。

教員室については、現在専任教員19人に対して、その数を上回る23室を用意している（うち2室は法学部教員が使用）。また学生のオフィスアワーに支障のないよう配慮をして、1研究室当たりの面積を従来の本法科大学院の研究室に比べ広くし（平均23.12㎡）、それに対応するためのテーブルを設置している。

非常勤教員用として、そのうちの1室を共同研究室（28.52㎡）として利用し、一度に3人のオフィスアワーに対応できるように配慮している。

教員が学生と面談するスペースとしては、上述した教員研究室を中心に行われているが、教員が学生の相談に応じる場合などの用途に開放している教員ラウンジを活用している教員も多い。

法科大学院棟はオートロックシステムを採用しており、学生証・教職員証による認証によって入退館を管理している。そのため、部外者がみだりに法科大学院棟内の施設に立ち入ることはできない仕組みとなっている。また、本法科大学院の教室、自習室、教員室、図書館法科大学院分館、法科大学院事務室等全てが法科大学院棟（大学8号館）に収められ、利用上便利なものとなっている。とりわけ図書館法科大学院分館は、学生が図書資料をより有効に活用して学習することができるよう自習室に隣接するフロアに設置されており、閉館時間についても、自習室の利用時間には可能な限り利用できるよう22時とするなどの配慮をしている。これらの諸施設は法科大学院用であるが、法科大学院の授業に差し支えない範囲でその承諾の下に一部学部 of 課外授業等にも教室が利用され、8階の2つの自習室については大学院に院生研究室として貸し出している。

#### イ 身体障がい者への配慮

2020年度までの本法科大学院の入学者において、身体に障がいのある学生は存在していないが、今後、身体に障がいのある学生が入学した場合、又は在籍している学生が身体に障がいを負った場合には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、当該学生の具体的要望を聞いて可能な限り対応する。必要であれば、院長を中心とした対応チームを立ち上げるなど、万全の体制で支援する。

なお、現在、障がいのある学生が校舎を利用する場合においては、正面前入り口の反対側に設置された通用口から車椅子で学内に出入りできるようになっている。建物内では、1階、3階に車椅子の学生が使用できる多目的トイレが設けられている。また、建物内はエレベーターが設置されており、移動する際に障がいとなるような物を無くす、バリアフリー化がされている。

#### （2）問題点及び改善状況

改善を要する点は見当たらないが、今後とも学生の意見を取り入れなが

らよりよい学習環境の構築に努めたい。

(3) 特に力を入れている取り組み

施設の建設にあたっては、中央教育審議会大学分科会法科大学院部会が2001年12月26日付けで示した「法科大学院の設置基準等について／論点を反映した骨子」の【施設及び設備】の項での提言（「施設及び設備については、法科大学院の目的に照らし、十分な教育効果をあげるためにふさわしいものとして整備されていることが必要である。各大学の取組の創意工夫により、例えば、自習室や模擬法廷等の施設の設置、図書館法科大学院分館の夜間開館、コンピュータやマルチメディア教材等の情報機器や参考図書等の充実など、法科大学院にふさわしい環境を整えることが期待される。」）を基に設計・施工した。なかでも特に本法科大学院が力点を置いたのは、1日の大半を過ごす学生の居場所としての自習室（特にその中のキャレル）の充実であり、その結果、法科大学院創設以来、常に利用者である学生達から好評を博している。また量的にも在学生全員が専用として占有できるようになっている。さらに修了1年目の修了生及び2015年度からは修了2年目以降の修了生にも条件によっては無料で在学生同様の使用を認めている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

上記のとおり、授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備について十分な余裕がある。また、図書館法科大学院分館、情報端末室は、学生が有効に活用して学習することができるよう自習室に隣接するフロアに設置されている等、教育の効果向上に向け有用なものが取り揃えられている。

3 自己評価

A

[理由] 施設・設備は非常に適切に確保、整備されている。

4 改善計画

当面は現在の方策を継続する予定である。

## 7-5 施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉

（評価基準）教育及び学習に必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

### 1 現状

#### （1）図書・情報源の確保

本法科大学院は独立した法科大学院棟8号館の6階のスペースに、法科大学院用図書館（専修大学図書館法科大学院分館、以下、本図書館又は法科大学院分館とする）を有し、教員と学生の利用の便を図ってきた。本図書館は、500㎡以上の床面積に約64,000冊収納の書架を備えている。

本図書館の利用者のために、法科大学院での教育及び学習に必要とされる判例集を中心にした書籍が所蔵され、さらに、関連する図書を備えており、法律専門図書館としての体裁を整えている。

本図書館は、教員と在学生だけでなく、受験準備期間にある修了生も利用可能としており、さらに、すでに法律家として勤務している修了生が訪れて必要な情報を得ることもできるようになっている。本図書館の座席は、在籍学生数63〔実質収容定員66人〕に対して80席用意している。

本図書館の授業期間の開館時間は、9時から22時までとしている。また、25日程度の休日開館を含め、年間開館日数は約300日となっており、本学の他の図書館と較べて多く開館されている。ただし、2020年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、開館時間を短縮して学内者を対象に事前来館予約制による限定開館を行うなど、通常とは異なる運用となった。また、来館できない利用者の便宜を図るため、本学図書館HP上に特設ページを開設し、様々な非来館型サービスを行った。

#### サービス内容

- ①図書郵送貸出サービス
- ②文献複写物郵送サービス
- ③オンラインレファレンス
- ④自宅で使える電子コンテンツ紹介

本学では、神田キャンパス内に専修大学図書館神田分館があり、法科大学院分館所蔵していない、図書、雑誌を利用することができる。図書の所在は図書館Webサイトから「専修大学蔵書検索OPAC（My Library）」の検索システムを通じて検索が可能であり、法科大学院分館、神田分館、さらに生田図書館の蔵書の有無や貸し出し状況を確認し、利用することができる。

2020年度、新たに神田10号館の13階・14階にKnowledge Base（専修大学図書館靖国通り分館）がオープンした。この図書館は、知識を深める拠点となるよう「Knowledge Base」と名付けられ、学生の学修用の基本図書を中心に

所蔵し、電子資料の提供も積極的に行う図書館になっている。

また、近隣の日本大学図書館法学部分館との間に相互利用の協定を結んでおり、同図書館の利用も可能となっている。

本図書館に所蔵されている図書、雑誌は以下のとおりである（2021. 1. 31 現在）。

#### 所蔵資料

①図書 26,004冊（和書23,872冊 洋書2,132冊）

②雑誌 和書 210タイトル

洋書 22タイトル

なお、神田キャンパスの3つの図書館、法科大学院分館、神田分館とKnowledge Baseは、合計すると約53万冊の図書資料を所蔵しており、本学図書館の蔵書数は全体で約197万冊になる。紙媒体だけでなく、データベースやインターネット情報等あらゆる情報を入手する機能を6階のフロアに集約するため、同フロアに情報端末室を設け、図書館内の情報検索コーナーと併せて、法令・判例等のデータベースの閲覧、インターネットを利用した学習、論文、レポートの作成等を容易にできるメディアセンター的位置づけとした。

#### 主要データベース

- 1) beck-online
- 2) D1-Law.com 法情報総合データベース
- 3) Hein-On-Line
- 4) JURIS Online
- 5) LEX/DBインターネット
- 6) Lexis®
- 7) LLI判例秘書アカデミック版
- 8) Westlaw Japan
- 9) 官報情報検索サービス
- 10) 聞蔵Ⅱシリーズ
- 11) 日経テレコン
- 12) ヨミダス歴史館

情報検索講習会は、図書館員により随時実施するとともに、専門のインストラクターを招いて、主要データベースの利用講習会を実施し、利用者の検索技術の向上を図っている。

新着の雑誌については別にコーナーを設けて閲読できる他、数種の新聞・雑誌を読むことができる。

コピー機を2台設置し、必要な文献をコピーすることができる。

本図書館に携わるスタッフ2名（レファレンス担当を含む）は司書の資格を有し、図書館開館時間には常駐しており、利用者の便宜を図っている。

本学図書館には、全学部から選出された教員と図書館の管理者からなる専修大学図書館委員会が組織されており、本法科大学院の専任教員1名もその委員として加わり、法科大学院分館以外の本学図書館の運営にも参画している。法科大学院の図書館委員は、神田分館の図書館職員と日常的に連絡を取りながら、法科大学院分館の運営に携わっている。

## (2) 問題点及び改善状況

本図書館の開館日についての学生の要望を受け入れ、開館日を本学の他の図書館よりも増やした。試験前には、休日開館も行っている。

## (3) 特に力を入れている取り組み

教員推薦図書コーナーを設け、各教員の専門科目についての推薦図書を毎年新しいものにしてきた。この推薦図書は、場合によっては同一の本が複数冊用意され、また図書館内での利用に限定することによって、多くのものが閲読できるように工夫されている。

他の法科大学院が刊行する雑誌については、相互交換を行い本図書館に収められている。

## (4) その他

図書館に所蔵してほしい図書資料がある場合には、学生も「専修大学蔵書検索OPAC (My Library)」から購入申込ができる。学生が希望する図書についてはできるだけ購入しており、その結果については直ちに図書館に掲示されてきた。

雑誌を製本化する場合は、神田分館と時期をずらすことによって、どちらかで読めるようにしてきた。

# 2 点検・評価

本図書館は、法科大学院棟内にあるために、時間を要せずに移動ができ、広い空間で必要な資料を閲読できる。必要な図書がどこにあるかは明瞭であり、図書館内の移動もスムーズに行うことができる。

各閲覧机に照明が設けられ、十分な明るさが確保されている。

利用した資料は館内数か所に置かれた館内閲覧図書返却台に戻せばよいシステムを採用し、本棚の整理は図書館スタッフが行っているため、本の整理整頓は適切になされている。

基本書については、新刊本が収められるようになっており、そのための予算も配慮されている。

本法科大学院の図書館については、最高の評価を与えることができる。また、神田分館については空間的に十分でない部分もあるが、法学・政治学分野の資料を中心に所蔵する図書館であり、教育及び研究並びに学生の学習に支障なく使用することができる。

学生からの積極的要望を受けるだけでなく、広く情報を収集し、学生が必要

とする図書がないか、及びそれを図書館に収められるかどうかについても、できる限り検討していくこととしたい。

### 3 自己評価

A

〔理由〕 情報源やその利用環境は非常によく整備されている。

### 4 改善計画

特になし。

## 7-6 教育・学習支援体制

(評価基準) 教育及び学習を支援するための人的支援体制が整備されていること。

### 1 現状

#### (1) 事務職員体制

事務体制としては、法科大学院事務部・法科大学院事務課を設置し（部長1名，課長1名，課長補佐1名，掛長1名，主任1名，課員1名，常勤嘱託1名，雇員（常勤）1名，計8名），本法科大学院の運営に関わる全ての事務事項（教務，学生支援，入試・広報，事務システム，教授会，教員人事，自己点検・評価，第三者評価，法科大学院運営委員会，研究室受付等）の業務を行っている。

#### (2) 教育支援体制

本法科大学院では，専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため，教員室・研究室受付として常勤嘱託の担当者を1名配置している。具体的な職務内容は以下のとおりである。

| 身 分  | 勤務地  | 所 属      | 職務内容                                                              |
|------|------|----------|-------------------------------------------------------------------|
| 常勤嘱託 | 神田校舎 | 法科大学院事務課 | ・教材作成補助業務<br>・学生へのレジュメ等配布業務<br>・教員室兼研究室受付業務<br>・その他法科大学院事務課に関する業務 |

#### (3) 特に力を入れている取り組み

法科大学院事務部・法科大学院事務課スタッフの熱意・努力により，教員・教授会との連携が図られ，教育目的達成のための学生支援の体制が整っている。

在学生支援プログラムでは，本法科大学院教員と事務課スタッフの間で，年4回程度プログラム全体についての打ち合わせを行っている。2020年度は，新型コロナウイルス感染拡大の影響により，前年度までと同様の対面会議形式での打合せは1回に留まったが，検討事項ごとにメールなどにより，意見交換等が行われた。

さらには，プログラム実施方針に基づき，教員，実務家講師，事務スタッフ間で共通の認識の下学生指導に当たれるよう，弁護士資格を有した事務職員が橋渡し役を担い，情報の共有を図っている。

(4) その他  
特になし。

2 点検・評価

必要なスタッフは確保されており，教員，事務スタッフの連携による充実した教育・学習支援体制が敷かれている。

3 自己評価

A

[理由] 支援の体制が，非常に充実している。

4 改善計画

特になし。

## 7-7 学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉

（評価基準）学生生活を支援するための体制が備わっていること。

（注）

- ① 「学生生活を支援するための体制」とは、経済的支援体制、精神面のカウンセリングを受けることのできる体制、身体面において障がいのある者を支援する体制、学生生活に関する相談に応じる体制を含むものとする。

### 1 現状

#### （1）経済的支援

奨学金は、学内奨学金、学外奨学金に分けることができる。

学内奨学金としては、学術奨励奨学生、今村力三郎記念奨学生、および経済支援奨学生のそれぞれに対する奨学金があるほか、今年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急支援奨学生に対する奨学金も設けられた。

ア 学術奨励奨学生は、次のとおりである。

##### （ア）スカラシップ入試奨学生

本法科大学院の入学選抜試験（スカラシップ入試）の合格者で、法学未修者及び法学既修者のうちから 20 名以内とし、入学金、授業料及び施設費相当額並びに月額 8 万円（年額 96 万円）を、法学未修者にあつては 3 年間、法学既修者にあつては 2 年間、奨学金として支給。

##### （イ）新入生学術奨励奨学生 A

本法科大学院の入学選抜試験の合格者のうち、その成績が極めて優秀な者で、法学未修者及び法学既修者のうちから 10 名以内とし、入学金、授業料及び施設費相当額を、法学未修者にあつては 3 年間、法学既修者にあつては 2 年間、奨学金として支給。

##### （ウ）新入生学術奨励奨学生 B

本法科大学院の入学選抜試験の合格者のうち、その成績が優秀な者で、法学未修者及び法学既修者のうちから 10 名以内とし、授業料の 2 分の 1 相当額を、法学未修者にあつては 3 年間、法学既修者にあつては 2 年間、奨学金として支給。

##### （エ）新入生特別学術奨励奨学生

本学の卒業生で、本法科大学院の入学選抜試験の合格者全員に、月額 8 万円（年額 96 万円）を、法学未修者にあつては 3 年間、法学既修者にあつては 2 年間、奨学金として支給。

なお、これらの学術奨励奨学生については、入学後の成績（G P A）が不良な者に対しては、奨学金支給停止の措置が取られる。また、各

奨学生制度の採用者数については、当該年度の採用者数の総計なども考慮のうえ決定していることから、既定の人数を超えての採用もあり得る。

| 採用年度   | スカラシップ入試<br>奨学生採用者数 |     |    | 新入生学術奨励<br>奨学生A採用者数 |     |    | 新入生学術奨励<br>奨学生B採用者数 |     |    | 新入生特別学術奨励<br>奨学生採用者数 |     |    | 合計 |
|--------|---------------------|-----|----|---------------------|-----|----|---------------------|-----|----|----------------------|-----|----|----|
|        | 1年次                 | 2年次 | 小計 | 1年次                 | 2年次 | 小計 | 1年次                 | 2年次 | 小計 | 1年次                  | 2年次 | 小計 |    |
| 2016年度 | 9                   | 5   | 14 | 3                   | 1   | 4  | 1                   | 1   | 2  | 3                    | 2   | 5  | 25 |
| 2017年度 | 9                   | 13  | 22 | 1                   | 2   | 3  | 1                   | 0   | 1  | 2                    | 2   | 4  | 30 |
| 2018年度 | 12                  | 6   | 18 | 0                   | 0   | 0  | 0                   | 0   | 0  | 0                    | 1   | 1  | 19 |
| 2019年度 | 19                  | 7   | 26 | 0                   | 0   | 0  | 1                   | 0   | 1  | 3                    | 0   | 3  | 30 |
| 2020年度 | 12                  | 5   | 17 | 0                   | 0   | 0  | 1                   | 0   | 1  | 4                    | 0   | 4  | 22 |

イ 今村力三郎記念奨学生は、次のとおりである。

本法科大学院の在学生のうち、前年度の学業成績が上位であり、かつ、日頃の学習態度及び人物の点からも本学が誇れる法曹となることが期待できる者に、その年度の授業料の2分の1相当額を奨学金として支給する。ただし、学術奨励奨学生の受給者は、対象外とする。

| 採用年度   | 今村力三郎記念<br>奨学生採用者数 |     |    |
|--------|--------------------|-----|----|
|        | 2年次                | 3年次 | 合計 |
| 2016年度 | 0                  | 3   | 3  |
| 2017年度 | 0                  | 0   | 0  |
| 2018年度 | 0                  | 0   | 0  |
| 2019年度 | 0                  | 0   | 0  |
| 2020年度 | 0                  | 0   | 0  |

ウ 経済支援奨学生は、次のとおりである。

(ア) 利子補給奨学生は、修学の継続のために金融機関の教育ローンに頼らざるを得ない学生に対して、在学期間中、毎年度申請することができ、当該年度の金利負担分の一部を奨学金として支給。

(イ) 家計急変奨学生は、主たる家計支持者の死亡又は失業、長期療養等に基づく経済的困窮により修学の継続が困難な者に対して、授業料の25%相当額を採用時に支給。

(ウ) 災害見舞奨学生は、火災、風水害、地震等に被災した者に対して、20万円を上限として支給。

| 採用年度   | 利 子 補 給<br>奨学生採用者数 |     |     |    | 家 計 急 変<br>奨学生採用者数 |     |     |    | 災 害 見 舞<br>奨学生採用者数 |     |     |    | 合 計 |
|--------|--------------------|-----|-----|----|--------------------|-----|-----|----|--------------------|-----|-----|----|-----|
|        | 1年次                | 2年次 | 3年次 | 小計 | 1年次                | 2年次 | 3年次 | 小計 | 1年次                | 2年次 | 3年次 | 小計 |     |
| 2016年度 | 0                  | 0   | 0   | 0  | 0                  | 0   | 0   | 0  | 0                  | 0   | 0   | 0  | 0   |
| 2017年度 | 0                  | 0   | 0   | 0  | 0                  | 0   | 0   | 0  | 0                  | 0   | 0   | 0  | 0   |
| 2018年度 | 0                  | 0   | 0   | 0  | 0                  | 0   | 0   | 0  | 0                  | 0   | 0   | 0  | 0   |
| 2019年度 | 0                  | 0   | 0   | 0  | 0                  | 0   | 0   | 0  | 0                  | 0   | 0   | 0  | 0   |
| 2020年度 | 0                  | 0   | 0   | 0  | 0                  | 0   | 0   | 0  | 0                  | 0   | 0   | 0  | 0   |

エ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急支援奨学生は、次のとおりである。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、主たる家計支持者の所得が大きく（40%以上）減少した者に対して、20 万円を上限として授業料を減免。

申請期間は、2020 年 6 月 1 日～2021 年 3 月 31 日としているが、申請者はいなかった。

学外奨学金としては、独立行政法人日本学生支援機構の無利子貸与奨学金である第一種奨学金、有利子貸与奨学金である第二種奨学金が中心となっている。また、定期採用の他に 2009 年度入学生より入学前に出願ができ、入学後「進学届」を提出することにより、4 月から貸与を受けることができる予約採用を導入した。

その他様々な機関、組織からの奨学金募集要項については、その入手の都度、掲示板・Web サイトに掲出して学生に対する広報を行っている。

| 採用年度    | 第一種奨学生<br>採用者数 |     |     |    | 第二種奨学生<br>採用者数 |     |     |    | 合計 |
|---------|----------------|-----|-----|----|----------------|-----|-----|----|----|
|         | 1年次            | 2年次 | 3年次 | 合計 | 1年次            | 2年次 | 3年次 | 合計 |    |
| 2016 年度 | 3              | 1   | 1   | 5  | 2              | 0   | 1   | 3  | 8  |
| 2017 年度 | 3              | 8   | 1   | 12 | 2              | 3   | 1   | 6  | 18 |
| 2018 年度 | 3              | 4   | 0   | 7  | 2              | 3   | 1   | 6  | 13 |
| 2019 年度 | 5              | 4   | 0   | 9  | 4              | 1   | 0   | 5  | 14 |
| 2020 年度 | 1              | 1   | 1   | 3  | 3              | 0   | 0   | 3  | 6  |

※併用貸与を受けることができる。

## （２）障がい者支援

#### ア 就学のために必要な施設及び設備について

身体面において障がいのある学生が校舎を利用する場合、正面入り口の反対側に設置された通用口から車椅子で学内に出入りできるようになっている。建物内では、1階、3階に車椅子の学生が使用できる多目的トイレが設けられている。また、建物内はエレベーターが設置されており、移動する際に障がいとなるような物を無くす、バリアフリー化がされている。

#### イ 修学上の支援等について

これまでの本法科大学院の入学者において、障がいのある学生は存在していないが、障がいのある受験生からの問合せはあり、上記の施設や設備を案内している。今後、障がいのある学生が入学した場合、又は在籍している学生が障がいを負った場合には、「専修大学における障がい学生支援に関する基本方針」に基づき、障がい学生支援室と連携して対応する。必要であれば、院長を中心とした対応チームを立ち上げるなど、万全の体制で支援する。

#### (3) キャンパス・ハラスメント等人間関係トラブル相談窓口

人間関係トラブルについては、本学の二つの窓口が対応している。

まず、2011年4月1日に制定した専修大学キャンパス・ハラスメント防止規程のもと、セクシュアル・ハラスメントに限らず、学内で生じる各種ハラスメントの防止や事後的対応について、本学キャンパス・ハラスメント対策室が担当している（なお、同規程は、合理的な改正を経て、改正されたものが2018年6月より施行されている）。同対策室は、各学部・大学院の教員及び職員の代表者から構成される全学的な組織であり、本法科大学院の専任教員1名が同対策室の構成員となっている。同対策室に対する相談は電話又はメールで行うことが出来るほか、直接本学生田キャンパス内の同対策室に相談に行くことも出来る。従前は、神田キャンパスで相談を希望する者に対しては、連絡を受けた際に、担当者が、生田キャンパスから神田キャンパスに移動して相談・対応にあたる体制であったが、2019年10月から、神田キャンパス9号館2階に対策室事務室が設置され、原則週2回（1月から3月は週1回）、事務局員が在室して相談等に応じる体制となっている。

また、本学神田1号館には学生相談室が開設されており、カウンセラーが常駐している（月曜日から金曜日の10時から19時まで、土曜日の9時から12時まで）。ここではハラスメントの訴えにまで至らない人間関係上のトラブル等についても随時相談できる体制が整えられているほか、ハラスメント事案の場合には随時学生相談室とキャンパス・ハラスメント対策室とが情報共有して調査し適当な措置をとるなどして対処している。

加えて、本法科大学院のクラス担任制度も、人間関係トラブル等の相談窓口としての機能を果たしている。クラス担任となっている教員には、学期毎

に行われる個々の学生との面談の機会などに、学生からの人間関係上の相談が寄せられることがあり、それに対しては適宜アドバイスをするほか、必要な場合には学内の適切な窓口へ引き継ぎを行うこととなっている。

#### (4) カウンセリング体制

本法科大学院での各種相談・学生対応体制の概略は、前述のとおりである。相談及びハラスメント等対応にあたっては、学生相談室のカウンセラーには全員臨床心理士を配置しており、またハラスメント対策室では、相談や連絡等の受付を大学職員が行い、調査委員会を立ち上げて調査・対応する等している。その際、臨機応変に臨床心理士や弁護士が協力しつつ事案に対応する体制をとっている。

キャンパス・ハラスメント対策としては、新入生のガイダンス時に本学でのキャンパス・ハラスメント相談対応の流れ等を記したリーフレット「ハラスメントのないキャンパスへ」を配布し(教員にも教員向けリーフレットを配布している。)、相談受付窓口を紹介しているほか、本学の Web サイトでも必要な情報を提供している。また、学生相談室については、前述のとおりクラス担任への相談から紹介を行うことがある。さらにアカデミックハラスメント防止等の目的から、本法科大学院教授会において、適宜注意を促し、問題意識を共有するような取り組みも行っている。

各相談窓口の学生からの相談件数については、キャンパス・ハラスメント対策室については、2019 年度においては全学での相談件数は 17 件(内 法科大学院 2 件)、2020 年度前期においては全学での相談件数は 8 件(内 法科大学院 0 件)であった。学生相談室については、2019 年度においては全学での相談件数は 4,170 件(内 法科大学院 38 件)、2020 年度前期においては全学での相談件数は 949 件(内 法科大学院 9 件)であった。

なお、キャンパス・ハラスメント対策室に法科大学院の学生が相談した場合、事柄の性質上、相談者やその内容について、法科大学院に連絡することにはなっていない。もっとも、対策室の室長は、キャンパス・ハラスメント防止規程に基づき、法科大学院長と協議をすることができる。実際、法科大学院長との協議が行われた事案があり、その過程で、調査・裁定申し立てに至る前に、相談者の要望が改善されたケースもあった。他方、法科大学院に相談があった場合には、キャンパス・ハラスメント対策室あるいは学生相談室を紹介し、連携した対応を行う体制をとっている。

#### (5) 問題点及び改善状況

特になし。

#### (6) 特に力を入れている取り組み

特になし。

#### (7) その他

特になし。

## 2 点検・評価

2011 年より司法修習生への給費制が廃止されたことから、能力のある法曹希望者が経済的理由により法科大学院への進学を諦めることがないよう、月額 8 万円を支給する制度など他大学には見られない本法科大学院独自の充実した奨学生制度を、2015 年度入学者から採用している。当該制度により、アルバイトで勉強時間を確保できないということがないようにして、法科大学院在籍中は勉強に専念できるように配慮している。なお、2017 年度以降の司法修習生に対しては給費制を一部復活させることになったが、法科大学院在学中の経済的支援の必要性は依然として高いことから、制度変更は加えていない。

もっとも、法科大学院生の経済的支援のため奨学生制度を充実させたが、その特質上、入学後の成績が不良な者に対しては、奨学金の支給を停止せざるをえず、そうした事態に至らないよう学生の指導をきめ細かく行っていくことが課題である。

奨学金以外の支援については、利用状況自体が実態としてほぼないため評価することが極めて難しいが、利用者が出た場合には適切に対応できる仕組みが作られている。

## 3 自己評定

A

〔理由〕 支援の仕組みは非常に充実しており、十分活用されている。

## 4 改善計画

特になし。

## 7-8 学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉

（評価基準）学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。

### 1 現状

#### （1）アドバイス体制

##### ア 入学前の説明会

入学予定者に対しては、入学前に「入学予定者説明会」を開催している。入学後どのように学習するか、また、司法試験で求められているものは何か等についても説明し、法曹実務家に求められるものを、具体的事例を用いて解説している。入学後の学習イメージを持たせ、入学者特有の不安の払拭に努めている。

##### イ 新入生ガイダンスについて

入学後の「新入生オリエンテーション・ガイダンス」においては、まず、法科大学院長から本法科大学院における教育理念・教育目的を十分な時間をかけて説明し、学生の理解を深めるようにしている。

##### ウ クラス担任制について

1年次から4年次までのクラスについては、2名のクラス担任がいる。1クラスは最大でも20名程度の単位としており、専任教員が持ち回りで担任を行っている。

少人数クラスにより、学生間の親交が図られるとともに、懇親会等の機会を通じて教員と学生の交流も密にしながら、学生が教員に学習・生活面の問題について相談し易い環境を作り出すよう努めている。履修の相談については、2019年度より「履修相談受付期間」を新設し、各クラス担任が相談を受け付ける。また、年に2回実施している「クラス面談」を始めとする学生の相談の内容は、クラス担任を通して教授会に報告され、教員間の共通の認識となるようにしている。

##### エ オフィスアワーについて

オフィスアワーの一覧表は新学期のガイダンス時に、各教員ごとに、曜日・時間・開催場所及びメールアドレスを記載して配付している。オフィスアワーにおいては、学習内容に限らず個々の学習環境についても質問を受けるため、相談者同士が接することがないように、電子メール等による予約制を基本として秘密保持に配慮している。

オフィスアワーは、通常専任教員研究室で行われている。本法科大学院ではこのオフィスアワーを想定して本学の他学部の研究室よりも広い面積を確保している。

#### オ 学習支援体制について

2012 年度以降は、アカデミックアドバイザー制度を導入し、本法科大学院を修了した 2 名の弁護士が定期的（週に各 1 回ずつ担当）に、学生の支援に当たっている。なお、2 名とも後述の在学生支援プログラムの実務家講師を兼務しており、学習進捗度の十分な把握に基づく適切な助言が可能となっている。

法学既修者・法学未修者ともに、入学前の段階において導入授業（憲法、行政法、民法、刑法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法）を実施して、入学後に直ちに始まる講義に備えた学習支援をしている。ただし、新型コロナウイルス感染拡大の影響により 2020 年度入学者に対しては、2020 年 3 月実施の 3 回の導入授業を中止とした。2021 年度入学予定者に対しては、オンデマンド講義 2 時間と Google Meet を利用した同時双方向型講義 1 時間の形式による導入授業を実施した。

さらに、本法科大学院では、授業支援を目的として、本法科大学院を修了した実務家講師による在学生支援プログラムを展開している。

本プログラムでは、法律基本科目について授業担当教員と実務家講師が共同でカリキュラムの内容を決定し、実務家講師が個々の学生の到達度を確認しながら演習を行っている。この演習は授業担当教員による講義と連動しており、また実務家講師は授業担当教員に対して実施状況や学生の到達レベルを報告している。このプログラムを実施することによって、授業担当教員と実務家講師双方が学生の達成度を確認することができるようになっている。本プログラムの実施により、授業担当教員による講義においては、受講している学生の実力に合った内容に随時修正を加えながら実施することが可能となり、一方、実務家講師による支援プログラムにおいては、講義における理解度の低い部分を重点的に補うことが可能となり、両者を通じて学生の基礎的知識の修得と基本的概念の理解を徹底することが可能となっている。2020 年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、前期の授業開始が遅れたり、授業形式の変更が生じたりしたが、支援プログラムは、授業の実施形式に合わせる形でほぼ例年通り実施された。

また、毎年の本法科大学院司法試験合格者全員に執筆依頼して、冊子形式の『司法試験合格体験記』を発行して、在学生に配付している。また、合格者による座談会を実施し、在学生の司法試験合格に対するモチベーションを上げる機会を設けている。

#### （２）学生への周知等

導入授業や入学予定者説明会等の案内については、各入試の合格通知に同封し周知に努めている。また、Web サイトにも記載している。オフィスアワー、アカデミックアドバイザー制度及び在学生支援プログラムについて

の案内は、例年4月に実施されるガイダンス時に配布している。

活用状況として、特に在学生支援プログラムについては、基礎的知識の理解を深めるものとして周知が進んでおり、約6割程度の学生に利用されている。

### (3) 問題点及び改善状況

学生から、特に問題点を指摘されることや改善要求をされている事項はない。学生が自主的にアドバイスを求める場合や質問をしてきた場合に、都度回答するとともに、前期・後期各一度、学生全員と個々に、クラス面談を実施しているので、十分に学生からの要望を聞く機会は設けられている。また、2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、授業の実施方法が、対面形式のみではなく、オンライン形式も用いることで多様な授業形態となったことから、授業の実施方法等に対する学生の要望を聞き取る機会として、FD委員会にて中間期にも自由記載形式のアンケートを実施した。

### (4) 特に力を入れている取り組み

学習支援の一環として実施している在学生支援プログラムにおいては、各科目担当教員と実務家講師とが連携し、各学生の勉学状況に関する情報を相互に共有することによって、有機的な学習支援体制を敷いている。

また、本法科大学院教員と事務課スタッフの間で、年4回程度在学生支援プログラム全体についての打ち合わせを行っており、プログラム実施方針に基づき、教員、実務家講師、事務課スタッフ間で共通の認識の下、学生指導に当たれるよう、弁護士資格を有した事務職員が橋渡し役を担い、情報の共有を図っている。

### (5) その他

クラス担任による個別面談の他にも、実務家教員による個別面談（主に学習面を中心とした面談）も実施し、実務家の視点から学生に対する学習支援を行っている。

2018年までは在学生支援プログラムの一環として模擬裁判担当教員と実務家講師の指導により、夏期休暇中、主に1、2年次を対象として、希望者に対し模擬裁判を体験させた。2019年以降は、1年次の進級要件として、共通到達度確認試験が導入されたことに伴い、その過去問や試行試験の問題等を用いて、12月末に対策講座（6回）を実施している。

## 2 点検・評価

オフィスアワー、クラス面談、アカデミックアドバイザー等を通して学生からの質問を受ける機会は適切に確保されており、周知も十分になされている。また、寄せられた相談に対応するための体制も整えられている。2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、オンライン形式も用いることで、

正課授業がオンライン形式となっても質問を受ける機会を確保した。

### 3 自己評価

A

〔理由〕 アドバイス体制は非常に充実し、よく機能している。

### 4 改善計画

学生へのアドバイス体制については、学生からの意見・要望も適宜取り入れ、また教員間において学生支援に関する情報の共有を図りながら、より一層充実するよう努めて行く予定である。また、オンライン形式によるメリットも一定程度認められるところなので、コロナ禍後のニューノーマルに対応できるようにオンライン方式も取り込んだ上でより適切なアドバイス体制を構築する予定である。

## 第8分野 成績評価・修了認定

### 8-1 成績評価〈厳格な成績評価の実施〉

(評価基準) 厳格な成績評価基準が適切に設定・開示され、成績評価が厳格に実施されていること。

#### 1 現状

##### (1) 成績評価基準の設定

###### ア 法科大学院としての成績評価方針

本法科大学院では、2004年5月26日開催の法科大学院教務委員会で、「法科大学院における試験と成績評価の取扱い等に係わる申し合わせ」を行い、その直後の教授会で承認を得ている。この申し合わせは、必要に応じて法科大学院教務委員会で改正の審議を行い、その都度教授会の承認を得ており、現在では次のとおりとなっている。

- ・「優れた成績」であると認められるものについては、その内容に応じて、B評価(84～80点, GP3.00)以上とする。「抜群に優れた成績」には最高評価であるA評価(100～90点, GP4.00)を付し、「特に優れた成績」についてはB+評価(89～85点, GP3.50)とする。
- ・「妥当と認められる成績」については、その内容に応じて、C評価(74～70点, GP2.00)以上とする。ただし、その上限はC+評価(79～75点, GP2.50, 「良好な水準に達していると認められる成績」)とする。
- ・「合格と認められるが最低限度の成績」については、その内容に応じて、D評価(64～60点, GP1.00)以上とする。ただし、その上限はD+評価(69～65点, GP1.50, 「一応の水準に達していると認められる成績」)とする。上記のもの以外については、不合格と認め「到達目標に達していない成績」とし、F評価(59点以下, GP0.00)とする。

この内容については、各教員に対して、授業が始まる前の段階で、「授業・試験等についてのお知らせ」を配付して伝えている。また、定期試験の出題依頼の際には、「法科大学院における試験と成績評価の取扱い等に係わる申し合わせ」を、採点依頼の際に「採点について(依頼)」、「厳格な成績評価についてのお願い」をそれぞれ配付して、あらかじめ学生に明示した「授業の目的と到達目標」を基準に採点するように依頼している。これによって、各教員が最低限の目標に到達したと評価した学生に対して、単位を付与することとしている。

###### イ 成績評価の考慮要素

各授業科目共通のフォーマットを使用したシラバスには、その冒頭に

＜授業の目的と到達目標＞を明示し、それを踏まえた＜成績評価方法＞では、到達目標を基準とした成績評価方法を設定している。

授業科目ごとに、①毎回の授業時間における予習内容や質疑応答を含む平常点、②講義期間中のレポート等の課題、③試験結果（小テスト・中間テスト・期末試験）等の配点の割合も明記している。

従前は、出席のみを評価の対象としていたこともあったが、学生が授業に出席するのは当然のことであり、これを改めて授業時間における予習内容等を評価対象とした。このことから、成績評価に当たっては、授業への取り組み等日頃の学習態度も重視し、授業への真剣な取り組みの程度と理解の程度の双方を適宜評価している。他方、法科大学院においては各科目の習熟度を確保する必要があるため、平常点の評価のみでは合格点を与えず、期末試験を中心とする試験結果に最も大きな比重を置いて評価している。①乃至③の評価を行うことで、各科目に応じて、設定された到達点に達しているかを評価することとした。期末試験の実施にあたっては、原則として2週間の試験期間を設け、各科目120分の試験時間を取り、実施方法等も事前に学生全員に明確に告知した上で、厳格に筆記試験を実施している。学生に対しては、十分な試験準備ができるよう、1人1日2科目以下の受験となるように配慮している。

なお、法律実務基礎科目のうち法情報検索、模擬裁判、クリニック、ロイヤリング、及びエクスターンシップについては、その授業の性質上、期末試験ではなく、実習中の平常点等に基づいて成績評価を行っており、その評価基準等についてもシラバスで明示している。

#### ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

評価の区分については、アで述べたとおりである。成績評価は、各授業担当教員により事前にシラバスで明示された＜授業の目的と到達目標＞及び＜成績評価方法＞に基づく絶対評価で行われており、学生の能力・資質を正確に反映するよう客観的かつ厳格に行われている。

なお、従前は絶対評価を基本としながらも評価ごとに目安として得点分布（A評価：5%以下等）を設定していたが、在籍者の減少により、各授業科目の履修者数が減少し、目安に合わせた評価を行うと逆に厳格な評価にならない状況が表出してきたことから撤廃した。

#### エ 再試験

単位未修得者への再試験は実施していない。

#### オ 各教員の担当科目についての成績評価基準

各科目について、シラバスに成績評価方法を記載している。

### （2）成績評価基準の開示

開示内容、開示方法・媒体、開示の時期については、入学時の「オリエンテーション・ガイダンス」で「法科大学院要項」を配付して、評価の内

容、具体的評価方法等を開示周知している。また、この内容は毎年各期の授業開始前に開催される「履修ガイダンス」でも、改めて説明をして学生の理解を得ている。

### (3) 成績評価の厳格な実施

#### ア 成績評価の実施

成績評価に当たっては、授業への取り組み等日頃の学習態度も重視し、授業への真剣な取り組みの程度と理解の程度の双方を適宜評価している。しかし、法科大学院においては各科目の習熟度を確保する必要があるため、平常点の評価のみでは合格点を与えず、期末試験を中心とする試験結果に最も大きな比重を置いて評価している。複数の教員で担当するいわゆるオムニバス授業にあっては、各教員が担当部分の採点が終了した後に、その評価について相互に内容を確認して、全体的評価の打合せをして、最終的評価を行っている。

試験問題出題時には、シラバスに明記されている配点の割合を基に、各科目で事前に設定・明示された到達目標を基準として成績評価を行うこととし、試験問題についてその趣旨に沿って出題を依頼している。

試験答案は学籍番号、氏名がわからないように綴ることにより、採点時の匿名性を担保している。

また、試験終了後には、学生に対して、採点済み答案（コピー）を返却し、講評解説の実施期間を設け全試験実施科目において試験問題について解説等を行う機会を設けるとともに、各教員が試験講評資料を配付するなどして到達点を具体的に開示している。

成績評価方法に変更が生じた場合には、各教員から変更を学生に周知することとしている。

なお、法律実務基礎科目のうち法情報検索、模擬裁判、クリニック、ロイヤリング及びエクスターンシップについては、その授業の性質上、期末試験ではなく、実習中の平常点等に基づいて成績評価を行っており、その評価基準等についてもシラバスで明示している。

全科目の成績分布表を授業担当の全教員に配付するとともに、教授会においても配付を行い検討がなされている。

#### イ 成績評価の厳格性の検証

前期、後期成績評価終了後、まずは、教務委員会にて各科目の成績分布一覧表を配付し、厳格性に疑いのある科目がないかを審議する。さらに、教授会においても成績分布一覧表が配付され、成績分布を全専任教員に明らかにした上で質疑応答がなされている。また、前期・後期の成績評価終了後、6－1－1で述べた自己点検シートの作成の際、教員各自が、厳格な成績評価について自己点検している。このことは、進級及び修了の各認定の厳格さの一因となっている。

ウ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた成績評価の実施とその検証

各科目については、「授業の目的と到達目標」がシラバスに記載されている。したがって、試験問題は到達目標に達したかを確認するものである。また、採点に当たっては、到達目標を基準とし厳格な成績評価の実施を文書により各教員に依頼している。そのため、単位認定をされた者は、原則としてその科目で求められた法科大学院の学生が最低限度修得すべきとされている内容を修得したものと評価されたことになる。また、前述したとおり、前期・後期成績評価終了後、教授会において各科目の成績分布一覧表が配付され、成績分布を全専任教員に明らかにした上で、質疑応答がなされ、さらに、前期・後期の成績評価終了後、各教員が、厳格な成績評価実施を、自己点検シート作成により確認している。このことが、単位認定及び進級基準であるGPAに反映され、進級判断が厳格になされる一因となっている。

エ 再試験等の実施

単位未修得者に対する再試験は実施していない。

(4) 特に力を入れている取り組み

シラバスで明らかにしている各科目の【到達目標】に到達していることを最低限の基準として、各年次において、到達すべき基準を設定している。3年次においては、修了直後に行われる司法試験に十分に合格可能であり、かつ3年以内に司法試験に合格できると見込まれる程度の学力を修得していることを基準とし、司法試験及び共通到達度確認試験をもとに2年次、1年次の到達すべき基準を段階的に設けている。各教員は、前後期末試験終了後、当該試験問題に関する出題趣旨、配点割合、採点基準等を明記した試験講評資料を学生に示して、出題の狙い等が学生に伝わるようにしている。また、試験講評資料を用いて学生が自己採点できるように、採点済み答案(コピー)を学生に返却している。さらに、全試験実施科目において講評解説の実施期間を設けて、学生に対する講評及び各学生からの個別の質問を受ける機会も設けて、より出題の意図及び学生の学修到達状況を明確に伝えることができるように工夫している。

(5) その他

2020年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、前期・後期共に定期試験の実施を見送った。これに代わる措置として、前期は事前課題や授業内小テストによる評価を積み上げることで成績評価を行った。後期は定期試験期間において一部の展開先端科目を除いてオンライン起案を実施し、事前課題や授業内小テストの評価と組み合わせることによって成績評価を行った。オンライン起案は、講義で使用しているGoogleClassroomに起案開始10分前にアップした問題文を受講生が各自で印刷した上で、所定の時間

内（2時間）で起案した答案をPDFにしてオンラインにて提出するというものである。Webカメラによる監督には限界があることから、資料の参照を一切可としたうえで出題することにより、公平性を担保した。担当教員はリアルタイムで受講生の起案状況をモニター（パソコン画面）越しに視ることにより、第三者に介在などの不正行為がないように監督を行った。代替的措置をとったことにより、年度初めに学生に配付したシラバスの成績評価方法が変更になったが、科目毎に担当教員より学生に対して丁寧な説明をし、学生が理解できるように努めた。

## 2 点検・評価

厳格な成績評価について、まずは、教務委員会にて各科目の成績分布一覧表を配付し、厳格性に疑いのある科目がないかを審議する。また、平常点に関して厳格性が疑わしい科目があった際には、教務委員会で審議の上、疑いのある科目の担当者と院長、教務委員会委員長が面談をし、是正を促している（2019年度は2科目について実施した）。さらに、教授会において、各科目の成績分布一覧表に基づく質疑応答による第三者の目による評価が行われ、その後、自己点検シートによる教員各自の自己点検が実施されている。このことが、単位認定や進級の基準となるGPAが厳しく判定される要因となっている。他方、未だに厳しく評価していない科目が一部存在する事実は否定できないところなので、修了生の司法試験合格率（短答式試験合格率・論文試験合格率）の結果から、より、全科目において例外なく単位認定を厳しくする必要がある。

## 3 自己評定

B

[理由] 成績評価基準の内容又は事前開示の方法について、法科大学院に必要とされる水準に達しており、成績評価が厳格に実施されている。

## 4 改善計画

可能な限り、本法科大学院修了生の短答式試験果及び司法試験各科目の司法試験論文試験の結果等も分析して、個々の科目につき、本法科大学院で最低限履修すべき事項の内容、及び達成度の判断につき、より組織的に検証し、司法試験合格率に結びつく、厳格な成績評価を実施したい。

法科大学院は法曹養成を目的とした専門職養成教育機関であることにかんがみれば、本法科大学院の修了認定においては、司法試験合格水準に達していることを一つの重要な目安とすべきであると考えている。こうした考えに基づく厳格な成績評価が持続的に実施できるように、教授会等における意見交換を通じて教員相互の共通認識をあらためて確認できるような方策を検討している。

法務研究財団から、「修了生の司法試験合格率にかんがみると、すべての授業科目について、一層厳格な単位認定を行う必要がある。進級に必要な現行の要件（G P A1.50）を引き上げることに加え、平常点が全員同一であるなどの一部の科目について平常点の付け方を見直すこと」との指摘を受けている。これらの指摘点について、まず2018年度入学生からは進級に必要なG P Aを「2.00」に引き上げる対策を講じ、併せて低迷する合格率を上昇させることを目指して厳格な進級・修了判定を行うこととした。2018年度から定期試験終了後（2020年度については成績評価後）の教務委員会において全科目の成績分布が分かる資料をもとに成績評価について協議し、その協議を踏まえて教授会では全科目の成績分布が分かる資料を配付して、各科目の評価を互いにチェックする等して平常点を含む評価の適正を図るなどの教員全体としての点検も実施している。このように、一層厳格な単位認定であることを担保し、成績評価において緩やかな評価を防止することで、もって司法試験合格率が高まるよう努めている。平常点の付け方についても、各教員間で厳格な単位認定であるとの認識を共通にするために教授会あるいはその後に行われる懇談会及びFD研究集会において意見交換をするなどして、緩やかな評価とならないような方策をとっている。また、厳格な単位認定については、専任教員のみならず本学法学部及び学外から出校している教員に対しても教務委員長名で成績評価に関する通知文を発出するなどして周知徹底し、認識が共有できるよう、専任教員間で共有した平常点の付け方のみならず法科大学院における単位認定及び進級・修了認定のあり方を周知している。

修了判定については、個々の成績評価の積み上げで行っているため、3年次後期開講の必修科目の単位認定により修了の可否が決定されることになる。このような修了判定に直接かわる科目の成績評価の在り方については、厳格な成績評価に関して教務委員会及び教授会において議論を重ね、一定の基準を定めるに至った。今後は、厳格な成績評価が担保でき、司法試験合格率が上がるように教授会等においてこれまで以上に意見交換を続け、可能な限り認識を共通にしていく。

## 8-2 修了認定〈修了認定の適切な実施〉

(評価基準) 修了認定基準，修了認定の体制・手続が適切に設定・開示された上で，修了認定が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切に設定され」ているとは，法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて，修了認定要件が設定されていること，及び，修了認定要件としての，必要単位数や履修必要科目（必修科目や選択必修科目），他の大学院や他の法科大学院等との単位互換条件等が，適用される法令に準拠し明確に規定されていることをいう。修了に必要な単位数は93単位以上でなければならない，100単位程度までで設定されることが望ましい。

### 1 現状

#### (1) 修了認定基準

修了認定基準は，専修大学専門職大学院学則 46 条に規定されている。

##### ア 法学未修者について

本法科大学院では，3年以上在学し，5－6履修（2）〈履修登録の上限〉1（1）の表に従い108単位以上の単位を修得し，かつ通算GPAが2.00以上であることを修了要件としている。進級要件については，各セメスターにおける必修の法律基本科目を全て履修し，各年度の終了時における通算のGPAが2.00以上であることとしている。1年次及び2年次においては，休学期間を除いて同一年次に2年を超えて留まることができないため，進級要件を2年連続して満たすことができなかった場合には，退学となる。なお，2018年度以前の修了要件及び進級要件については，「法科大学院要項」を参照されたい。

##### イ 法学既修者について

2年以上在学し，5－6履修（2）〈履修登録の上限〉1（1）の表に従い72単位以上の単位を修得し，かつ通算GPAが2.00以上であることを修了要件としている。進級要件については，各セメスターにおける必修の法律基本科目を全て履修し，各年度の終了時における通算のGPAが2.00以上であることとしている。また，2年次においては，休学期間を除いて，同一年次に2年を超えて留まることができないため，進級要件を2年連続して満たすことができなかった場合には，退学となる。なお，2018年度以前の修了要件及び進級要件については，「法科大学院要項」を参照されたい。

#### (2) 修了認定の体制・手続

修了認定は教授会の審議事項となっており、修了判定対象学生それぞれの修了要件充足状況を確認する資料を基に審議資料を作成し、審議を行っている。決定後は、掲示により修了発表を行い、ただちに成績通知書を配付することで修了要件充足状況を本人にも確認をさせている。

(3) 修了認定基準の開示

入学時のオリエンテーション・ガイダンスで「法科大学院要項」を配付している。また、その後毎年前期・後期授業開始前に開催される履修ガイダンスにおいても周知している。

(4) 修了認定の適切な実施

ア 修了認定の実施状況

2020 年度は、修了判定対象者 16 名中 12 名が修了した。未修の修了者 7 名（2016～2017 年度入学者）のうち、修得単位数が最も多かった者は 113 単位であり、最も少なかった者は 106 単位である。平均は 107.6 単位であった。

既修の修了者 7 名（2017～2018 年度入学者）のうち、修得単位数が最も多かった者は 74 単位であり、最も少なかった者は 70 単位である。平均は 71.7 単位であった。

未修了となった 6 名はいずれも修了要件単位未修得者である。

イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた修了認定の実施とその検証

各科目における授業の目的と到達目標を基準に厳格な評価を行うことを単位付与の方針としているため、それらの単位の積み上げにより、修了認定をおこなっている。また、「8－1 成績評価〈厳格な成績評価の実施〉」（4）記載のとおり、各年次における成績評価基準を策定している。

(5) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(6) その他

2020 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、前期・後期共に定期試験の実施を見送った。これに代わる措置として、前期は事前課題や授業内小テストによる評価を積み上げることで成績評価を行った。後期は定期試験期間において一部の展開先端科目を除いてオンライン起案を実施し、事前課題や授業内小テストの評価と組み合わせることによって成績評価を行った。従来とは異なる成績評価方法であるが、厳格な成績評価が担保できるように各教員が工夫を凝らし、また教授会においても成績評価については慎重に審議し、法科大学院に必要とされている水準を保つことができた。係る成績評価に基づいてさらに厳格な修了認定を行った。

## 2 点検・評価

修了生の司法試験合格率(短答式試験合格率・論文試験合格率)の結果から、修了認定の厳格さが不十分であると言わざるを得ない。個々の成績評価の積み上げで修了認定をしていることから、一部の科目に偏ることなく、より全般的に、個々の科目において、成績評価・単位認定を厳しくする必要がある。しかしながら、2019年度に引き続き司法試験短答式試験合格者を確実に増加させることができ2020年度は司法試験最終合格者の対受験者比率を20%台に戻すことができた。また2019年、2020年と1年目修了生のうち複数名が最終合格をしている。徐々にではあるが厳格な成績評価・修了認定の効果が現れつつあり、取り組みとしては一定の評価が認められる。

### 3 自己評価

#### C

[理由] 修了認定の基準・体制・手続の設定、修了認定基準の開示が、いずれも法科大学院に必要とされる水準に達しており、修了認定が適切に実施されている。

### 4 改善計画

2019年、2020年の司法試験短答式試験合格率が確実に向上し、また2019年、2020年と継続しては1年目修了生のうち複数名が最終合格している。徐々にではあるが厳格な成績評価・修了認定の効果が現れつつあり、取り組みとしては一定の評価が認められる。今後も修了生及び在学生の学習状況・試験結果を分析して、これまでの取り組みを検証し、問題点の早期発見と改善をする予定である。

### 8－3 異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉

（評価基準）成績評価及び修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており，適切に実施されていること。

#### 1 現状

##### （1）成績評価における異議申立手続

###### ア 異議申立手続の設定・実施

2017年度まで成績評価に対する異議申立手続については明文の学内規定を設けていなかったが，2018年4月1日に「専修大学法科大学院における修了判定及び進級判定並びに成績評価に対する異議申立てに関する規程」を制定した。また，規程の制定に先駆け，2017年後期において，規程案に基づくから異議申立の機会を学生に与えた。

###### （ア）異議申立手続概要

- a. 異議を申立てようとする学生には，異議申立書を，法科大学院事務課を通して法科大学院長に提出させる。ただし，事前に担当教員との面談等を通じて，成績評価に関する説明を受けていることを前提とする。
- b. 異議申立期間は，成績評価等の結果開示日から原則として3日以内（各期の当該異議申立期間については定期試験時間割とともに公表する）とする。
- c. 院長は異議申立書を受理した場合，直ちに教務委員会委員長に開示する。
- d. 教務委員会委員長は異議の内容に応じ担当教員又は法科大学院事務課に意見書の作成を依頼する。依頼のあった担当教員又は法科大学院事務課は速やかに意見書を作成することとする。
- e. 教務委員会委員長は申立期間最終日から7日以内に教務委員会を開催し，意見書に基づき，異議申立ての適否につき審査し，審査結果を速やかに院長に報告する。
- f. 院長は審査結果を，速やかに異議申立てをした学生に対し，書面で回答するとともに，教授会に対して報告を行う。
- g. 審査の結果に対する異議申立ては認めない。

###### （イ）2019年度前期・後期に実施した異議申立手続の具体的日程

- a. 前期
  - ・成績通知書配付（9月7日（月））
  - ・異議申立期間（3日）（9月7日（月）～9月9日（水））
  - ・異議申立審査期間（9月9日（水）～9月15日（火））

※新型コロナウイルス感染拡大の状況により、定期試験を中止したことにより、試験講評解説実施期間は設けなかった。

b. 後期

- ・オンライン起案講評解説実施期間（2月24日（水）～3月2日（火））
- ・教授会（進級判定・修了判定）（3月2日（火））
- ・修了発表・成績通知書配付（3月3日（水））
- ・異議申立期間（3日）（3月3日（水）～3月5日（金））
- ・異議申立審査期間（3月5日（金）～3月11日（木））

イ 異議申立手続の学生への周知等

「法科大学院 試験実施要領」に異議申立について手続および異議申立の方法を記載し、また異議申立手続についての掲示を行い周知した。

(2) 修了認定における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定・実施

2017年度まで修了認定に対する異議申立手続については明文の学内規定を設けていなかったが、2018年4月1日に「専修大学法科大学院における修了判定及び進級判定並びに成績評価に対する異議申立てに関する規程」を制定した。また、規程の制定に先駆け、前記(1)記載のとおり2017年度後期より実施した。

イ 異議申立手続の学生への周知等

「法科大学院 試験実施要領」に異議申立について手続および異議申立の方法を記載し、また異議申立手続についての掲示を行い周知した。

(3) 特に力を入れている取り組み

各教員は、試験終了後、当該試験問題に関する出題趣旨、配点割合、採点基準等を明記した試験講評資料を学生に示して、出題の狙い等が学生に伝わるようにしている。また、試験講評資料を用いて学生が自己採点できるように、採点済み答案（コピー）を学生に返却している。さらに講評解説の実施期間を用いて全試験実施科目において、学生に対して講評を行う機会及び各学生からの個別の質問を受ける時間も設けて、より出題の意図及び学生の学修到達状況を明確に伝えることができるように工夫している。

これらの試験講評等を行うことによって、学生に対しては異議に至る前に自ら納得できるようにしている。また、採点済み答案（コピー）を返却し、採点基準等を明確にすることにより、異議申立時において申立理由を記載しやすいようにしている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

異議申立制度は正式には2018年度からの実施であるが、2017年度の後期試

験から事実上の運用をしている。異議申立制度の趣旨は、学生に周知されて、  
規程に基づいて徹底した運用がなされている。

### 3 自己評定

#### A

〔理由〕成績評価及び修了認定の説明や異議申立手続の整備、学生への周知等  
いずれも非常に良好である。

### 4 改善計画

異議申立の件数は少ない。これは教員の採点評価・成績評価が適切・適正  
であることによるものと推測できるが、他方で異議申立をしても認められな  
いというような萎縮効果が学生に生じることがないように適正な運用を心掛  
けて行く。

## 第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適格認定）

### 9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適格認定）

（評価基準）法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が、適切に実施されていること。

（注）

- ① 「法曹に必要なマインドとスキル」とは、社会から期待される法曹となるために備えておくべきマインドとスキルをいう。
- ② 「適切に実施されている」といえるためには、法曹となるにふさわしい適性を持った人材に、「法曹に必要なマインドとスキル」を養成するための専門職法学教育が実施され、「法曹に必要なマインドとスキル」を備えた者が修了するようになっていることが必要である。

#### 1 現状

##### （1）法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

###### ア 法曹に必要なマインド・スキル

###### （ア）本法科大学院が考える「法曹に必要なマインド・スキル」の内容

本法科大学院は、教育理念として、「議論による問題解決能力」を修得させることを掲げた。この議論による問題解決能力は、法廷弁論における弁護士の訴訟活動等に求められることが顕著であり、その他法曹の幅広い活動においても、まず第1に求められるものであるが、日弁連法務研究財団が示す、2つのマインド（法曹としての使命・責任の自覚、法曹倫理）を当然の前提とし、7つのスキル（問題解決能力、法的知識－基礎的法的知識・専門的法的知識・法情報調査、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、創造的・批判的検討能力、法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力）とほぼ一致するものと考えている。

###### （イ）本法科大学院による検討・検証等

上記マインド・スキル（議論による問題解決能力）については、本法科大学院設立後の自己点検・評価委員会及び教授会で教育理念が検討され、入試制度、カリキュラム編成、授業内容・方法は、いずれも、この教育理念を基に組み立てられている。なお、2017年3月に、教授会において議論し、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを作成したが、教育理念等については従前の方針を貫くことを確認している。

###### （ウ）科目への展開

前述したとおり，本法科大学院の教育理念における議論による問題解決能力の修得は，日弁連法務研究財団の示す2つのマインドを当然の前提とし，7つのスキルとほぼ一致するものである。以下，日弁連法務財団の基準に従って説明する。

a 2つのマインド

① 法曹としての使命・責任の自覚

本法科大学院は，具体的に，「社会生活上の医師」とも言うべき市民生活に根ざした法曹や，強い責任感を持ち，ビジネスの先端的・国際的分野でも活躍できる優れた法律家を養成することを目指し，このことは，「入学ガイド」や入試説明会等で繰り返し説明している。また，個々の授業も，責任ある法曹としての活動が使命であることを前提に実施されている。

② 法曹倫理

5－4科目構成(3)＜法曹倫理の開設＞で述べたとおり，3年次前期に，必修科目として配置し，裁判官，検察官及び弁護士に関わる倫理を修得させている。

b 7つのスキル

① 問題解決能力

具体的には，以下の②～⑦のとおりである。また，1－1＜法曹像の周知＞で述べたとおり，本法科大学院では，未知の問題の解決能力の修得をも意識して，問題解決能力の修得を掲げている（「問題」とは，「現にある状態」と「あるべき状態」との差（ギャップ）が意識された状況を言い，したがって，このギャップに気付くことが「問題発見」であり，それを解消することが「問題解決」である）。

② 法的知識－基礎的法的知識・専門的法的知識・法情報調査

5－2科目構成(2)＜科目の体系性＞に記載したとおり，1年次に法律学の最も基礎的な知識及び理論を教育する科目を配置し，2年次以降に，展開・先端科目を配した。法情報調査については，法律実務基礎科目の選択科目として，1，2年次に配置したが，ガイダンスにおいて，教務委員会委員長が履修するよう強く指導している。

③ 事実調査・事実認定能力

民事事件における事実認定については，民事実務演習の授業で元裁判官が，事実認定論を担当している。その他，民事実務演習(基礎)，民事実務演習，要件事実(基礎)，要件事実及び民事法文書作成等において，実務家教員が事実認定の基本的仕組みを学生に理解させている。刑事事件の事実認定についても，刑事実務演習等において，実務家教員が，証拠能力，証拠力，証拠評価等について，学生に理解させている。

④ 法的分析・推論能力

1年次の法律基本科目においても勿論意識しているが、特に、2年次以降の法律基本科目の演習科目及び法律実務基礎科目において、課題を与え、学生に対して基礎理論の適用による解答の準備或いは起案作成等を求めるとともに、授業における質疑応答、学生各自の起案に対する添削、講評を通じて、学生に修得させている。

⑤ 創造的・批判的検討能力

法律基本科目及び法律実務基礎科目の各演習科目における質疑応答、起案により養成している。また、判例のない未知の問題への解答、あるいは一方の当事者側の立場からの立論を求めるなどの工夫をしている。

⑥ 法的議論・表現・説得能力

法律基本科目及び法律実務基礎科目の各演習科目における質疑応答、起案、及び法律実務基礎科目の選択必修科目であるクリニック、ロイヤリング及びエクスターンシップで養成している。

⑦ コミュニケーション能力

法律基本科目及び法律実務基礎科目の各演習科目における質疑応答、法律実務基礎科目のクリニック、ロイヤリング、エクスターンシップ及び模擬裁判等により、養成している。

イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

(ア) 本法科大学院が設定する「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

「法科大学院要項」に、＜授業の目的と到達目標＞で記載した内容である。科目によって、上記7つのスキル獲得の重点が異なるが、1年次の法律基本科目では、法的知識、法的分析・推論能力が主となり、2年次以降の法律基本科目の演習科目及び法律実務基礎科目においては、それに、事実調査・事実認定能力、創造的・批判的検討能力、法的議論・表現・説得能力及びコミュニケーション能力が追加されることになる。

(イ) 本法科大学院による検討・検証等

設立当初より、最低限修得すべき内容の設定につき議論が続けられてきたが、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」が公表された以降、それを元に、各科目の到達目標を設定することが、教授会で確認された。また、シラバス作成時において、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」を踏まえて作成するよう依頼している各講義担当者に依頼している。しかし、到達目標とされた事項につき網羅的に、授業で実施することは困難であり、学生の自学自修が求められることは当然である。シラバスでは、＜授業の目的と到達目標＞でその内容を明らかにした。設定した内容の適切性、学生の達成度については、毎年、全専任教員に点検を求めている。

#### (ウ) 科目への展開

上記(ア)で述べたとおりである。なお、2017年3月に教授会で作成したディプロマ・ポリシーに記載したとおり、共通言語である「法律学の基礎理論」を、反論を踏まえた上で、具体的事例・問題に適用し展開・発展させる能力の獲得が、全体としての到達目標である。

#### (2) 法曹に必要なマインド・スキルの養成状況及び法曹養成教育の達成状況

入学者選抜においては、本法科大学院が2017年3月に作成したアドミッション・ポリシーのとおり、意欲をもって、基礎理論の修得及びそれに基づく議論を展開することができる人材か否かを判定することとしている(法学既修者入学選抜においては、これに厳格な既修認定が加わる)。また、カリキュラム編成においては、本法科大学院のカリキュラム・ポリシーのとおり、1年次に、法律基本科目(憲法・民法・商法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法)につき、その議論の前提となる共通言語(基礎理論)を徹底的に修得させ、2年次に、その基礎理論の具体的事例への適用、3年次に、反論を踏まえた上で、具体的事例・問題に即して議論を展開・発展させる能力を修得できるような講義内容とした。成績評価・修了認定においては、科目ごとに謳った<授業の目的と到達目標>を基準に判定することとした。また、その目的のため、少人数のクラス編成、研究者教員及び実務家教員の適切な配置、実務との接触を図る授業の展開及び多様な展開・先端科目を配置した。また、学生の自学自修を図るため、学生各自にチャレを与え、また、法情報を容易に取得できるよう法科大学院棟に図書館法科大学院分館を設け、また、資料収集・検索のためのパソコン、コピー機を同図書館に設置した。

なお、法学未修者教育の充実の見地からの履修単位数増加措置(5-6履修(2)<履修登録の上限>1(2)参照)を導入した。

#### (3) 特に力を入れている取り組み

教員の人的構成の充実さを継続させること、及び、授業内容・方法につき、必要があれば、教授会、あるいはプロジェクトチームを編成のうえ検討し、その結果を反映させるようにしている。また、経済的な理由で法曹への道を断念せざるを得ない者に対して、奨学生制度による経済的支援を行い、本法科大学院での履修が可能になるようにしている。

#### (4) その他

学生の授業内容理解を助けるため、本法科大学院修了の弁護士が担当者となる、アカデミックアドバイザー及び在学生(法学未修者・法学既修者)支援プログラムの制度を設けた。

## 2 点検・評価

法務研究財団から、指摘を受けた、修了・進級要件については8-1成績評価(厳格な成績評価の実施)、FD委員会の開催については、4-1 教育内

容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（１）（FD活動）に記載したとおり、改善し実施している。

2020 年度司法試験合格者は 8 名であり、司法試験合格率は 20.00%であった。更に合格率を上昇させるため、「1－3 自己改革 4 自己点検に基づく改善計画」に記載した入試、教育、厳格な成績評価を実施していきたい。

### 3 自己評価

B

〔理由〕法曹養成教育への取り組みが、良好に機能している。

### 4 改善計画

入学者選抜については、既修者認定をより厳格に行うとともに、未修者・既修者の入学後の成績を検証し、入学者の質を確保するための方策を、幅広く検討していきたい。

成績評価については、可能な限り、本法科大学院修了生の司法試験短答式試験果及び論文式試験結果等も分析して、個々の科目につき、本法科大学院で最低限履修すべき事項の内容、及び達成度の判断につき、より組織的に検証し、司法試験合格率に結びつく、厳格な成績評価を実施したい。

FD活動については、授業アンケート結果に対するフィードバック、自己点検等をより確実に実施する方策を検討し実施したい。

以上